

**中国の主要サービス産業に対する
投資関連規制等に関する調査
(2013年改訂版)**

**2013年3月
日本貿易振興機構(ジェトロ)**

はじめに

2012年の日中貿易は前年比3.3%の減となり、2009年以来3年ぶりに減少した。これは中国経済の減速、円高や現地生産の進展、反日デモなどの影響を受け中国向け輸出が10.4%減少したことが大きく影響している。一方、対中投資は対前年比7.1%増と伸びており、業種別に見ると非製造業全体では10.6%増であるが、そのうちサービス業については同じく69.5%と高い伸びを示している。

世界の工場から大消費地にもなった中国であるが、伸び率はやや鈍化するものの、今後も高い成長が期待でき、それに伴い消費者ニーズも多様化し、また増大するものと予想される。日本のサービス産業にとっても重要性を増してくるものとなろう。

ジェトロは、対中進出を検討している日本企業からの情報ニーズが高い主要サービス業29業種について、中国での投資関連規制、進出の諸手続きについて調査し、Q&A形式にてわかりやすくまとめた報告書を2010年3月に公表した。今回、これらの業種・業態について最新の情報を見直すとともに、新たに18の業種・業態を追加したのが本書である。

レポート作成に当たっては2013年3月までの最新情報を最大限盛り込んだ。しかしながら、中国では投資関連諸規定・手続きの変更がしばしば行われるほか、各地域の事情によって一部手続き等運用が異なる場合も見られる。対中進出の検討に当たっては進出先の諸手続きを改めて確認することをご留意いただきたい。

本レポートがサービス分野で対中進出を検討される皆様の参考となれば幸いである。

2013年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
生活文化・サービス産業部

目 次

1. 対外貿易企業.....	1
2. 商業企業.....	5
3. 飲食業.....	13
4. 工業廃棄物処理.....	19
5. 美容理髪業.....	25
6. 旅行業.....	31
7. 人材紹介業.....	36
8. 国際貨物代理業.....	41
9. 道路貨物運輸業.....	45
10. 航空貨物輸送業.....	49
11. 印刷業.....	54
12. 図書、録音録画製品等販売.....	59
13. インターネット通信販売.....	64
14. インターネット関連企業.....	69
15. 携帯電話付加価値サービス.....	74
16. 電気通信企業.....	78
17. ソフトウェア開発および関連サービス企業.....	83
18. 教育業.....	88
19. レジャー産業.....	93
20. 社会福祉機関.....	99
21. フランチャイズ.....	105
22. 煙草と酒類の販売.....	109
23. 中古車販売.....	115
24. 自動車整備.....	119
25. レンタカー.....	124
26. 不動産仲介.....	127
27. 内装工事.....	131
28. ゲームセンター.....	138
29. スポーツジム.....	144
30. リース業.....	148
31. 倉庫保管業.....	152
32. ブライダルサービス業.....	155
33. 葬祭施設業務.....	158
34. 外資系銀行.....	161

35. 金融業（商業ファクタリング）	165
36. 広告業	169
37. サービス業（不動産管理サービス企業）	175
38. ショッピングモール建設プロジェクト	180
39. 医療機関	186
40. マッサージ業	191
41. 建設工事設計業	195
42. ホテル業	202
43. ベンチャーキャピタル企業	205
44. 株式投資企業	209
45. コンサルティング会社	214
46. コンビニエンスストア	217
47. 上演場所経営業	222

1. 対外貿易企業

Q：中国に対外貿易会社を設立したいと思っておりますが、投資に関する規定はありますか。

A：商務部は 2004 年 6 月に『外商投資商業領域管理弁法』を施行し、対外貿易企業を輸出入経営権のある卸売型商業企業に分類しました。そのため、対外貿易企業の設立は、『弁法』の規定に従って審査手続きを行わなければなりません。

2011 年の『外商投資産業指導目録』によると、一般商品を取り扱う対外貿易企業は許可類になります。また、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、ガソリン（完成品）、原油、穀物、植物油、砂糖、煙草、綿花、音響・映像製品などの特殊商品を取り扱う対外貿易企業は制限類になります。

対外貿易企業の設立には、資本金と出資比率に関して以下の点に注意してください。

1. 資本金。法律の規定によれば、二人以上の投資者がいる場合、資本金は最低 3 万元あることが必要であり、投資者が一人である場合は、資本金は最低 10 万元とされています。ただし、実際上は、審査機関は資本金が経営規模に見合ったものであることを要求しますから、資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可が得られないことがあります。
2. 出資比率。一般商品を取り扱う対外貿易企業に対しては、法律には出資比率に関する制限はありません。外国からの投資者は、独資、合弁、共同経営のいずれかを選択して企業を設立することができます。現在、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、ガソリン（完成品）、原油、穀物、植物油、砂糖、煙草、綿花等の特殊商品経営を営む対外貿易企業に対しては、法律上、一定の出資比率に関する制限が設けられています（同一の外国からの投資者が中国国内で計 30 を超える店舗を開設し、かつ商品が異なる種類およびブランドに属し、異なる供給元から仕入れる場合は、外国投資者の出資比率は 49%を超えてはならないことになっています）。ただし、投資者が『大陸と香港との一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』ならびに『大陸とマカオとの一段

3. 『と緊密な経済貿易関係に関する取決め』において定められている香港、マカオのサービス提供者の場合は、独資による経営が認められています。『外商投資商業領域管理弁法補充規定（五）』によれば、中国大陸で持つ店舗数が累計 30 を超え、複数の供給元の複数の品種の食糧を販売する香港、マカオのサービス提供者の場合は、広東省に限って独資による経営が認められています。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：工商名称仮登記手続き後、対外貿易企業の投資者は、所在地の商務主管部門で直接審査手続きを行うこととなります。商務主管部門の審査を経て認可を得た後、投資者は現地法人の工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、外国貿易経営者届出（現地の商務主管部門）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくこととなります。

通常、商務主管部門の審査期間は 15～20 業務日で、後続の手続きには 2～3 か月の期間が必要となります。

Q：ほかに何か注意すべきことがありますか。

A：

1. 通常、審査機関は対外貿易企業が取り扱う商品の種類に対し、一定の制限を加えています。例えば、上海市審査機関の採る原則は、一般対外貿易企業の取り扱う商品は 5 大分類を超えてはならないというものです。投資者が商社の場合は、10 大分類まで拡大されます。
2. 外資対外貿易企業の経営期間は一般に 30 年を越えることができません。中国の中西部地区に外資商業企業を設立する場合、経営期間は 40 年を越えることができません。

3. 対外貿易企業は国の関連規定に従い、認可された取扱商品の範囲内で貨物、技術の輸出入および関連サービスの自営または代理を行い、自社で輸入した商品の国内卸売業務に従事しなければなりません。国が割当額、許可証による管理を行なう輸出入商品については、国の関連規定に従い、国务院の主管部門から割当額、許可証を取得しなければなりません。
4. 『煙草専売許可証管理弁法』によれば、外資商業企業は、煙草専売品の卸売もしくは小売だけでなく、フランチャイズや加盟店その他再投資等の形による煙草の専売業務を行ってはなりません。つまり、対外貿易に従事する商業企業といっても、煙草の対外貿易に従事することはできません。

政府の関連窓口

商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務業処

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：北京東長安街 2 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『煙草専売許可証管理弁法』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2007/content_830535.html
3. 『外商投資商業領域管理弁法』：
http://www.fjaic.gov.cn/zcfg/xzgzjzjgfwj/200909/t20090902_1802.htm
4. 『外商投資商業領域管理弁法』補充規定：
<http://www.chinagrain.gov.cn/n16/n1077/n313349/2228866.html>
5. 『外商投資商業領域管理弁法』補充規定二：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2007/content_751775.html
6. 『外商投資商業領域管理弁法』補充規定三：
<http://xiangxi.hninvest.gov.cn/zcfg/45151.htm>

7. 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定四：
http://www.gov.cn/gzdt/2009-03/03/content_1249455.htm
8. 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定五：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201204/20120408091666.html>
9. 『商務部による外商投資商業企業審査を地方部門に委託することに関する通知』：
http://www.gov.cn/gzdt/2005-12/16/content_129252.htm
10. 『商務部による外商投資商業企業への審査許可の権限委譲事項に関する通知』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200810/20081005849558.html>
11. 『対外貿易経営者届出登記弁法』：
<http://www.zpasc.gov.cn/newsInfo.aspx?pkId=2010>
12. 『商務部による対外貿易経営者登録登記業務の更なる権限委譲関連問題についての通知』：
<http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/zh/zmgz/P020090218340102182650.pdf>

2. 商業企業

Q：中国で服飾品卸売関連の会社を設立したいと考えていますが、投資に関しどのような規定がありますか。

A：中国では、卸売業は商業分野に該当するため、商務部が2004年6月に施行した『外商投資商業分野管理弁法』の規定に従い審査手続きを行う必要があります。同弁法によれば、商業分野には主として、卸売、小売、コミッション代理、特別許可経営の4種の業務が含まれますが、現在、外資企業が多く従事しているのは、卸売、小売、コミッション代理の3業務です。これらは『商業特別許可経営管理条例』に従い、審査手続きを経なければなりません。

2011年版の『外商投資産業指導目録』では、卸売と小売を次のように定義しています。

1. 奨励類第6類：

- ▶ 一般商品の共同配送、生鮮農産品の低温配送等の現代物流およびその関連技術サービス。
- ▶ 農村連鎖配送。
- ▶ パレットプールおよびコンテナ共用施設の建設と経営。

2. 制限類第6類：

- ▶ 直売、通信販売、ネット販売。
- ▶ 食糧買入、食糧、綿花、植物油、砂糖、煙草、原油、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料の卸売、小売、配送（30超の店舗を擁し、異なる種類およびブランド、異なる供給元からの商品を販売するチェーン店を設立する場合、中国側が支配権を持つ）。
- ▶ 大型農産品卸売市場の建設と経営。
- ▶ 録音録画製品（映画を除く）の販売（合作に限る）。
- ▶ 船舶代理（中国側が支配権を持つもの）、国際船舶検数（合弁、合作に限る）。
- ▶ ガソリン(完成品)およびガソリンスタンド（同一の外国出資者が30超の店舗を擁し、異なる種類およびブランド、異なる供給元からのガソリン((完成品))を販

売するチェーン店を設立する場合、中国側が支配権を持つ) の建設、経営。

商業企業の設立には、資本金と出資比率に関して以下の点に注意してください。

1. 資本金。法律の規定によれば、二人およびそれ以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万元あることが必要であり、投資者が一人である場合は、資本金は最低10万元とされています。ただし、実際上は、審査機関は資本金が経営規模に見合ったものであることを要求しますから、資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可が得られないことがあります。
2. 出資比率。服装卸売企業に対しては、法律には出資比率に関する制限はありません。外国からの投資者は、独資、合弁、共同経営のいずれかを選択して企業を設立することができます。現在、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、ガソリン（完成品）、原油、穀物、植物油、砂糖、煙草、綿花等の商品経営を営む商業企業に対しては、法律上、一定の出資比率に関する制限が設けられています（同一の外国からの投資者が中国国内で計30以上の店舗を開設し、かつ商品が異なる種類およびブランドに属し、異なる供給元から仕入れる場合は、外国投資者の出資比率は49%を超えてはならないことになっています）。ただし、投資者が『大陸と香港との一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』ならびに『大陸とマカオとの一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』において定められている香港、マカオのサービス提供者の場合は、独資による経営が認められています。『外商投資商業領域管理弁法補充規定（五）』によれば、中国大陸での店舗数が累計30を超え、複数の供給元の複数の品種の食糧を販売する香港、マカオのサービス提供者の場合は、広東省に限って独資による経営が認められています。

Q：商業企業の設立審査手続きは具体的にはどのようなものですか。

A：卸売業に従事するとすれば、投資者は直接担当部門で審査手続きを行うこととなります。小売業に従事しようとする場合は、投資者は店舗所在地の政府主管部門に申請し、都市発展および都市商業発展要求に適合することを証明する文書を発行してもらい、これを商務主管部門に提出して審査手続きをする必要があります。現在、上海では店舗の都

市発展および都市商業発展要求への適合性に対する審査は、後続の商務主管部門の審査に組み入れられ、政府主管部門の内部手続きの一部となっています。これにより、審査手続きは簡素化され、審査期間の短縮化が実現しました。なお、このような動きは、現時点では全国的には広まっていません（特に一部の商業が発達していない地域では実行されていません）。

商務主管部門の審査を経て認可を得た後、投資者は現地法人の工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、外国貿易経営者届出（現地の商務主管部門）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくことになります。

通常、商務主管部門の審査期間は15～20業務日で、後続の手続きには2～3か月の期間が必要となります。

経営モデル、取扱商品の種類および審査事項によって、審査機関の等級も異なります。通常は以下のようになっています。

部門	審査権限
商務部	<ul style="list-style-type: none"> ➤ テレビ、電話、通信販売等による無店舗販売を営む企業の新規設立。 ➤ 録音録画製品の卸売、書籍、新聞、定期刊行物の販売を営み、投資総額5000万ドル以上の外資企業の設立およびその変更事項。 ➤ 『外商投資産業指導目録』の奨励類と許容類で投資総額3億ドル、制限類で投資総額5000万ドル（以下、「限額」という）以上の外資企業の設立およびその変更事項。 ➤ 一回当たりの増資額が上記限度額以上の増資事項。
省級商務主管部門	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上述の商務部が審査権限を持つものを除いたその他外国の投資者による商業企業の新規設立。 ➤ 上述の商務部が審査権限を持つものを除いた既に設立された外国の投資者による商業企業の変更事項。

Q：すでに中国に金型製品を製造する生産型企業を設立していますが、生産型企業は自社製品に関連しない販売を経営範囲に追加することができますか。

A：追加することができますが、以下の2点に注意してください。

1. 商務部の『外商投資非商業企業の販売経営範囲追加に関する通知』（以下、「販売規定」という）によれば、商業以外の外資企業は販売（卸売、小売、コミッション代理）を経営範囲に追加することができます。小売店を開設する場合は、『外商投資商業領域管理弁法』における小売店の開設の規定に基づいて申告する必要があります。
2. また、販売規定によれば、生産型企業が販売を経営範囲に追加した後も、生産型企業として経営する場合、通常、その販売営業収入が総売上の30%を上回ることはできません。この比率を超えれば、工商部門は企業名の修正を求め、税務部門は企業にその営業範囲の修正を求めることがあります。

Q：設立された商業企業は輸出入業に携わることができますか。

A：外国投資者は、卸売業または小売業の申請をすると同時に商品の輸出入業を申請することができます。企業設立時に、審査機関へ輸出入商品目録を提出し、商品のHSコード番号を表記します。認可を得た後、対外貿易経営者の届出手続きを行う必要があります。

Q：その他、特に小売業について、何か注意すべきことはありますか。

A：以下の4点に注意してください。

1. 企業設立申請前に、工商管理機関で名称仮登記手続きを行う必要があります。
2. 近年、日本の投資者は、服飾品、和菓子、化粧品、家電の小売業等幅広い投資を行っています。これらの商品を販売するとき、以下の点に注意すべきです。
 - ▶ 製品は日本製である場合は、中国の品質およびラベルに関する規定を遵守し、中国語でラベルを作成する必要があります。

▶ 商品によって特別な規定が設けられています。上記の日本企業の人気商品について、それぞれ紹介します。

(1) 服装品

服飾品は、流通規制が厳しい商品です。小売企業に対して、服飾品の品質、ラベルの貼付、内容が中国の強制的品質基準に合致するか否かについて、品質監督部門による抜取検査がよく行われます。

(2) 食品（和菓子）

食品販売に対する管理は非常に厳しいです。商業企業の設立手続きに加えて、店舗所在地の工商部門に『食品流通許可証』を申請しないと、食品（和菓子）を販売することができません。また、食品製造または飲食業にかかわる場合、飲食業に分類される可能性があり、その場合は『飲食サービス許可証』を申請する必要があります。

(3) 化粧品

- a) 化粧品を販売するには、承認番号（批准文号）を取得しなければなりません。また、輸入化粧品の場合は、届出番号（备案号）を取得しないと、中国で生産または（および）販売することができません。
- b) 化粧品の販売には特別な許可が必要ではありませんが、『化粧品標識管理規定』に従い、化粧品にその名称、成分、生産地もしくは加工地、生産許可マークおよび番号/輸入届出番号、正味含有量、製造日、有効期限等の内容を表記しなければなりません。

(4) 家電

家電販売について、主として以下の2点に注意してください。

- a) 中国では、一部の家電製品に対し強制的製品認証（3C 認証）を行っています。3C 認証目録に列記された家電製品（例えば、電磁鍋、電子レンジ等）を販売するとき、これらの家電製品に中国国家認証認可監督管理委員会により発行された 3C ラベルを貼り付ける必要があります。強制的製品認証製品について、中国国家認証認可監督管理委員会がそのウェイブサイトで同製品の情報を公表しています。

b) 『家庭用 AV 商品交換返品責任規定』によれば、「三包」政策を実施している製品について、小売商業企業が「修理、交換、返品」を保証する必要があります。現在、自転車、カラーテレビ、白黒テレビ、家庭用ビデオ、ビデオカメラ、ラジカセ、エレクトーン、家庭用冷蔵庫、洗濯機、扇風機、電子レンジ、電気掃除機、家庭用エアコン、レンジフード、ガス給湯器、ミシン、時計、オートバイ、携帯電話、固定電話、マイクロ・コンピューターおよび家庭用 AV 製品計 22 類商品は「三包」の対象に挙げられています。「三包」の具体的な内容は下記の通りです。

- ✓ 製品が販売された日より 7 日間以内に、故障が生じた場合、返品、交換または修理を請求することができます。
- ✓ 製品が販売された日より 15 日間以内に、故障が生じた場合、返品または修理を請求することができます。
- ✓ 「三包」期間内に 2 回修理しても、正常使用できない製品に対しては、修理記録と証明に基づいて、無償で同じ型番、規格の製品と交換するかまたは関連規定に基づき、返品することができます。

注：三包期間は製品によって異なっています。例えば、電子レンジは、1 年ですが、主要部品の三包期間は 2 年となっています。

- ✓ 「90 日間」規定および「30 日間」規定によれば、三包期間内に、生産者が部品を供給せず、修理を受付した後 90 日間を経過しても修理できない場合、修理者は修理状況の説明をしなければならず、消費者はそれに基づき販売者に対し無償で同じ型番、規格の製品の交換を請求することができます。修理者自らの原因により修理期間が 30 日を超えた場合は、修理者は、無償で消費者の請求によって同じ型番、規格の製品を交換し、かつ修理費用を負担します。

3. 通常、審査機関は企業が取り扱う商品の種類に対し、一定の制限を加えています。例えば、上海市審査機関の採る原則は、一般商業企業を取り扱う商品は 5 大分類（例：服飾品類、食品類、家電製品類等）を超えてはならないというものです。投

資者が商社の場合は、10大分類まで拡大されます。

4. 外資商業企業の経営機関は一般に30年を越えることができません。中国の中西部地区に外資商業企業を設立する場合、経営期間は40年を越えることができません。
5. 『外商投資産業指導目録』には明確に定められていませんが、『煙草専売許可証管理弁法』によれば、外資商業企業は、煙草専売製品の卸売または小売を営んではならず、特許、フランチャイズ加盟の受け入れその他の再投資などの、変則的な煙草専売製品の経営を営んではなりません。

政府の関連窓口

商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務業処

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：北京東長安街2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『商業特別許可經營管理条例』
http://www.gov.cn/zwgk/2007-02/14/content_527207.htm
3. 『煙草専売許可証管理弁法』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2007/content_830535.htm
4. 『外商投資商業領域管理弁法』：
http://www.fjaic.gov.cn/zcfg/xzgzjzjgfwj/200909/t20090902_1802.htm
5. 『外商投資商業領域管理弁法』補充規定：
<http://www.chinagrains.gov.cn/n16/n1077/n313349/2228866.html>
6. 『外商投資商業領域管理弁法』補充規定二：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2007/content_751775.htm
7. 『外商投資商業領域管理弁法』補充規定三：
<http://xiangxi.hninvest.gov.cn/zcfg/45151.htm>

8. 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定四：
http://www.gov.cn/gzdt/2009-03/03/content_1249455.htm
9. 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定五：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201204/20120408091666.html>
10. 『外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の関連問題に関する通知』
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200508/20050800269361.html>
11. 『化粧品標識管理規定』
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/ywxx/spjhzp/201102/t20110228_178328.htm
12. 『強制的製品認証管理規定』
http://www.gov.cn/flfg/2009-07/21/content_1369826.htm
13. 『強制的製品認証の製品目録』
<http://www.cnca.gov.cn/cnca/rdht/qzxcprz/rzml/default.shtml>
14. 『中華人民共和国製品品質法』
<http://www.cnca.gov.cn/rjwsysb/zcfg/6078.shtml>
15. 『家庭用 AV 商品交換返品責任規定』
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jgfl/zlgl/zcfg/201210/t20121017_255490.htm
16. 『商務部による外商投資商業企業審査を地方部門に委託することに関する通知』：
http://www.gov.cn/gzdt/2005-12/16/content_129252.htm
17. 『商務部による外商投資商業企業への審査許可の権限委譲事項に関する通知』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200810/20081005849558.html>
18. 『対外貿易経営者届出登記弁法』：
<http://www.zpasc.gov.cn/newsInfo.aspx?pkId=2010>
19. 『商務部による対外貿易経営者登録登記業務の更なる権限委譲関連問題についての通知』：
<http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/zh/zmgz/P020090218340102182650.pdf>

3. 飲食業

Q：中国で寿司屋を開きたいと思っておりますが、投資に関して何か規定はありますか。

A：2011年版の『外商投資産業指導目録』によると、飲食業は許容類に該当するため、外国投資者が中国国内において飲食業を営むことには問題ありません。

飲食業には許可制が実施されています。つまり、飲食業の経営者は「飲食サービス許可証」を取得し、食品安全に責任を負わなければなりません。

外国投資者が飲食業に投資するにあたって、出資者の資格、出資比率、資本金に対する制限はありません。

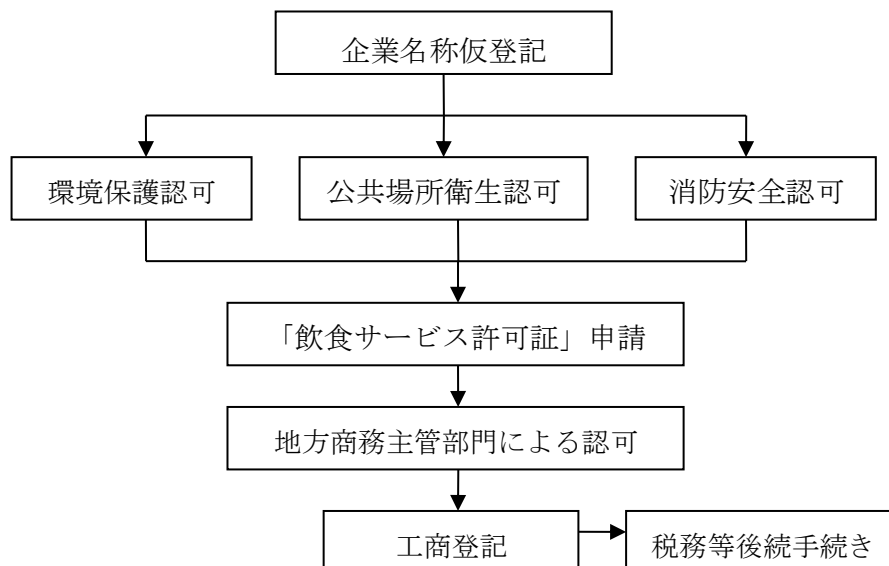
1. 外国出資者が外国の企業、その他経済組織または個人である場合、出資者に飲食業の経験は求められません。
2. 外国出資者は、独資、合弁、合作の形で飲食企業を設立することができ、その出資比率に関し制限はありません。ただし、外資比率が25%を下回った場合には外資企業として扱われなくなります。
3. 出資者が2名以上いる場合、最低資本金は3万元であり、出資者が1名の場合、最低資本金は10万元です。もっとも、資本金が経営規模に相応しくないと審査機関が判断した場合、認可されないことがよくあります。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：厳密に言うと、企業はまず先に「飲食サービス許可証」を取得し、その後に商務主管部門に設立審査を申請しなければなりません。しかし實際上、一部の地域の商務主管部門では、設立審査を先に申請し、その後に「飲食サービス許可証」を申請することも認めています。

飲食業の特殊性から、上述の「飲食サービス許可証」の審査申請のほかに、企業は商務主管部門への設立審査に先立って、環境保護認可、公共場所衛生認可および消防安全認可も受けなければなりません。

通常、飲食企業設立の審査手順は以下のとおりです。



「飲食サービス許可証」は企業所在地の食品薬品监督管理局、環境保護認可は企業所在地の環境保護局、公共場所衛生認可は企業所在地の衛生局、消防安全認可は企業所在地の消防局に対し申請します。

以上に関連する申請は手続きが複雑で、所要時間も長く、一般的には約3~4か月かかります。また、そのような手続きに当たって、関連政府部門は提出された書類の内容について審査するだけでなく、事情によっては現場に赴き実地審査を行い、企業に対し一部の施設・設備（排水、空調、厨房など）の改善を求めることがあります。その場合、手続きの所要時間はさらに長くなってしまいます。

通常上記手続きを行うに当たって、主に以下の書類を提出する必要があります。

1. 申請書（その場での記入可）。
2. 名称仮登記通知書。
3. 法定代表者の任命書およびパスポートのコピー。
4. 飲食場所財産権証書のコピー。
5. 飲食場所賃貸契約書のコピー。
6. 飲食場所および設備レイアウト、加工プロセス、衛生施設等の見取り図。

7. 飲食場所の排水図。
8. 従業員の健康証。
9. 会社定款。
10. 食品安全を保障する規則制度。
11. 政府主管部門が提出を求めるその他文書。

関連政府部門が現場で実地調査を行うとき、主に着目する点は以下のとおりです。

1. 衛生および消防安全管理の制度・組織ならびに専門の研修を受けた専任・兼任の食品衛生管理者を有していること。
2. 衛生条件、消防安全の要求に合った加工場所、洗浄・消毒等の衛生施設、設備を有していること。
3. 食品仕入れ、貯蔵、加工製造過程で汚染を防止する条件を備え、措置を講じていること。
4. 従業員が勤務前に研修、健康検査を受けていること。

各地方の現地商務主管部門が、一定の権限に基づき飲食企業の設立に対する審査を執り行います。上海を例に挙げれば、投資総額1億米ドル未満の外国投資による飲食企業の設立と変更については区・県の商務委員会が、投資総額1億米ドル以上（1億米ドルを含む）の外国投資による飲食企業の設立と変更については上海市商務委員会がそれぞれ管轄します。通常、上海の審査期間は10業務日を要します。

投資者が提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。

1. 設立申請書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 外国側投資者の銀行信用証明。
5. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りま

す)。

7. 企業名称仮登記通知書。
8. 飲食場所の不動産権利証書のコピー。
9. 飲食場所の賃貸契約書のコピー。
10. 政府主管部門が提出を求めるその他文書。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：以下の点に注意する必要があります。

1. 飲食企業が飲食業を経営すると同時に酒類を小売販売する場合には、酒類専売許可証を取得しなければなりません。
2. 外資飲食企業は飲食業を経営すると同時にタバコを販売してはなりません。
3. 中国の法律では、飲食企業の厨房および営業区域の面積割合について条件を設けています。総面積が 30 平方メートル以上の場合、厨房の面積は営業面積の 1/3 に達している必要があります。中央厨房を設ける企業や集中配送を行う企業については、厨房は営業面積に相応しいものでなければなりません。総面積が 30 平方メートル以下の軽食店、ファストフード店、飲料店などは、フランチャイズ式経営を行い、統一して配送しなければなりません。8,000 平方メートル以上の飲食企業は、現地の同業者で組織する協会などの意見を仰ぐ必要があります。
4. 上海では 2010 年 3 月 1 日から、使用面積が 150 平方メートル以上、または座席数が 75 以上の飲食場所は、喫煙区を設けることができます。喫煙区以外の区域または喫煙区を設けていない飲食店内では、全面的に禁煙としなければなりません。
5. 独立の場所および施設で、チェーン店の厨房に直接配送する目的で食品の加工製造を行うような中央厨房を持つ場合、『飲食サービス許可管理弁法』に従って、中央厨房に関する単独の『飲食サービス許可証』を取得しなければなりません。
6. 『飲食サービス企業食品安全監督管理信用情報管理弁法』によると、不良行為をした飲食企業は飲食サービス食品安全不良信用記録に記載され、監督管理部門に処罰され、監督の重点対象にされます。
7. 近年、食品に対する監督管理が段々厳しくなっており、2012 年 12 月 4 日に商

務部が『飲食業管理弁法（第二回の意見募集版）』について、社会に意見を募集しました。その中に飲食企業に対する次のような規制を掲げています。つまり、飲食企業の販促に当たって、理由、方法、規則、期間、商品範囲および関連制限条件を含む販促内容を明示しなければならず、飲食企業は販促活動において、約束どおりに義務を履行しなければなりません。また、販促期間中に、関連の商品またはサービスの提供を故意に拒否したり、商品の品質またはサービスレベルを落としたり、他の商品またはサービスを抱合せ販売してはなりません。

政府の関連窓口

商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京東長安街2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『中華人民共和国食品安全法』：
http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246367.htm
3. 『飲食サービス許可管理弁法』：
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/46972.html>
4. 『中央厨房許可審査規範』：
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0851/62423.html>
5. 『飲食サービス食品安全監督管理弁法』：
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/46993.html>
6. 『飲食サービス企業食品安全監督管理情報管理弁法』：
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0851/67813.html>

7. 『飲食企業經營規範』：
http://www.gov.cn/gzdt/2007-08/10/content_712687.htm
8. 『中華人民共和國消防法』：
<http://www.jxgaj.gov.cn/UploadFolder/OtherFile/bgxz/xfgl/903.DOC>
9. 『上海市公共場所喫煙抑制條例』：
http://www.wmsh.gov.cn/xinwen/200912/t20091220_79392.htm
10. 『飲食業管理弁法（意見募集版）』第二回の公開意見募集に関する通知：
<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/201212/20121208467160.html>

4. 工業廃棄物処理

Q：中国で工業廃棄物処理の業務に従事したいと考えていますが、どのような規定がありますか。

A：2011年に改正された『外商投資産業指導目録』によると、工業廃棄物(ごみ)処理に関しては以下の項目があります。

1. 奨励類第三類第十四款第20項：新型乾式セメントのかまどを利用した固体廃棄物の無害化処理、第21項：建設ごみの再生利用。
2. 奨励類第三類第十八款第39項：農用廃棄物の資源化利用および家畜類規模化養殖廃棄物の資源化利用設備製造、第58項：固体廃棄物処理処置設備の製造：汚水処理場汚泥処置および資源利用設備、日処理量500トン以上のごみ焼却パッケージ設備、ごみ埋立濾過液処理技術設備、ごみ埋立場浸透防止ジオメンブレン、建設ごみ処理および資源化利用装備、危険廃棄物処理装置、ごみ埋立場メタンガス発電装置、鉄廃棄物処理設備、汚染土壌修復設備。
3. 奨励類第三類第二十款第7項：新エネルギー発電パッケージ設備または重要設備の製造：太陽光発電、地熱発電、潮汐発電、波力発電、ごみ発電、メタン発電、2.5兆ワット以上の風力発電設備。
4. 奨励類第九類第四款：汚水、ごみ処理場、危険廃棄物処理場（焼却場、埋立場）および環境汚染管理施設の建設、経営。

現時点では、外資の工業廃棄物（ごみ）処理に関する個別の規定はありません。収集した情報によれば、工業廃棄物（ごみ）処理への外資参入について、投資方法、出資比率、資本金等に関する具体的な制限はありません。例えば、瀋陽大辛生活ごみメタンガス発電廠の投資額は1.2億人民元で、KISS USA グループが全てを出資しています。また、上海老港生活ごみ衛生理立場の投資総額は9億人民元に上り、フランスの ONYX（フランス Veolia Environmental グループ）および香港中信泰富、上海城投の3者が出資しています。

Q：具体的な審査手続きはどのように行うのですか。

A：外資が工業廃棄物（ごみ）処理業に従事するには、土地の審査、環境影響評価、発展改革部門による事業計画審査、商務主管部門の審査等を経て諸認可を得る手続きを踏まなければなりません。

土地の審査

工業廃棄物（ごみ）処理企業の設立には、先ず土地を確保しなければならず、所在地の国土資源管理部門によりこれに関する事業用地事前審査意見書が交付されます。現在、土地払下げの多くは入札、競売、「掛牌」方式が採用されています。

1. 入札方式による払下げとは、土地行政主管部門が入札公告を公布した後、特定または不特定の公民、法人およびその他組織に対し国有地使用权への入札参加を呼びかけ、入札結果に基づき土地使用者を確定する方式をいいます。
2. 競売方式による払下げとは、土地行政主管部門が競売公告を公布した後、競売人が指定された期日、場所において公開で払下価格を競り合い、その結果に基づき土地使用者を確定する方式をいいます。
3. 掛牌方式による払下げとは、土地行政主管部門が掛牌公告を公布した後、公告に定められた期間中、払下げ予定区画の払下条件が指定土地取引所で公開掲示されます。そして、競売人の入札とともに掲示価格が更新されていき、期間満了時の価格に基づき土地使用者を確定する方式をいいます。

次に、工業廃棄物（ごみ）処理企業は何らかの程度の汚染を引き起こす可能性があるため、現地の都市計画に適合していなければならず、それについて計画部門が計画用地選定に関する意見書を交付します。

環境影響評価

『建設項目環境保護管理条例』によれば、国は建設事業の環境影響評価制度を実施して

います。

1. 建設事業が環境に対し重大な影響を及ぼす可能性がある場合、環境影響報告書を作成し、建設事業が引き起こす汚染および環境への影響について全面的で詳細な評価を行わなければなりません。
2. 建設事業が環境に対し軽度の影響を及ぼす可能性がある場合、環境影響報告表を作成し、建設事業が引き起こす汚染および環境への影響について分析または個別の評価を行わなければなりません。
3. 建設事業の環境への影響が小さく、環境影響評価を行う必要がない場合、環境影響登記表に記載されます。

建設業者は建設事業の FS 段階で建設事業の環境影響報告書、環境影響報告表または環境影響登記表を届出なければならず、環境保護行政主管部門は環境影響報告書の受理後 60 日以内、環境影響報告表の受理後 30 日以内、環境影響登記表の受理後 15 日以内に、それぞれ審査の上、認可、不認可の決定を下し、建設業者に書面で通知します。

事業計画の審査

『外商投資項目核準暫行管理弁法』によれば、総投資額が 5 億米ドル以上の奨励類事業については国家発展改革委員会が事業申請報告書を審査した後、国務院に送られ審査を受けます。総投資額が 1 億米ドル以上の奨励類事業については国家発展改革委員会が審査します。総投資額が 1 億米ドル未満の奨励類事業については現地の発展改革部門が審査します。

事業計画審査の手続きは以下のとおりです。

1. 事業申請者は事業所在地の省級の発展改革部門に対し事業申請報告書を提出します。国家発展改革委員会の審査に該当するものは、省級発展改革部門の審査を経て国家発展改革委員会へ送られます。
2. 国家発展改革委員会は、事業申請報告書を審査するに当たり、国務院行業主管部門

へ意見を求める必要があるものについては、国務院行業主管部門に対し諮問書を提出します。国務院行業主管部門は諮問書受理後 7 就業日以内に、国家発展改革委員会へ書面意見を提出します。

3. 国家発展改革委員会は、事業申請報告書の受理後 5 就業日以内に、評価論証を行う必要のある重点問題について資格を有する諮問機関に依頼して評価論証を行います。
4. 国家発展改革委員会は、事業申請報告書の受理後 20 就業日以内に、事業申請報告書に対する審査を終了します。
5. 国家発展改革委員会は、審査を通過した事業については事業申請者に対し書面にて許可文書を交付します。審査を通過しなかった事業については書面での決定を申請者に通知することになります。

事業計画審査には以下の資料の提出が必要となります。

1. 事業申請報告書。
2. 投資者の銀行信用証明、登記簿謄本、法定代表者証明（コピー）。
3. 省級または国家環境保護行政主管部門が交付した環境影響評価意見書。
4. 省級計画部門が交付した計画用地選定意見書。
5. 省級または国家国土資源管理部門が交付した事業用地事前審査意見書。
6. 審査機関が提供を求めるその他文書。

注)

事業審査部門から受領する許可文書の有効期間は 2 年です。有効期間が満了する 30 日前に、申請者は 1 年間の延期を申請することができます。

商務部門の審査

審査手続きは以下のとおりです。

1. 投資者は現地の商務主管部門へ契約書、定款等の資料を提出します。商務部の審査に該当するものは、現地の商務主管部門が第一次審査を行い同意した後、商務部へ送られ審査を受けます。商務部は 30 就業日以内に認可、不認可を決定します。認

可されたものについては、『外商投資企業許可証書』を交付します。

2. 認可取得後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた印鑑製作業者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行います。これらの手続きには通常3ヶ月の期間を必要とします。

投資者が提出しなければならない書類は以下のとおりです。

1. 申請書。
2. 発展改革部門の発行する認可文書。
3. 投資者が作成した F/S 報告書。
4. 投資者の銀行信用証明、登記簿謄本、法定代表者証明（コピー）。
5. 投資者の法定代表者が署名した契約書、定款（独資企業は定款のみ）。
6. 設立予定企業の董事名簿および董事任命書。
7. 設立予定企業の名称仮登記通知書。
8. 設立予定企業の登記地および経営場所の使用証明。
9. 審査機関が提出を求めるその他文書。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875
住所：北京東長安街2号
2. 環境保護部：<http://www.zhb.gov.cn/>
窓口：環境影響評価管理司
電話：+86-10-66556405
住所：中国北京市西城区西直門南小街115号

3. 国家發展改革委員会：<http://www.sdpc.gov.cn/>

窓口：外資司

電話：+86-10-68502000

住所：中国北京市西城区月壇南街 38 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目錄』：

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『建設項目環境保護管理条例』：

<http://www.envir.gov.cn/law/const2.htm>

3. 『国外投資項目許可暫行管理弁法』：

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/zcfbl2004/t20051010_44801.htm

4. 『中華人民共和國土地管理法』の修正に関する決定：

http://www.gov.cn/flfg/2005-06/22/content_8505.htm

5. 『外商投資方向指導規定』：

http://www.sdpc.gov.cn/wzly/zcfg/wzczjtc/t20050714_36201.htm

5. 美容理髪業

Q：中国で美容理髪業に投資したいと考えていますが、どのような規定がありますか。

A：「美容理髪業管理暫定方法」と「医療美容サービス管理方法」の関連規定によると、美容(医療美容は含まない)、医療美容、理髪につき、以下のように定義されています。

1. 美容とは、手技や器械設備を用い、化粧品や美容、皮膚ケアなどの製品を使用して、消費者のために人体表面に外傷を伴わない、非浸透性の皮膚洗浄、皮膚ケア、化粧などのサービスを行うことをいいます。
2. 医療美容とは、手術、薬物、医療器械その他の外傷性もしくは浸透性の医学技術方法を用いて人の容貌および人体の各部位の形状を修復、再生することをいいます。
3. 理髪とは、手技や器械設備を用い、シャンプー、トリートメント、カラーリング、パーマなどの製品を使用して消費者のために髪型のデザイン、カットとスタイリング、髪質の手入れなどのサービスを行うことをいいます。

2011年度版の『外商投資産業指導目録』によると、美容(医療美容を含まない)、理髪業は外国企業の投資が認められている許容類項目に該当します。外国企業の投資による美容理髪業は、投資形式、出資比率、資本金などの面で特別な制限や条件はありません。

1. 外国投資者は独資、合弁、共同経営（合作）などの形式で企業を設立することが認められています。
2. 外国投資者は100%の持分を持つことが認められています。一般的には、外国投資者の出資比率は25%を超えているようです。
3. 二者以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万人民元とされています。単独投資者の場合、資本金は最低10万人民元とされています。通常、審査機関は資本金と経営規模の釣り合いが取れていることを求めるため、資本金が少なすぎる場合、往々にして認可が得られないことが多いようです。

2011年度版の『外商投資産業指導目録』によると、外国企業が医療美容に投資することは、医療機関への投資に該当します。2007年度版『外商投資産業指導目録』と比

較すると、新版は医療機関への投資を制限類とする規定を削除しました。現在、外国企業の医療機関への投資は、許容類項目になっています。なお、2010年に公表した「社会資本による医療機関の設立に対する後押しおよび誘導に関する意見」（以下、「意見」と略称）によれば、条件を満足した国外資本が国内で独資医療機関を設立することを徐々に開放していくことになってはいますが、当該やり方は正式に実施されていません。外国企業が医療美容に投資する場合、やはり従来の規定に従い中外合弁、合作医療機構を設立する必要があります。

Q：具体的審査手続きはどのようなものですか。

A：外国企業が美容（医療美容を含まない）理髪業に投資する場合の手続きは以下のようになっています。

1. 名称事前審査許可手続きを行います。
2. 資格のある第三者に委託して美容理髪施設に対する環境への影響評価報告書を作成し、環境への影響評価の審査を受けます。
3. 所在地の衛生主管部門に申請し、「公共場所衛生許可証」を受領します。
4. 地方商務主管部門に企業設立を申請し、審査通過後「外商投資企業批准証書」が発行されます。審査期間は15～20業務日です。
5. 引き続き工商、外貨、税務、財政などの手続きを行います。

「衛生許可証」の申請には主に下記の資料の提出が必要です。衛生行政部門は受理の日より20日以内に審査決定を行います。

1. 衛生許可証申請書。
2. 法定代表者もしくは責任者の資格証明資料。
3. 公共施設住所位置見取り図、平面図および衛生設備平面配置図。
4. 経営場所の合法的使用証明書。
5. 衛生管理制度、衛生安全保障措置および関連資料。
6. 衛生行政部門が提出を要求するその他資料。

投資者が地方商務主管部門に提出する書類には主に下記のものがあります。

1. 申請書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています。）。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
7. 各投資者の法定代表者の身分証明。
8. 名称仮登記通知書。
9. 経営場所の使用証明書。
10. その他政府主管部門が提出を求める資料。

外国企業が医療美容業に投資する場合の手続きは以下のとおりです。

「意見」の規定によれば、中外合弁、合作医療機関の設立は省商務部門により審査されますが、具体的な業務手順が出ていないため、今のところ従来の規定で運用しています。具体的な規定は以下のとおりです。

1. 事前審査：まず所在地の市級（区を設置した市）衛生行政管理部門に申請し、同衛生行政管理部門が当地の「医療機関設置計画」に従い審査を行います。申請書類および同衛生行政部門の一次審査意見は省級衛生行政部門の審査を経て、衛生部に送付されます。衛生部は申請受理の日より 45 業務日以内に認可、不認可の決定を行います。特殊な状況では、国家漢方医薬管理局の審査の後、さらに衛生部の審査を受ける必要があります。
2. 認可を得た投資者は「医療機関設置批准書」を受領した後、地方の商務主管部門に外国企業投資医療機関設立の契約書、定款などの資料を提出します。地方商務主管部門の一次審査を経て、商務部に送付されます。商務部は申請受理の日より 45 営業日以内に認可、不認可の決定を行います。認可された場合、「外商投資企業許可証書」が発行されます。

3. 投資者は引続き工商、外貨、税務、財政など手続きを行います。
4. 地方衛生行政部門に「医療機関営業許可証」の申請を行います。

投資者は市級衛生行政部門に主に下記の資料を提出します。

1. 医療機関設置申請書。
2. 事業建議書およびES 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
4. 外国側投資者の銀行信用証明。
5. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。

投資者は地方商務主管部門に主に下記の資料を提出します。

1. 申請報告書。
2. 名称仮登記通知書。
3. ES 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
4. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
5. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
6. 外国側投資者の銀行信用証明。
7. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
8. 経営場所の証明。
9. 衛生部の認可文書。
10. その他審査機関が提出を求める資料。

Q：それ以外に、何か注意すべきことはありますか。

A：

1. 従業員がふさわしい資格を備えていること。美容(医療美容を含まない)理髪業に従事する美容師、理髪師その他専門技術スタッフは、国の関係部門が発給した資格証明を取得しなければなりません。医療美容の実施に責任を持つ主治医は同時に下記の条件を備えていることが必要です。(一)医師就業資格を備えていること (二)関連する臨床業務に従事した業務経歴を持つこと。そのうち、美容外科の実施に責任を持つ医師は6年以上の美容外科もしくは整形外科など関連専門臨床業務に従事した経歴を持つこと。美容歯科の実施に責任を持つ医師は5年以上美容歯科もしくは口腔科専門臨床業務に従事した経験を持つこと。美容漢方医療および美容皮膚医療の実施に責任を持つ医師は、それぞれ3年以上の漢方医療専門および皮膚専門臨床業務に従事した経歴を持つこと。(三)医療美容専門訓練または研修に合格しているか、もしくは医療美容臨床業務に1年以上従事経験があること。
2. 美容理髪経営施設は関連衛生規定や基準に適合しているとともに、相応の衛生消毒設備と衛生対策を有していること。従業員は衛生部門の健康チェックを受け、健康証明を所持した上で業務に従事することが必要です。
3. 美容理髪サービスに使用され、またはその目的で販売される各種シャンプー、トリートメント、カラーリング、パーマ、皮膚洗浄、皮膚ケア、メイクアップなどの用品および機器は、国家の製品品質および安全衛生に関する規定および基準に適合していなければならない、偽造品や粗悪品を使用販売してはなりません。
4. 美容理髪経営者は経営施設の目立つ場所に営業許可証、衛生許可証、サービス項目および料金基準などを明示しなければなりません。
5. 中国の一部の地域では、美容美髪業の企業数および計画全般を抑制しているため、設立前に当地の計画部門の審査を受けなければなりません。
6. 2013年1月1日より実施された「香港およびマカオのサービス提供者による大陸における医療機関の設立に関する通知」の規定によれば、香港およびマカオのサービス提供者は大陸において独資で医療機関を設立ことができ、広東省における独資病院の設立は広東省衛生行政部門により審査することになります。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司 : <http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口 : 商務部外資司服務貿易処
電話 : +86-10-65197852 ; +86-10-65197875
住所 : 北京市東長安街 2 号
2. 衛生部 : <http://www.moh.gov.cn/>
電話 : +86-10-68792114
住所 : 北京市西城区西直門外南路 1 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』 :
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『美容理髮業管理暫定方法』 :
http://www.sc.gov.cn/zwgk/flfg/bmgz/200701/t20070117_170810.shtml
3. 『医療美容サービス管理方法』 :
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/02/content_19315.htm
4. 『中外合弁、合作医療機関管理暫定方法』 :
http://www.sdpc.gov.cn/shfz/t20070419_130572.htm
5. 『中外合弁、合作医療機関管理暫定方法』 の補充規定 :
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2008-01/22/content_864997.htm
6. 『中外合弁、合作医療機関管理暫定方法』 の補充規定二 :
http://www.gov.cn/flfg/2009-01/14/content_1205285.htm
7. 『社会資本による医療機関の設立に対する後押および誘導に関する意見』 :
http://www.gov.cn/zwgk/2010-12/03/content_1759091.htm
8. 『香港およびマカオサービス提供者による大陸における医療機関の設立に関する通知』 :
<http://www.gzboftec.gov.cn/article.jsp?columnId=&id=2c90aa9c3c0ee952013c233fae790fc7>

6. 旅行業

Q：中国で旅行社を設立したいと考えていますが、投資に関しどのような規定がありますか。

A：2011年版の『外商投資産業指導目録』によると、旅行業は外商投資許可類産業に属しています。また、『旅行社条例』の規定によると、外国からの投資者は、中国国内において旅行社を設立し、中国国内の旅行業務および中国への入国旅行業務を取り扱うことができます。

外国企業が旅行社に投資するためには、下記のような設立条件と制限があります。

1. 設立条件

外国からの投資者は独資、中外合弁、中外共同経営（合作）などの形態で旅行社を設立することができます。旅行社を設立して中国国内の旅行業務および中国への入国旅行業務を取り扱う場合、以下の条件を満たさなければなりません。

(1) 固定的な経営場所があること

- ▶ 申請者が所有権を持つ、または申請者が借り入れた、借入期間が1年を超える営業用不動産
- ▶ 営業用不動産は申請者の業務経営の需要を満たすこと

(2) 必要な営業設備があること

- ▶ 2台以上の直通固定電話
- ▶ ファクシミリ、コピー機
- ▶ 旅行観光行政管理部門、その他の旅行者とインターネットを通じて情報共有できるコンピューター

(3) 登録資本金が30万人民元以上であること

注：中国の法律では、外国からの投資者は必ずしも自国で旅行業務に従事しなければならないとの要求はしていません。無論、実務において、外国からの投資者が自国で旅行業務に従事するのであれば、審査許可の難度は一定程度低くなります。

2. 制限

旅行社とは、旅行者の誘致、手配、接待等活動に従事し、旅行者に関連旅行サービスを提供する企業をいいます。

外資系旅行社は、以下の旅行業務を取り扱うことができます。

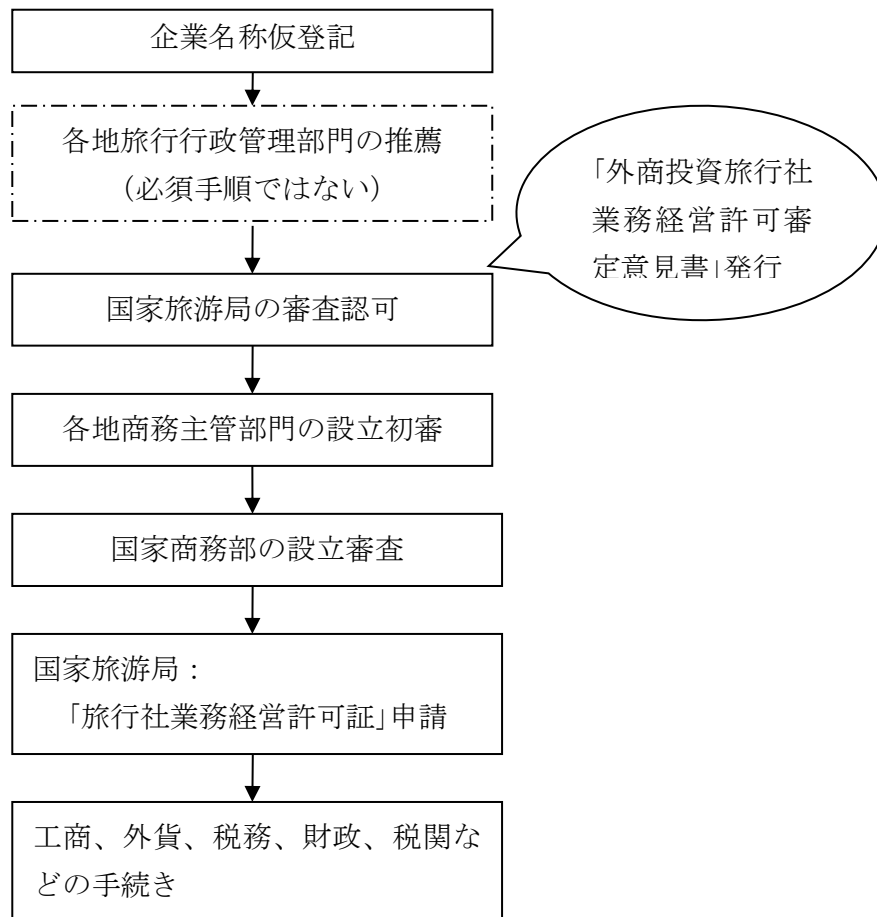
- (1) 中国国内の旅行業務
- (2) 中国への入国旅行業務

外資系旅行社は現在、以下の旅行業務を取り扱ってはなりません。

- (1) 中国大陸住民の出国旅行業務
- (2) 中国大陸住民の香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の旅行業務

Q： 具体的な審査批准手続きはどのようなものですか。

A： 外資系旅行社に投資するには、旅行行政管理部門の事前審査を受けることが必要です。通常企業設立に必要な審査期間は6ヶ月前後です。具体的な審査手順は下図のとおりです。



投資者が各地旅行行政管理部門に提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。

1. 設立申請書。主な内容としては、設立する旅行社の中国語名称、英語名称および英語略記、設立住所、企業形態、出資者、出資額および出資方式、申請者、申請受理部門の正式名称（全名称）、申請書名称（例えば、「○○○○会社設立に関する申請書」など）および申請日が含まれます。
2. 法定代表者の履歴書および身分証明。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 登録資本金の払い込み期限に関する説明。
5. 経営場所の証明。
6. 営業施設、設備状況の証明または説明。
7. 名称仮登記通知書。

出資者は、現地の商務主管部門に契約書、定款などの資料を提出し、同部門にて初歩的審査を行い、ここで問題がない場合、同部門が商務部に審査を申請します。商務部による承認を受けた後、「外商投資企業批准証書」が発行されます。

現地の商務主管部門に提出する主な資料には、下記のものが含まれます。

1. 「外商投資旅行社業務経営許可審定意見書」。
2. 設立申請書（商務主管部門宛て）。
3. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は求めなくなっています）。
4. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
5. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
6. 外国側投資者の銀行信用証明。
7. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
8. 経営場所の証明。
9. その他審査機関が提出を求める資料。

Q：これ以外に、何か注意が必要なことはありますか。

A：以下の3点に注意が必要です。

1. 申請を受理した旅行行政管理部門は、申請者の経営場所、営業施設、設備について現場検査を行う権利があります。
2. 外資系の旅行社は、旅行社業務の営業許可証を取得した日から3業務日以内に、国務院旅行行政主管部門が指定した銀行に、専用の品質保証金口座を開設し、品質保証金を預け入れる、または認可を下した旅行行政管理部門に、担保限度額が品質保証金の金額を下回らない銀行担保を提出しなければなりません。
品質保証金の金額は20万人民元であり、品質保証金の利息は旅行社に帰属されます。
3. 外資系の旅行社は、支社を設けることができます。ただし、支社を1社設立するに当たり、品質保証金口座に5万人民元を預け入れなければなりません。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://www.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易處

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：北京市東長安街2号

2. 国家旅游局：<http://www.cnta.gov.cn/>

窓口：質量規範与管理司旅行社管理處

電話：+86-10-65201302

住所：北京市東城区建国門内大街甲9号

参考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『旅行社條例』：

http://www.cnta.gov.cn/html/2009-2/2009-2-27-8-40-40562_1.html

3. 『旅行社條例實施細則』：

http://www.cnta.gov.cn/html/2009-4/2009-4-7-9-38-11030_1.html

7. 人材紹介業

Q：中国で人材紹介サービス会社を設立したいと考えていますが、投資に関しどのような規定がありますか。

A：2011年版の『外商投資産業指導目録』によると、人材紹介サービス業は許可類に属します。人材紹介業には主に人材紹介、人材募集、人材派遣（労働派遣）、人材情報コンサルティング等の業務があります。中国の現行法によれば、外国投資者は人材紹介、人材募集、人材情報コンサルティング等の業務を営むことができますが、暫時、人材派遣業務を営むことはできません。

1. 人材紹介機関と職業斡旋機関

外国投資者は人材紹介機関や職業斡旋機関を設立して人材紹介、人材募集、人材情報コンサルティング等の業務を行うことができます。人材紹介機関のサービス対象は、中等専門学校以上の学歴を有する人員、専門技術資格を有する人員、専門技術または管理業務に従事する人員です。これに対し職業斡旋機関のサービス対象は、高級中学以下の学歴で、専門技術資格をもっていない人員です。俗にいうホワイトカラーが人材紹介機関の対象、ブルーカラーが職業斡旋機関の対象となります。両者には具体的に以下のような違いがあります。

	人材紹介機関	職業斡旋機関
投資形態	中外合弁（香港、マカオからは独资も可）。	中外合弁（香港、マカオからは独资も可）、中外共同経営（合作）。
投資者の資格条件	外国側：3年以上人材紹介業に従事したことがある機関。	外国側：職業斡旋に従事している機関、登記した国で職業斡旋業を行った経歴があること。
	中国側：成立後3年以上を経た人材紹介機関。 ただし、外国側が香港、マカオか	中国側：職業斡旋資格を有する機関。

	らの投資者の場合、中国側は成立後1年以上の人材紹介機関で良い。	
資本金	(1) 30 万米ドルを下回らないこと。 (2) 香港、マカオからの出資の場合、12.5 万米ドルを下回らないこと。	(1) 30 万米ドルを下回らないこと。 (2) 香港、マカオからの出資の場合、12.5 万米ドルを下回らないこと。
出資比率	香港、マカオからの出資を除き、その他の外国からの投資者が設立した合弁人材紹介機関の中国側出資比率は 51%を下回ってはならず、外国側は 25%を下回ってはならない。 香港、マカオからの出資の場合、その出資比率は特に制限を受けない。	
その他条件	(1) 大専（短大に相当する）以上の学歴がありかつ人材紹介業資格証書を有する専門人員が 5 名以上いること。 (2) 申請する業務に適した固定の活動場所と事務施設があること。 (3) 完全で実行可能な定款、管理制度、業務規則を持ち、業務範囲が明確であること。 (4) 民事上の権利、責任を単独で享有、負担できること。 (5) 法律、法規の定めるその他の条	(1) 職業斡旋資格を持っている専門人員が 3 人以上いること。 (2) 申請業務に適した固定の活動場所と事務施設があること。 (3) 明確な業務範囲、定款、管理制度を有すること。

	件。	
経営範囲	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人材需給情報の収集、整理、保存、発信およびコンサルティングサービス (2) 人材の推薦 (3) 人材募集 (4) 人材の評価査定 (5) 中国国内の人材教育 (6) 法規、規則の定めるその他関連業務 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中国人および外国人求職者ならびに使用者のために職業斡旋サービスを提供する。 (2) 職業指導、コンサルティングサービスを行う。 (3) 労働市場の情報を収集、発信する。 (4) 人員募集懇談会を開催する。 (5) 労働保障行政部門が認可したその他のサービス項目。
業務許可証	「人的資源服務許可証」	
法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> (1) 『中外合弁人材紹介機関管理の暫定規定』 (2) 『「中外合弁人材紹介機関管理の暫定規定」改正に関する決定』 (3) 『「中外合弁人材紹介機関管理の暫定規定」に関する補充規定』 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 『中外合弁中外共同経営職業斡旋機関設立管理の暫定規定』 (2) 『香港、マカオの業務サービス提供者の国内における独資職業斡旋機関設立許可に関する通知』

2. 人材派遣機関

現在、外国投資者が中国国内で人材紹介業を行う場合の主な法的根拠は『中外合弁人材斡旋機構管理暫定規定』、『中外合弁中外合作職業斡旋機構設立管理暫定規定』および補充規定です。上記規定には、外国投資者が人材派遣業を営めるとは明確には規定されておらず、政府主管部門は現在、外国投資者が人材派遣業に従事することを許可していません。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：具体的な審査手続きは以下のとおりになります。

人材紹介機関の審査手続き

1. 中外合弁、中外共同経営の人材紹介機関を設立する場合、中国側投資者が地方人事局に申請します。審査を通過した場合は「人的資源服務許可証」が発行されます。審査期間は30営業日です。
2. 中国側投資者が「人的資源服務許可証」を取得した日より30日以内に、地方商務主管部門に企業の設立を申請し、審査を通過した場合「外国投資企業批准証書」が発行されます。審査期間は15～20営業日です。
3. 続いて工商、外貨、税務、財政等の手続きを行います。

職業斡旋機関の審査手続き

1. 中外合弁、中外共同経営の職業斡旋機関を設立する場合、中国側投資者が地方商務主管部門または同部門に授権された審査部門に申請します。審査部門は事業建議書の受領後、20営業日以内に認可または不認可の決定を行います。認可された場合は、許可文書が与えられ、同時にその写しが人的資源・社会保障部門、工商行政管理部門に送られます。
2. 事業建議書が認可された後、申請者は工商行政管理部門で中外合弁、中外共同経営企業の名称仮登記申請手続きを行います。
3. 名称が認可された後、申請者は地方商務主管部門に申請書、契約書および定款などの書類を提出します。地方商務主管部門はこれらを受理した後に審査を行います。認可された場合、許可証書が発行されます。
4. 続いて、工商、外貨、税務、財政等の手続きを行います。
5. 職業斡旋期間は工商局が営業許可証を発行した日より10日以内に、省級人的資源・社会保障部門またはその授権を得た部門に届出を行います。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：以下の項目内容に注意する必要があります。

2006年8月1日より、上海市浦東新区の中外合弁人材紹介機関において人事部の試験的改革が実施されています。浦東新区内において設立した中外合弁の人材紹介機関において、外国側投資者は支配株主となることができですが、所有する持分の比率は70%を超えることはできません。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://www.mofcom.gov.cn>
窓口：外資司服務貿易處
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：北京市東長安街2号
2. 人的資源・社会保障部：<http://www.mohrss.gov.cn/index.html>
窓口：人的資源市場司
電話：+86-10-84201114
住所：北京市東城区和平里中街12号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『中外合弁人材斡旋機構管理暫定規定』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/bh/200510/20051000541204.html>
3. 『中外合弁人材斡旋機構管理暫定規定』の補充規定：
<http://www.tzrsj.gov.cn/NewsHtml/10548.html>
4. 『中外合弁中外合作職業斡旋機構設立管理暫定規定』：
http://www.xianyang.gov.cn/zfxxgk/2008/0326/article_178.html
5. 『香港マカオのサービス業者による独資職業斡旋機構設立に関する通知』：
http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/law_ch_info.jsp?docid=55436

8. 国際貨物代理業

Q：中国に国際貨物代理企業を設立したいと考えていますが、投資に関してどのような規定がありますか。

A：2011年改正の『外商投資産業指導目録』によれば、国際貨物代理企業は許可類に属します。

『外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法』および関連規定によると、現在、中国では外資系の国際貨物代理業の資本金について以下のような内国民待遇を実施しています。

- 海上国際貨物代理業に従事する場合、最低資本金は500万人民元。
- 航空国際貨物代理業に従事する場合、最低資本金は300万人民元。
- 陸路国際貨物代理業に従事する場合、最低資本金は200万人民元。
- 上述の2項目以上の業務に従事する場合、その中で金額の最も高いものを最低資本金とします。

外資国際貨物代理企業を開設して満1年となり資本金が全て払い込まれた場合、国内の他の場所で支店の設立を申請することができます。国際貨物代理業を行う支店を1社設立するごとに、最低50万元を増資しなければなりません。資本金が既に最低額を超えている場合には、超過部分を支店設立の増加資本とすることができます。ただし、『中国民用航空運輸販売代理資格の認定弁法』により、国際航空貨物代理業に従事する場合には、中国航空運輸協会に資格認定を申請する必要がありますが、外資系企業の場合は、当該資格認定の申請はかなりの難度があるという点にご注意ください。

外資国際貨物代理業は以下の業務に従事することができます。

1. 航空機や船舶の予約（船舶リース、航空機チャーター、船室貸切）、託送、倉庫保管、梱包。
2. 貨物の荷積み監督、荷卸し監督、コンテナへの積み込み積み出し、貨物の仕分け、積み替えおよび関連する短距離輸送サービス。

3. 通関、検査検疫申告、保険の代行。
4. 関連証憑の作成、送料の支払い、決済および雑費の支払い。
5. 国際展示品、個人物品および通過貨物の輸送代理。
6. 国際複合連絡輸送（コンテナ混載を含む）。
7. 国際速達（個人書簡および県級以上の党政機関の公文書の配達業務は含まない）。
8. コンサルティングおよびその他国際貨物代理業務。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：国際貨物代理業に対する審査手続きは商務主管部門が行います（国際速達業務に従事する場合には、関連文書を地方の商務主管部門を通して審査のために商務部に届け出、その許可を取得した後、郵政部門で郵政委託証書を申請する必要があります）。通常、審査手続きには3か月を要します。

投資者が提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。

1. 設立申請書。
2. F/S 報告書（一部の地域ではこの書類の提出が求められます）。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限ります）。
7. 企業名称認可通知書。
8. 企業営業場所証明。
9. 審査機関が提出を求めるその他文書。

Q：他に何か注意すべきことはありますか。

A：通常、国際貨物代理業の経営期間は20年を超えません。

『商務部の物流分野の外資導入を更に適切に行うことに関する通知』によると、外国投資者は、国際貨物代理業にかかわる輸送、倉庫保管などの業務に従事するために、国際貨物代理企業を設立することができるほか、道路輸送企業、水路輸送企業、航空輸送企業または第三者物流企業をそれぞれ直接設立することができます。

政府の関連窓口

商務部：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司

電話：+86-10-65197862；+86-10-65197875

住所：中国北京東長安街2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/swfg/swfgbl/201101/20110107352432.html>
3. 『中華人民共和国国際貨物運輸代理業管理規定』
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/bf/200207/20020700031339.html>
4. 『中華人民共和国国際貨物運輸代理業管理規定実施細則』：
<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/200611/20061103880252.html>
5. 『外商投資物流企業の試験的設立問題に関する通知』
<http://www.hicourt.gov.cn/law/show.asp?fileno=12079#>
6. 『商務部の物流分野の外資導入を更に適切に行うことに関する通知』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200605/20060502204557.html>
7. 『大陸と香港との一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』/『大陸とマカオとの一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』：

<http://tga.mofcom.gov.cn/subject/cepanew/index.shtml>

8. 『中国民用航空運輸販売代理資格の認定弁法』:

http://www.cata.org.cn/clientWeb/introduceISOC/ReadMsg.aspx?cm_id=F94CE3EED7736B5EF508DE42F754A344E4A9EA37A29FE561BCE47EF86EC78E89

9. 道路貨物運輸業

Q：中国に道路貨物運輸企業を設立したいと考えていますが、投資に関して何か規定はありますか。

A：2011 年改正版の『外商投資産業指導目録』によると、道路運輸にかかわる項目は、以下のとおりです。

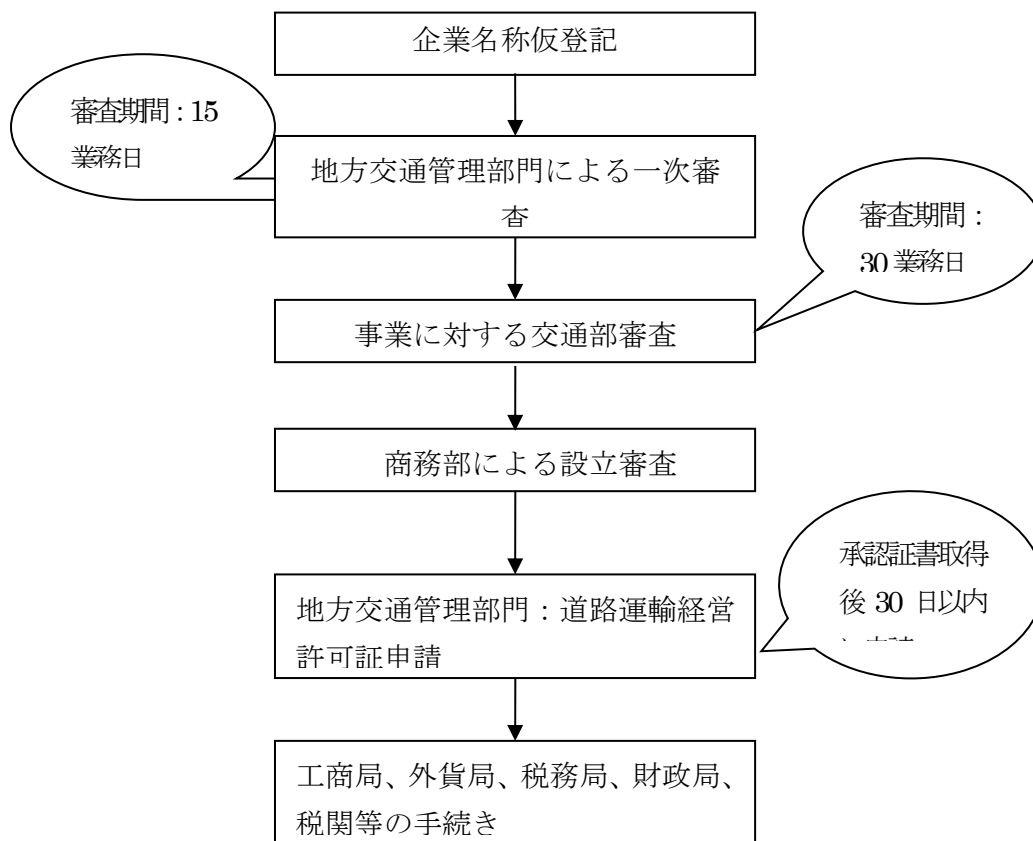
1. 奨励類第五類：陸上貨物運輸企業。
2. 限制類第五類：出入国自動車運輸企業。

『外商投資道路運輸業管理規定』および補充規定によれば、外資系道路運輸業に関する規定は、以下のようになっています。

項目	要求
経営範囲	道路貨物運輸、道路貨物運搬積卸、道路貨物倉庫保管および道路運輸に関連する補助的サービス。
投資者に対する要求	<ol style="list-style-type: none">1. WTO 加盟国の企業、その他経済組織または個人が独資形式（合併買収の形式を含む）により、道路運輸企業を設立することができること。2. 法律に基づいてすでに設立された外資独資企業、合弁企業で、登録資本金完納後 1 年以上を経過している場合、道路運輸経営活動への従事を申請することができる。
経営形式	独資、中外合弁、中外共同経営（合作）。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：道路貨物運輸企業は交通主管部門からの認可が必要であり、具体的な審査手順は下図のとおりです。



出資者が地方交通管理部門に提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。

1. 投資総額、資本金、経営範囲、事業規模等を記載した事業申請書。
2. 事業提案書。
3. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
4. 外国側投資者の銀行信用証明。
5. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者が存在する場合に限る）。
6. 各投資者の法定代表者の身分証明（コピー）。
7. 土地使用权、施設、設備をもって出資する場合には資産評価証明。
8. その他審査機関が提出を求める文書。

中外合弁、中外共同経営（合作）の企業を設立する予定がある場合、上記書類以外に、合作意向書を提出しなければなりません。

外国語書類は、その中国語の翻訳と共に提出する必要があります。

投資者が商務主管部門に提出しなければならない書類は以下のとおりです。

1. 申請書。
2. 交通部発行の事業批准書。
3. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
4. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみ）。
5. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
6. 外国側投資者の銀行信用証明。
7. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者が存在する場合に限る）。
8. 各投資者の法定代表者の証明。
9. 企業登録地使用許可証明または賃貸契約書、貸主の不動産権利証明。
10. 設立予定企業の名称認可通知書。
11. その他審査機関が提出を求める文書。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：外資道路運輸企業の経営期間は原則として 12 年を超えてはいけませんが、投資額のうち 50%以上の資金を旅客・貨物運輸のインフラ施設建設に使用している場合には経営期間を 20 年とすることができます。

設立過程では手続きの進捗と時間経過に注意する必要があります。『外商投資道路運輸業管理規定』第 15 条の規定により、外資道路運輸業事業批准書取得後 18 ヶ月以内に登記を済まさない場合、事業批准書は自動的に失効します。投資者は同批准書取得後直ちに商務部主管部門に申請し、許可書取得後 30 日以内に道路運輸経営許可証の申請手続きを行い、経営許可証取得後速やかに資本金払い込み証明ならびに登記手続きを行わなければなりません。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://wms.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司
電話：+86-10-65197862；+86-10-65197875
住所：中国北京市東長安街2号
2. 交通部：<http://www.moc.gov.cn/>
窓口：道路運輸司
電話：+86-10-65292114
住所：中国北京市建国門内大街11号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目錄』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資道路運輸業管理規定』：
http://www.moc.gov.cn/zizhan/siju/daoluyunshusi/zhengceguiding/200908/t20090824_613057.html
3. 『外商投資道路運輸業管理規定』補充規定：
http://www.moc.gov.cn/zizhan/siju/daoluyunshusi/zhengceguiding/200908/t20090824_613058.html
4. 『外商投資道路運輸業管理規定』補充規定二：
http://www.moc.gov.cn/zizhan/siju/daoluyunshusi/zongheguanli/guanliwenjian/200908/t20090813_610317.html
5. 『道路運輸への投資に対する更なる対外開放に関する通知』：
<http://www.moc.gov.cn/zhuzhan/zhengwugonggao/jiaotongbu/daoluyunshu/200710/t20071015433409.html>

10. 航空貨物輸送業

Q：中国に航空貨物輸送企業を設立したいのですが、投資に関して何か規定はありますか。

A：2011年版の『外商投資産業指導目録』では、航空貨物輸送業について次のように定めています。

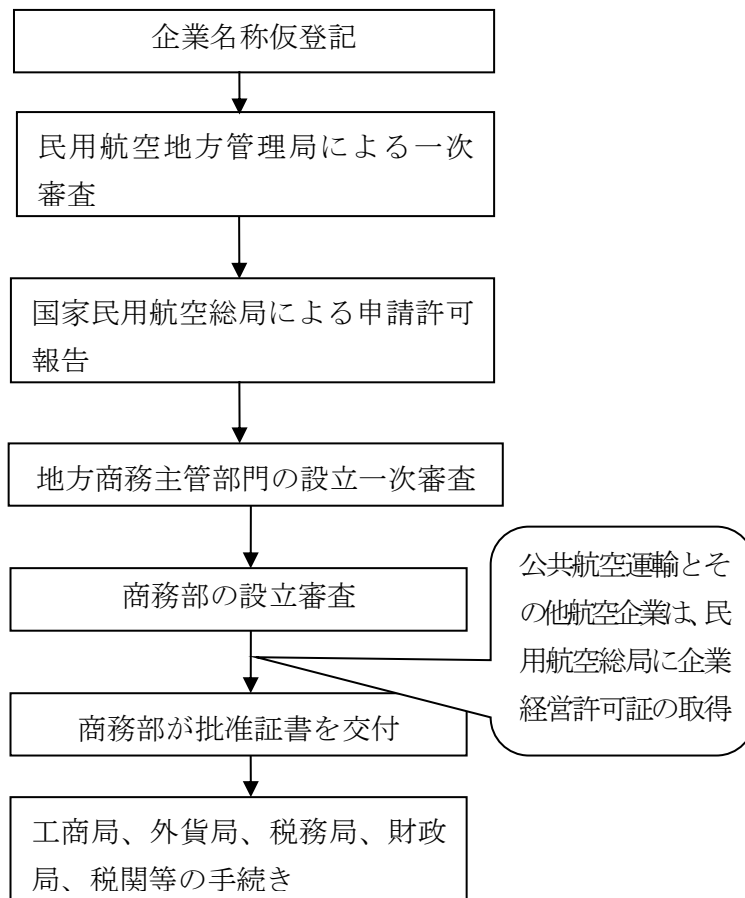
1. 奨励類第5類：航空輸送企業（中国側に支配権があること）。

『外商投資民用航空業規定』およびその補充規定によれば、外国投資者が既存の公共航空貨物輸送業に投資することを奨励していますが、投資形態、出資比率に一定の制限があります。

出資形態	1. 合弁、共同経営（合作）による経営。 2. 航空企業の株式購入（海外で発行された航空企業の株式および中国国内で発行された上場外資株を含む）。 3. その他許可された出資形態。
出資比率	外国からの出資による公共航空運輸企業では中国側に支配権があること。外国出資者（その関連企業を含む）の出資比率が25%を超えてはならない。
経営期間	外国からの出資による合営企業の経営期間は通常30年を超えない。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：『外商投資民用航空業規定』、『公共航空運輸企業経営許可規定』、『公共航空運輸企業経営許可管理手順』などの規定によれば、民用航空企業を設立する場合は、国家民用航空総局による審査が必要です。具体的な審査手続きは以下のとおりです。



出資者は民航地方管理局に主に以下の書類を提出する必要があります。

1. 開業申請報告書。
2. 出資者の信用能力証明。
3. 各投資者が締結した協議（契約）および企業法人の営業許可書（あるいは登録登記証）のコピーまたは自然人身分証明のコピー。
4. 企業担当者の任命許可書、履歴。
5. 企業名称仮登記通知書。
6. 民用航空総局の規定によるその他書類、材料
7. 中外合弁航空運輸業を開業する企業の場合、事業申請報告およびその許可文書を提出する必要があります。

投資者は地方の商務主管部門に以下の書類を提出する必要があります。

1. 設立申請書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）、および承認文書。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明。
7. 各投資者の法定代表者の身分証明。
8. 設立予定企業の董事名簿、主要管理者名簿および略歴。
9. 設立予定企業の名称仮登記通知書。
10. 企業の営業場所証明。
11. その他審査機関が提出を求める書類。

許可証の受け取りを申請するとき、以下の書類を提出する必要があります。

1. 企業経営許可証の申請書。
2. 名称仮登記通知書のコピー。
3. 企業の定款。
4. 法定資格を有する出資監査機関発行の支払い込み証明書
5. 企業住所証明のコピー
6. 企業ロゴおよびその承認文書
7. 民用航空機の購入または賃貸に関する証明文書
8. 切符、運送書類の書式見本および批准文書
9. 使用予定の基地飛行場と締結した駐機場賃貸協議および飛行場滑走路保障協議
10. 法定代表者、企業の全般的経営管理を担当する主な担当者の任命文書、履歴、身分証明のコピー
11. 付保場所第三者責任保険の証明文書
12. 企業董事、監査役の名前、住所および委任、選挙または任命に関する証明
13. 民用航空総局規定によるその他の文書、資料。
14. 設立予定の中外合弁公共航空運輸企業の場合、契約、定款の承認文書および外商投

資企業の承認文書を提出する必要があります。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875
住所：中国北京市東長安街2号
2. 国家發展改革委員会：<http://www.sdpc.gov.cn/>
窓口：外資司
電話：+86-10-68502000
住所：中国北京市西城区月壇南街38号
3. 民用航空総局：<http://www.caac.gov.cn/>
電話：+86-10-64091114
住所：北京市東城区東四西大街155号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資民用航空業規定』：
http://www.caac.gov.cn/B1/B6/200612/t20061220_918.html
3. 『外商投資民用航空業規定』補充規定：
http://www.caac.gov.cn/B1/B6/200701/t20070109_1077.html
4. 『外商投資民用航空業規定』補充規定二
http://www.caac.gov.cn/B1/B6/200701/t20070112_1113.html
5. 『「外商投資民用航空業規定」補充規定（二）」の関連問題についての解釈』：
http://www.caac.gov.cn/B1/B2/200702/t20070208_1562.html
6. 『外商投資民用航空業規定』補充規定三：

http://www.caac.gov.cn/B1/B6/200711/t20071108_9029.html

7. 『外商投資民用航空業規定』 補充規定四 :

http://www.caac.gov.cn/B1/B6/201012/t20101231_36757.html

8. 『外商投資民用航空業規定』 補充規定五 :

http://www.caac.gov.cn/B1/B6/201012/t20101231_36758.html

9. 『公共航空運輸企業經營許可管理手冊』

<http://www.caac.gov.cn/dev/yshs/ZCFB/200706/P020070627538030174956.pdf>

11. 印刷業

Q：中国の印刷業に投資したいと思いますが、投資面でどのような規定がありますか。

A：2011年12月24日に国家発展改革委員会および商務部が共同で公布した『外商投資産業指導目録』では、出版物の印刷は制限類に属し、中国側が株式支配権を保有しなければならないとされています。その他の印刷業は許容類に属すると規定されています。

もともと、印刷業に関する現行関連法規が「外商投資産業指導目録」に従い改正されていないため、実務では従来の「印刷業管理条例」および「外商投資印刷企業設立に関する暫定規定」の関係規定によっています。即ち出版物、その他の印刷品の印刷に従事する外資企業は必ず中外合弁、合作の形式を取り、かつ中国側が株式支配権を保有し、または主導的地位を占めなければなりません。ただし、包装用印刷品の印刷を営む外資印刷企業は独資によることができます。

外国投資者の印刷業に対する投資には以下の制限や条件が定められています。

投資者に必要とされる資格	外国からの投資者： (1) 民事上の行為能力を有し、民事責任を独立して負うことができる法人であること。外国の自然人が印刷業に投資することはできない。 (2) 直接的もしくは間接的に印刷経営管理に従事した経験を有すること。 (3) 国際的に先進レベルの印刷経営管理モデルおよび経験の提供、または国際的に先進レベルの印刷技術や設備の提供もしくは比較的潤沢な資金の提供、のいずれかが可能であること。
	中国側投資者： (1) 民事上の行為能力を有し、民事責任を独立して負うことができる法人であること。

	(2) 直接的もしくは間接的に印刷経営管理に従事した経験を有すること。
出資比率の制限	(1) 包装印刷に従事する印刷企業には、出資比率の制限はなく、外国投資者は独資形式で設立することができる。 (2) 出版物、その他印刷品の印刷経営活動に従事する印刷企業は、中国側出資者が過半数の持分を有するか、支配的な地位を占めていなくてはならない。
必要とされる登録資本金	(1) 出版物、包装印刷品の印刷経営活動に従事する外国投資印刷企業の登録資本金は 1,000 万人民元を下回ってはならない。 (2) その他印刷品の印刷経営活動に従事する外国投資印刷企業の登録資本金は 500 万人民元を下回ってはならない。 (3) 香港、マカオの投資者が本土で印刷品の包装装飾業を営む印刷企業を設立する場合の最低登録資本金に関する要求は、中国の国内企業に照らして実行する（即ち、投資者が複数いる場合、登録資本金は 3 万人民元を下回ってはならず、投資者が 1 名の場合は、登録資本金は 10 万人民元を下回ってはならない。もっとも、審査機関は通常、登録資本金が経営規模に適合するようを求めるため、登録資本金が非常に少ない場合は、往々にして認可を得られない）。
その他の条件	(1) 出版物の印刷経営活動に従事する印刷企業の董事長は中国側が担当するが、董事数は中国側が外国側を上回らなければならない。 (2) 外国投資印刷企業の経営期限は一般的には 30 年を越えることはできない。 (3) 外国投資印刷企業の企業形態は有限責任会社である。 (4) 外国投資印刷企業設立の審査許可は、国の計画規制する印刷企業の総数、構造、地域配分に適合したものでなければならない。 (5) 外国投資印刷企業は支店・支部を設置してはならない。 (6) 許可を取得し設立された外国投資印刷企業は、審査機関の規定

	<p>する期間内に関連登記登録手続きを完了しなければならない。 期間を過ぎても完了できない場合、審査機関は当該投資項目を 取り消すことができる。</p>
--	--

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：外国投資者の印刷企業設立の手続きは以下ようになります。

1. 事前審査：所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門の一次審査（所要時間：10 営業日）を経た後、新聞出版総署の審査を受けます（同 30 営業日）。省級新聞出版行政部門は投資総額が 3,000 万米ドルを超えない印刷企業を直接審査することができます。審査を通過した場合、許可証が発行されます。
2. 商務主管部門の審査：投資総額 1 億米ドル以上の包装印刷企業および投資総額 5,000 万米ドル以上の出版物印刷企業、その他印刷品印刷企業は、商務部が審査を行います。投資総額がそれ以下の企業は地方の商務主管部門が審査を行います。審査を通過した場合、「外商投資企業許可証」が発行されます。
3. 「印刷経営許可証」の申請受領：登記地の新聞出版行政部門が行います。
4. 「特種業種許可証」の申請受領：登記地の公安部門が行います。
5. 引き続き工商、外貨、税務、財政、税関等の手続きを行います。

外国投資印刷企業の設立申請には以下の資料が必要です。

1. 外国投資印刷企業設立申請書。
2. 項目提案書には以下の内容を明記しなければなりません。
 - ①各投資者の名称、住所、経営範囲と法定代表者の姓名。
 - ②申請設立する外国投資印刷企業の名称、法定代表人、住所、経営範囲、登録資本金および投資総額。
 - ③各投資者の出資額、出資比率、出資方法と出資額納付期限。
 - ④経営期間。
3. FS 報告。
4. 各投資者の署名が記載された契約、定款（独資企業は定款のみ提出）。

5. 予約購入印刷設備の明細書。
6. 投資者の銀行信用証明、登記登録証明、法定代表者証明（写し）。
7. 工商行政部門の名称仮登記通知書。
8. 各投資者および設立予定企業の法定代表者の任命書類および履歴書、身分証明書（出版物、その他印刷品印刷経営活動に従事する場合は、設立予定印刷企業の董事長と董事会成員の任命書類および履歴、身分証明の提供が必要）。
9. 董事会成員の名簿および任命書。
10. 経営場所の使用証明書。
11. 審査機関の要求するその他の資料。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875
住所：中国北京東長安街2号
2. 国家新聞出版総署：<http://www.gapp.gov.cn/>
窓口：総合業務司
電話：+86-10-3138956
住所：中国北京市宣武門外大街40号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『印刷業管理条例』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/21/content_25114.htm
3. 『外商投資印刷企業設立に関する暫定規定』：
<http://www.gapp.gov.cn/govpublic/84/197.shtml>

4. 『外商投資印刷企業設立に関する暫定規定』に関する補充規定：
<http://www.gapp.gov.cn/govpublic/84/212.shtml>
5. 『省レベルの商務主管部門に外商投資印刷企業の審査管理を委託することに関する通知』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200604/20060401842820.html>
6. 『印刷業経営者資格条件に関する暫定規定』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61485.htm

12. 図書、録音録画製品等販売

Q：中国で、図書、新聞、定期刊行物、録音・録画製品の販売業に従事したいと考えていますが、投資面でどのような規定がありますか。

A：外国投資者は、図書、新聞、定期刊行物の発行、卸売・小売業に従事することができますが、出版業に従事することはできません。また、録音録画製品の発行業務については、外国投資者は、中国側投資者と共に中外共同経営（合作）企業を設立し従事することができます。その具体的な内容は、以下のようになっています。

1. 国家発展および改革委員会が 2011 年 12 月 24 日に共同公布した『外商投資産業指導目録』によれば、図書、新聞および定期刊行物の出版業務は禁止類に属し、録音録画製品出版物の出版と製作業務も禁止類に属します。録音・録画製品（映画を除く）の流通販売は制限類に属し、その投資形式は中外共同経営（合作）に限られます。
2. 国務院が 2011 年 3 月 19 日に公布した『出版管理条例』、『録音・録画製品管理条例』、ならびに新聞出版総署と商務部が 2011 年 3 月 25 日に共同で公布した『出版物市場管理規定』によれば、中国では、図書、新聞、定期刊行物、電子出版物の発行業務に従事する中外合弁経営企業、中外共同経営（合作）企業および外資企業の設立、ならびに録音・録画製品の発行業務に従事する中外共同経営（合作）企業の設立を許可しています。その中で、図書、新聞、定期刊行物のフランチャイズチェーン事業に従事する場合、チェーンストア数が 30 店舗を超えれば、外資による持分支配を許可しません。外国投資者が、変則的な出資方法を採用するなどして、上記 30 店舗を超えたチェーンストアに対する制限に違反してはなりません。
3. 出版物（図書、新聞、定期刊行物、録音録画製品）の発行（注①）、卸売・小売業およびフランチャイズチェーンの投資条件は、下図のとおりです。

業務 範囲	出版物の発行	出版物の卸売	出版物の小売	出版物のフラン チャイズチェーン 経営
投資 条件	確定した企業名称及び経営範囲があること			
	出版物の発行業務 を主要営業業務と する。			フランチャイズチ ェーンの組織形態 および経営方式に 適合する
	高級以上の出版物 発行員職業資格ま たは中級以上の出 版物発行関連の専 門資格を有する責 任者が最低1名必要	中級以上の出版物発 行員職業資格また は中級以上の出版 物発行関連の専門 資格を有する責任 者が最低1名必要	初級以上の出版物 発行員職業資格ま たは初級以上の出 版物発行関連の専 門資格を有した責 任者が最低1名必要	中級以上の出版物 発行員職業資格ま たは中級以上の出 版物発行関連の専 門資格を有した責 任者が最低1名必要
	経営場所の営業面 積:1000 平方メー トル以上	1 店舗の経営面積: 50 平方メートル以上 独立経営場所の営 業面積: 200 平方メ ートル以上	固定の経営場所が ある	10 店舗以上の直営 店の保有。 サンプルストアの 経営面積: 500 平方 メートル
	資本金: 2,000 万円 以上	資本金: 500 万円以上	資本金に対し特に 要求なし (注②)	資本金: 500 万円以 上。ただし全国範囲 でフランチャイズ チェーン事業を展 開する場合は、1000 万円以上
	健全な管理制度および業界基準に合致する情報管理システムを備える。			
	最近3年以内に、新聞出版行政機関による行政処罰を受けたことがなく、その他の重大な違法記録がない。			

注①: ここでいう「発行」には、総合卸、卸売、小売およびレンタル、展示販売などの

活動が含まれます。

注②：図書、新聞、定期刊行物、録音録画製品の小売企業の資本金に対する要求については、中国内資企業のそれに準じます（即ち、投資者2名以上の場合、資本金は3万人民元、投資者1名の場合は10万人民元をそれぞれ下回ってはなりません。実務では、通常、審査機関は資本金がその経営規模と適合するよう求められ、資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして許可を得られません）。

4. 『出版物市場管理規定』の付則規定によれば、香港、マカオのサービス提供者が中国国内で図書、新聞、定期刊行物のフランチャイズチェーン事業に従事する場合、持分支配を許可されますが、その出資比率は65%を超えてはなりません。香港、マカオサービス提供者は中国国内で独資、合弁の形式で録音・録画製品の発行サービス提供を許可されます。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：外国投資者が図書、新聞、定期刊行物の流通販売企業に投資する手続きは以下のようになっています。

1. 申請者は企業所在地の省級新聞出版行政部門に申請します。
2. 省級新聞出版行政部門は審査意見提出後、国務院新聞出版署に報告し、その審査を受けます。
3. 上記審査終了後、申請者は関連法律法規に従い、商務主管部門に申請し、外商投資審査許可手続きを行います。
4. 商務主管部門からの許可を取得した後、90日以内に許可書および『外商投資企業批准証書』を持参し、元の新聞出版行政部門で『出版物経営許可証』を受領します。
5. 申請者は『外商投資企業批准証書』および『出版物経営許可証』を持参し、所在地の工商行政管理部門で営業許可書を受領します。
6. 組織機構コード証、外貨、税務、財政、税関等の手続きを行います。

Q：その他、何か注意すべきことがありますか。

A：図書、録音・録画製品の流通販売業に従事する場合、以下の点に注意してください。

1. 図書、新聞、定期刊行物、録音・録画製品など出版物の流通販売業者は、相応の出版物発行員職業資格または新聞出版総署により認可された出版物発行関連専門分野の専門技術資格の有資格者 1 名を企業の業務担当者として指定しなければなりません。
2. 企業が審査許可された経営範囲内において、インターネットなどの情報ネットワークを通じ、出版物の発行業務に従事する場合、ネットワークによる出版物の発行業務が開始された日より 15 日以内に、もともとの審査許可機関である新聞出版行政部門に届出を行う必要があります。
3. 出版物の総合卸機関は出版物の卸売業、小売業に従事することができます。また出版物卸売企業は出版物の小売業に従事することができます。

政府の関連窓口

1. 商務部：行政事務サービスセンターのサービスシステム

http://xzsw.mofcom.gov.cn/site/info/app_infoQuery.jsp?dept_id=100000

窓口：商務部外国投資管理司

電話：86-10-84095551

住所：中国北京東長安街 2 号

2. 国家新聞出版総署：

<http://www.gapp.gov.cn/govservice/1971/114214.shtml>

連絡窓口：新聞出版総署総合業務司

電話：+86-10-83138956；+86-10-83138957

住所：中国北京市宣武門外大街 40 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『出版管理条例』:

http://www.gov.cn/zwgk/2011-03/19/content_1827821.htm

3. 『出版物市場管理規定』:

http://www.gov.cn/flfg/2011-03/31/content_1835226.htm

4. 『録音・録画製品管理条例』:

http://www.gov.cn/flfg/2011-03/19/content_1828565.htm

5. 『出版・メディアグループの改革発展加速に関する指導意見』:

<http://www.gapp.gov.cn/cms/html/21/1385/201202/733893.html>

13. インターネット通信販売

Q：中国で電子ビジネスサイトを立ち上げ、インターネット通信販売に従事したいと考えていますが、どのような規定があるのでしょうか？

A：インターネット通信販売への従事は、二種類に分けられます。一つはインターネットを通じて自らが製造または調達した商品を販売することで、これは商業企業に当たります。二つめは電子ビジネスサイト（例えば中国の「阿里巴巴」や「eBay」）を設立し、企業や個人に商品販売の場を提供することです。

2011年改訂の『外商投資産業指導目録』および商資字【2010】272号『外商投資のインターネット、自動販売機による販売プロジェクトの審査認可管理にかかわる問題の商務部弁公庁通知』（以下、「通知」という）によると、第1種のインターネットを通じて自らが製造または調達した商品を販売する場合、インターネット通信販売は、企業販売行為がインターネット上に拡大したものであり、法による許可を経て、登記した外資生産型企業および商業企業は、インターネット通信販売業に従事することができます。即ち、第1種は許可類商業企業に該当します。また、その投資方式、出資比率、登録資本金については、特別な制限はありません。

1. 投資方式：外国投資者は、独資、合資、共同経営（合作）等の形式で、インターネット通信販売に従事することができます。
2. 出資比率：現在、食料買入、食料、綿花、植物油、砂糖、煙草、原油、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料等の商品経営を営む商業企業に対しては、法律上、出資比率に関して一定の制限が設けられています（30を超える店舗を擁し、異なるブランドおよびブランド、異なる供給元からの商品を販売するチェーン店を設立する場合、中国側が支配権を持つこととなります）。
3. 登録資本金：法律の規定によれば、二人以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万元が必要であり、投資者が一人である場合は、資本金は最低10万元とされています。ただし、実際には、審査機関は資本金が経営規模に見合ったものであることを要求しますから、資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可が得

られないことがあります。

4. 企業が自らのインターネットプラットフォーム技術を用い販売する場合、電信管理部門に届け出る必要があります。

上記第2種において、即ち企業が自らのインターネットプラットフォーム技術を用い、その他の取引第三者のためにインターネットサービスを提供する場合は、『外商投資産業指導目録』の制限類項目に該当します。「通知」によれば、工業・情報化部門に付加価値電信業務の営業許可書を申請しない限り、経営することができません。付加価値電信業務の営業許可書の申請に関する要求は高いため、実務において、その許可を得たケースは非常に少ないです。外国投資者が中国において直接に電子ビジネスサイト設立に投資する状況はまだ非常に少なく、基本的には持分を買い取る方法で電子ビジネスの領域に参入しています。例えば、雅虎（Yahoo）が 阿里巴巴（Alibaba.com.cn）の 35%の持分を買い取ったり、eBay が 易趣（eachnet.com）を買収したことがその例です。

当該許可証の申請条件、手続きおよび注意事項については、第 16 篇の『電気通信企業』における付加価値電信に関する説明を参照ください。

Q：審査手続きは具体的にはどのようなものですか

A：外商投資者がインターネット通信販売に従事する商業企業を設立するための審査手続きは以下のとおりです。

1. 投資者は地方商務主管部門に契約書、規程等の資料を提出し、地方商務主管部門の同意を得た後、「外商投資企業批准証書」が交付されます。
2. 審査を経て認可を得た後、工商登記（現地工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（登記地の統計局）、税務登記（登記地の税務局）、財政登記（登記地の財政局）、外国貿易経営者届出（現地商務主管部門）、税関登記（現地税関）等の登記手続きを行っていくこととなります。通常、後続の手続きには3カ月の時間が必要です。

3. 営業許可証が交付された後、企業が自らのインターネットプラットフォームを用い販売を行う場合は、地方通信管理局に非営利性インターネット情報サービスの届出を行います。地方通信管理局が届出人からの書類提出を受けた後、書類が揃っていれば、届出手続きは 20 業務日以内に完了し、届出電子検証標識および届出番号が発行され、国務院工業と情報化部の届出管理システムを通じて関連届出情報が公布されます。

外資企業が電子ビジネスサイト運営に従事する例は現時点では多くありません。上記商業企業の設立手続きを行うほか、電子ビジネスサイトは、付加価値電信サービス業にあたり、「付加価値電信業務営業許可証」を得る必要があります。同許可証の申請条件、手続きおよび注意事項は、第 16 編の『電気通信企業』にある付加価値電信に関する紹介を参照ください。

Q：その他、何か注意すべきことがありますか。

A：

1. 『通知』によれば、インターネット通信販売業に専門的に従事する外資企業の設立を申請する場合、省レベルの商務主管部門の認可を得なければなりません。
2. インターネットによる薬品、医療器機、図書、新聞、定期刊行物などの特殊商品の通信販売を行う場合、上記審査手続きを行うほか、関連法律に基づき申請し、関連許可証を取得する必要があります。
3. 2011 年『通知』が公布される以前には、関連法律規定が明確ではなかったため、外資企業がインターネット通信販売に従事するケースは非常に少数でした。現在は、一般の商業企業であれば、インターネット通信販売に従事することができます。実務上、卸売業および小売業に従事する資格を有する商業企業は、インターネット通信販売に直接従事でき、特殊な審査許可を得る必要がありません。しかし、『通知』には、卸売業に従事する経営範囲を有する商業企業が、直接にインターネット通信販売に従事できるか否かについて明確に定められておらず、これについては、地域によって差異が見られます。一部の地域において、卸売業に従事する資格を有する企業が直接インターネット通

信販売に従事することは認可されていますが、一部の地域においては、卸売業の経営範囲のみを有する企業の場合、インターネット通信販売の特殊性により、卸売業か小売業かが明確にできないため、経営範囲の中にさらに「インターネット通信販売」を追加しない限り、これを経営することができません。

4. 2010年工商総局公布の『インターネット商品取引および関連サービス行為管理暫定弁法』および『通知』の関連規定によれば、国家工商総局は、インターネット商品取引に対し法に基づき管理し、取引主体の真実性および可識別性を確保するために、サイトのホームページあるいは経営活動を行うホームページの目立つ位置に営業許可書またはそのリンク標識を公開しなければなりません。また、事前に消費者に対し、商品またはサービスに関する真実の情報を説明し、その承諾のもとで商品またはサービスを提供する必要があります。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://syly.wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：北京市東長安街2号
2. 国務院工業情報化部：<http://www.miit.gov.cn/>
窓口：通信發展司
電話：+86-10-68206155
住所：北京市西長安街13号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資商業領域管理弁法』：
http://www.legalinfo.gov.cn/zt/2004-12/30/content_172172.htm

3. 『外商投資電信企業管理規定』：
http://www.gov.cn/zwgk/2008-09/12/content_1094487.htm
4. 『インターネット商品取引および関連サービス行為管理暫定弁法』：
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/fgs/201006/t20100601_88889.html
5. 『非営利性インターネット情報サービス届出管理弁法』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content_93018.htm

14. インターネット関連企業

Q：中国でインターネット出版、インターネット情報サービス、インターネット求人分野に投資したいと考えていますが、どのような規定があるでしょうか。

A：

インターネット出版業

2011年版の『外商投資産業指導目録』によると、外資によるニュースサイト、インターネット番組視聴サービス、インターネットサービス営業施設、インターネットカルチャー経営(音楽を除く)は、禁止類の項目に該当します。音楽に関するインターネットカルチャー経営は、許可類とされています。

国家文化部、ラジオ・映画・テレビ放送総局、ニュース出版総署、発展改革委員会、商務部が2005年に共同公布した『文化領域の外資導入に関する若干の意見』は、以下のように明確に規定しています。

1. 外国投資者によるニュース報道機関、ラジオ局、テレビ局、インターネットラジオ・テレビ、ラジオ・テレビ番組制作および放送会社、映画製作会社、インターネットカルチャー経営機関（上記のとおり、2011年版の『外商投資産業指導目録』で、音楽に関するインターネットカルチャー経営が許可類となっています）、およびインターネットサービス営業施設（香港・マカオを除く）、興行プロダクション、映画輸入および配給、または上映会社の設立・経営を禁止する。
2. 外国投資者が、刊行物の出版、発行または輸入業務に従事すること、録音・録画製品または電子出版物の出版、製作、発行、輸入業務に従事すること、およびインターネットを利用して視聴番組サービス、ニュースサイト、またはインターネット出版等の業務に従事することを禁止する。
3. 外国投資者は、出版物の小売、印刷、広告、文化施設改造等の経営活動を通して、チャンネル、周波数、紙面、編集および出版等の宣伝業務に参入してはならない。

インターネット情報サービス業

『インターネット情報サービス管理弁法』によると、インターネット情報サービスは、営利的サービスと、非営利的なそれとの二種類に分けられます。

1. 営利的インターネット情報サービスとは、インターネットを通じて、ユーザーに対し情報またはホームページ制作等のサービス活動を有償で提供することをいいます。(例えば、有料情報検索サイトなど)
2. 非営利的インターネット情報サービスとは、インターネットを通し、ユーザーに対し公開性、共有性のある情報を無償で提供するサービス活動をいいます。(例えば、自社サイト、無料情報を提供するためのウェブサイトなど)
3. 中国は営利的インターネット情報サービスに対し許可制度を実施し、非営利的インターネット情報サービスに対しては届出制度を採用しています。

営利的インターネット情報サービスの認可手続きは以下のとおりです。

1. 投資者は地方通信管理局または国務院工業情報化部に対し、インターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証の申請手続きを行います。
2. 地方通信管理局または国務院工業情報化部は、申請を受理日より 60 日以内に審査を終了し、認可、不認可の決定を下します。
3. 認可を得た後、投資者は商務主管部門に契約書、定款を提出します。商務主管部門は、90 日以内に審査を終了しなければなりません。審査を通過した場合、許可証書が交付されます。
4. 投資者は国務院工業情報化部で、「インターネット情報サービス経営許可証」の申請手続きを行います。
5. 投資者は引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行います。
6. 教育、医療保健、薬品または医療機器等のインターネットサービスへの従事は、経営許可申請または届出手続きを行う前に、法律、行政法規および国家の関連規定に従い関連主管部門の審査を経なければなりません。

非営利的インターネット情報サービスへの従事は、地方通信管理局または国務院工業情報化部に届出手続きを行わなければなりません。届出時には以下の情報が提出する必要があります。

1. 主催企業およびサイト責任者の基本状況。
2. サイト URL とサービス項目。
3. サービス項目がニュース報道、出版、教育、医療保健、薬品または医療機器に該当する場合は、関連主管部門の同意文書が必要となります。

そのほか、以下の点に注意が必要です。

1. インターネット情報サービスの提供者は、そのサイトのトップページの目立つ位置に経営許可証番号、または届出番号を明示しなければなりません。
2. 外資系企業はインターネット上のニュース報道業務を営むことができません。
3. インターネット情報サービス業務は付加価値電信業務の中の1種です。その為、外資系のインターネット情報サービス企業は『外商投資電信企業管理規定』の付加価値電信企業の設立条件を満たし、関連の設立手順を踏んだものでなければなりません。関連規定については、第7編の「電気通信企業」における付加価値電信に関する記載を参照してください。

インターネット求人業

インターネット求人業務を営む企業は、人材紹介機関であるため、まず「人的資源服務許可証」を取得する必要があります。その上で、インターネットでの経営に対して営利性の有無を判断し、異なる手続を行います。有料でインターネット求人業務を営む場合、または運営する求人サイトから広告収入などを得ている場合は、営利的インターネット情報サービスに属し、「付加価値電信業務経営許可証」および「インターネット情報サービス経営許可証」を取得しなければなりません。一方、無料のインターネット求人業務を営む場合（インターネットで無料情報を提供し、その情報に対してはユーザーから費用を徴収しないこと）、それを営む企業は許可を取得する必要がなく、非営利性インターネット情報サービス届出手続きのみ行うこととなります。

人材派遣機関の設立条件と関連の設立手順は、第 8 編の「人材紹介業」を、非営利的インターネット情報サービス届出については、本編の「インターネット情報サービス業」の部分参照してください。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京市東長安街 2 号

2. 国務院工業情報化部：<http://www.miit.gov.cn/>

窓口：電信管理局

電話：+86-10- 68206133

住所：北京市西長安街 13 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『文化領域の外資導入に関する若干意見』：
<http://www.jimo.gov.cn/jmwenhuaju/news/20116278501273312.shtml?typeid=1116&video>
[s](#)
3. 『インターネット情報サービス管理弁法』：
http://www.net.cn/static/hosting/fa_xinxi.htm
4. 『インターネットニュース情報サービス管理規定』：
http://www.gzca.gov.cn/news/20060914/20060914114220517421048_0.html

15. 携帯電話付加価値サービス

Q：中国で携帯電話にサービスを提供する専門的な会社を設立したいのですが、どのような規定がありますか。

A：携帯電話への付加価値サービスとは、電信運業者または電信付加価値サービスの提供者（SP）が公共ネットワーク資源その他通信設備を基に開発した付加価値通信サービスです。例えば、携帯電話の使用者に待ち受け画面、着メロ、ゲームのダウンロードサービス、ショート・メッセージ・サービス（SMS）、無線 LAN アクセスサービス等の提供などが含まれます。

携帯電話の付加価値サービスは、付加価値電信業務に属します。2011 年版の『外商投資産業指導目録』に拠れば、外商投資付加価値電信業務は制限類に属し、外資の出資比率は 50%を超えることはできません。

投資形態、投資比率、資本金

外国投資電信企業は中外合弁または中外共同経営（合作）の形式でしか設立することができません。付加価値電信業務に従事する外資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は、50%を超えることはできません。

『外商投資電信企業管理規定』により、外資電信企業の資本金は以下の規定に適合しなければなりません。

1. 全国規模の、または省、自治区、直轄市の範囲を超える付加価値電信業務に従事する場合、最低資本金は 1,000 万人民币元である。
2. 省、自治区、直轄市内で付加価値電信業務を営む場合、最低資本金は 100 万人民币元である。

投資者が備えるべき条件

付加価値電信業務に従事する外国側者は、これまで付加価値電信業務に従事してきた経験と実績を備えていなければなりません。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：外国投資者が中国側投資者と共同出資し付加価値電信業務に従事する企業を設立する場合、初めに国務院工業情報化部の行政許可を取得しなければなりません。

省、自治区、直轄市の範囲を超えて付加価値電信業務に従事する外資電信企業の審査手続きは以下のとおりです。

1. 中国側主要投資者が地方通信管理局に申請します。
2. 地方通信管理局は国務院工業情報化部に送付しその審査を受けますが、その審査期間は 90 日です。認可された場合、「外商投資経営電気通信業務査定意見書」が交付されます。
3. 中国側投資者が「外商投資経営電気通信業務査定意見書」により地方商務主管部門に契約書、定款を提出します。
4. 地方商務主管部門が第一次審査終了後、商務部に届け出ます。商務部は 90 日以内に審査を終了し、審査を通過した場合は、許可証書が交付されます。
5. 中国側投資者が国務院工業情報化部で「電信業務経営許可証」の手続きを行います。
6. 中国側投資者が引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行います。

省、自治区、直轄市内における付加価値電信業務に従事する外商投資電信企業の審査手続きは以下のとおりです。

1. 中国側主要投資者が地方通信管理局に申請します。
2. 地方通信管理局が申請受理日より 60 日以内に意見を記入し署名します。承認された場合、国務院工業情報化部の審査に回されます。
3. 国務院工業と情報化部は 30 日以内に審査を終了し、審査に通過した場合、「外商投資経営電気通信業務査定意見書」が交付されます。

4. 中国側主要投資者は「外商投資経営電信業務査定意見書』により地方商務主管部門に契約書、定款を提出します。地方商務主管部門は 90 日以内に審査を終了し、審査に通過した場合、許可証書が交付されます。
5. 中国側主要投資者が国務院工業情報化部に対し「電信業務経営許可証」の手続きを行います。
6. 中国側主要投資者は引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行います。

Q：他に何か注意すべきことはありますか。

A：電信産業は中国において制限産業に該当するため、以下の 3 点に注意する必要があります。

1. 投資者に対する条件が厳しく、外国の自然人が電信産業に投資することは認められていません。外国企業は自国の電信経営許可証および前年度の会社年度報告ならびに経験と実績を証明する資料を提供する必要があります。
2. 認可を得るのが困難であると同時に、電信企業の申請手続きに時間がかかり、申請開始から営業許可証取得まで、書類に不備がない場合でも、例えば付加価値電信業務では 6 ヶ月前後を要します。実際、ここ 5 年間で、国の審査を通過した外資電信企業は非常に少ないです。
3. 現在、多くの外国投資者は、現有の電信付加価値サービス供給業者の一部持分買い取りを通じて付加価値サービス業に従事しています。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197962
住所：北京市東長安街 2 号
2. 国務院工業と情報化部：<http://www.miit.gov.cn/>

窓口：電信管理局

電話：+86-10- 68206133

住所：北京市西長安街 13 号

参考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資電信企業管理規定』：
<http://www.ycst.gov.cn/09v2/lenrong1.asp?ArticleID=713>
3. 『中華人民共和國電信條例』：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n11301753/n11496139/11537485.html>

16. 電気通信企業

Q：中国の電気通信産業は対外的に開放していますか？投資できる場合、その条件は何ですか。

A：2011年版『外商投資産業指導目録』によれば、電気通信（以下、「電信」という）産業は制限類に属します。そのうち、付加価値電信業務においては外資出資比率は50%を超えず、基礎電信業務においては外資出資比率は49%を超えないこととされています。

業務の種類

『中華人民共和国電信条例』によれば、基礎電信業務とは公共ネットワークの基礎施設、公共データ伝送と基本通話音通信サービスの業務を提供することを指し、固定通話業務、ネットワークアクセス業務、集群通信業務（中国語名）などがこれにあたります。付加価値電信業務とは、公共ネットワーク基礎施設を利用して提供する電信と情報サービス業務のことを指し、電子メールボックス、ビデオテックス、電子データ交換サービス（EDI）、FAX蓄積転送、オンラインデータベース検索、国際インターネット、音声情報業務などがこれにあたります。

投資形態、投資比率、資本金

外国投資電信企業は中外合弁または中外共同経営（合作）の形態でしか設立することができません。基礎電信業務（無線通信業務は除く）に従事する外国投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は49%を超えてはならず、付加価値電信業務と基礎電信業務の中の無線通信業務に従事する外国投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は、50%を超えてはいけません。

外国投資電信企業の資本金は以下の規定に適合しなければなりません。

- （一）全国規模の、または省、自治区、直轄市の範囲を超える基礎電信業務に従事する

場合、最低資本金は 10 億人民元である。付加価値電信業務に従事する場合、最低資本金は 1,000 万人民元である。

(二) 省、自治区、直轄市内で基礎電信業務を営む場合、最低資本金は 1 億人民元である。付加価値電信業務に従事する場合、最低資本金は 100 万人民元である。

投資者の資格条件

基礎電信業務に従事する外国投資電信企業の中国側主要投資者は以下の条件を満たさなければなりません。

- (一) 法に基づき設立した会社であること。
- (二) 経営活動に相応しい資金と専門人員を有すること。
- (三) 国務院工業情報化主管部門が定める特定業界に対する審慎（周到かつ慎重の意）性要求に適合すること。

上述の外国投資電信企業の中国側主要投資者とは、中国側全投資者のうち出資額が最も多く、中国側全投資者の出資総額の 30%以上を占める投資者を指します。

基礎電信業務に従事する外国投資電信企業の外国側主要投資者は以下の条件を満たさなければなりません。

- (一) 企業法人資格を有すること。
- (二) 登記した国または地区で基礎電信業務経営許可証を取得していること。
- (三) 経営活動に相応しい資金と専門人員を有すること。
- (四) 基礎電信業務に従事した良好な業績と運営実績を有すること。

外国投資電信企業の外国側主要投資者とは、外国側全投資者のうち出資額が最も多く、外国側全投資者の出資総額の 30%以上を占める投資者を指します。

付加価値電信業務に従事する外国投資電信企業の外国側主要投資者は、付加価値電信業務に従事してきた良好な業績と運営実績を有していなければなりません。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：外国側投資者が中国側投資者と共同出資し電信業務に従事する企業を設立する場合、初めに国務院工業と情報化部の行政許可を取得しなければなりません。

基礎電信業務または省、自治区、直轄市の範囲を超える付加価値電信業務に従事する外国投資電信企業の審査手続きは以下のとおりです。

1. 中国側主要投資者が国務院工業情報化主管部門に申請し、かつ事業申請報告、各投資者の資格照明等の申請資料を提出します。
2. 国務院工業情報化主管部門が申請を受理した日より前項に定めた関連文書を審査します。基礎電信業務に該当する場合は 180 日以内、付加価値電信業務に該当する場合は 90 日以内に審査が終了します。認可した場合には「外商投資経営電気通信業務査定意見書」を交付します。
3. 中国側主要投資者が「外商投資経営電信業務査定意見書」をもって商務主管部に契約書、定款を提出します。
4. 商務部は 90 日以内に審査を終了し、認可した場合、批准証書を交付します。
5. 中国側主要投資者が「外商投資企業批准証書」により、工業と情報化部で「電信業務経営許可証」の手続きを行います。
6. 中国側主要投資者が引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行います。

省、自治区、直轄市内において付加価値電信業務に従事する外国投資電信企業の審査手続きは以下のとおりです。

1. 中国側主要投資者が省、自治区、直轄市電信管理機構に申請し、かつ関連申請資料を提出します。
2. 地方通信管理局が申請を受理した日より 60 日以内に意見を書き込んで署名します。承認した場合、国務院工業と情報化部の審査に回します。
3. 国務院工業と情報化部は 30 日以内に審査を終了し、認可した場合、「外商投資経営電信業務査定意見書」を交付します。

4. 中国側主要投資者は「外商投資経営電信業務査定意見書」をもって地方商務主管部門に契約書、定款を提出します。地方商務主管部門は 90 日以内に審査を終了し、認可した場合、批准証書を交付します。
5. 中国側主要投資者が国務院工業と情報化部に対し「電信業務経営許可証」の手続きを行います。
6. 中国側主要投資者は引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行います。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：電信産業は中国において制限類産業にあたり、以下の 3 点に注意する必要があります。

1. 投資者に求められる条件が高く、外国の自然人が電信産業に投資することは認められていません。外国企業は自国の電信経営許可証、ならびに以前の会社年度報告および運営実績と業績が良好であったことを証明する資料を提供する必要があります。
2. 認可を得ることが困難である一方、電信企業の申請手続きに時間がかかり、申請開始から営業許可証取得まで、書類に不備がない場合でも、基礎電信業務で 10 ヶ月前後、付加価値電信業務で 6 ヶ月前後を要します。実際、ここ数年間で、国の審査を通過した外国投資電信企業は非常に少ないです。
3. 投資する事業が移動通信端末企業である場合には、さらに『移動通信システムおよび端末投資事業認可の若干規定』の規定を満たす必要があります。事業申請者は専門的に電子情報製品の研究開発、生産および販売を行う企業でなければなりません。中でも移動通信システム投資事業の最低資本金は 3 億人民元、移動通信端末投資事業の最低資本金は 2 億元となっています。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
窓口：外資司
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875
住所：北京市東長安街2号
2. 国務院工業と情報化部：<http://www.miit.gov.cn/>
窓口：電信管理局
電話：+86-10-68206133
住所：北京市西長安街13号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資電信企業管理規定』
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11294912/n11296257/11937316.html>
3. 『中華人民共和國電信條例』：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n11301753/n11496139/11537485.html>
4. 『電信業務經營許可管理弁法』：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11294912/n11296542/12130160.html>

17. ソフトウェア開発および関連サービス企業

Q: 中国でソフトウェア開発とその関連サービス業に投資したいと考えていますが、どのような規定がありますか。

A: 2011年版の『外商投資産業指導目録』では、ソフトウェア開発およびその関連サービスについて以下のように規定しています。

1. 奨励類第3類第21項：ソフトウェア製品の開発、生産。
2. 奨励類第7類：外注請負の方式で、システム運用管理とメンテナンス、ITサポート管理、銀行のバックオフィス、財務決済、HR、ソフトウェア開発、コールセンター、データ処理などITおよび業務処理に従事すること。

外国企業のソフトウェア開発および関連サービス企業に対する投資には制限はなく、外国投資者は独資、合弁、共同経営などの形式でこうした企業を設立することができます。

ソフトウェア開発およびその関連サービス企業は国家の発展促進産業であるため、一定の優遇政策を受けることができます。

1. 増値税の一般納税者が自ら開發生産したソフトウェア製品を販売する場合、17%の増値税が徴収された後、増値税の実際の税負担分の3%を超える部分については、ソフトウェア製品の研究開発や拡大再生産に使用されることを条件として税還付されます。
2. 増値税の一般納税者が輸入したソフトウェアを使用地域に合わせて改良改造の上販売した場合、販売されたソフトウェアに対しては自社開發生産のソフトウェア製品に関する優遇税制が適用されます。ここでいう改良改造とは輸入ソフトウェアに対する積極的な設計、改良等をいい、単なる漢字化処理は含みません。
3. 中国国内で新たに設立したソフトウェア企業は、設立認定を経た後から2017年12月31日以前において、黒字転換年度より税制優遇期間とされ、第一年から第二年までは企業所得税が免除され、第三年から第五年までは、法定税率25%に基づき計算した企業所得税をさらに半減し、これを期間満了まで享受します。

4. 国の指定した重点ソフトウェア生産企業で、当年度に免税政策を受けていないものに対しては、企業所得税が10%減額徴収されます。
5. ソフトウェア生産企業と認定された場合、同企業の生産に必要な自社用設備、契約により設備に付随して輸入される技術（ソフトウェアを含む）および部品、備品については、『外資事業非免税輸入商品目録』および『国内投資事業非免税輸入商品目録』に掲げられた商品を除き、関税および輸入増徴税が免除されます。
6. 企業のソフトウェア購入にあたり、購入原価が固定資産基準に達しているか、または無形資産に該当する場合は、固定資産もしくは無形資産として計算されます。減価償却、もしくは償却年数は最短で2年まで短縮することができます。

下記の条件を満たすソフトウェア製品は、主管税務機関の審査批准を経て、上述の増徴税優遇政策を享受できます。

1. 省級の情報産業主管部門が認可するソフトウェア測定機構が発行した測定証明資料を取得していること。
2. ソフトウェア産業主管部門が交付した「ソフトウェア製品登記証書」または著作権行政管理部門が交付した「ソフトウェア著作権登記証書」を取得していること。

下記の条件を満たすソフトウェア企業は、上述の企業所得税優遇政策を享受できます。

1. ソフトウェア開発を主な業務とすること。
2. 2011年1月1日以降に中国国内で成立し、ソフトウェア企業資格を認定取得した法人企業であること。
3. 労働契約関係を有しかつ大学専科以上の学歴を有する従業員数の比率が、企業当年度の月平均職員数総数の40%を下回っておらず、そのうち、研究開発人員の比率が企業当年度月平均従業員総数の20%を下回っていないこと。
4. 核心技術を有しており、かつこれに基づき経営活動を行うとともに、当年度の研究開発費用総額の企業売り上げ（営業収入）総額中に占める比率が6%を下回っておらず、そのうち、中国国内で発生する研究開発費用金額の、研究開発費用総額に占める比率が60%を下回らないこと。
5. ソフトウェア企業のソフトウェア製品開発売り上げ（営業収入）の、企業収入総額

に占める比率が通常 50%を下回っておらず、そのうち、ソフトウェア自主開発売り上げ（営業収入）の、企業収入総額に占める比率が通常 40%を下回らないこと。

6. 主な業務は自主知的財産権を有し、そのうち、ソフトウェア製品が省級ソフトウェア産業主管部門認可のソフトウェア測定機構が発行する測定証明材料、およびソフトウェア主管部門が交付する「ソフトウェア製品登記証書」を有すること。
7. 設計製品品質を保証できる手段と能力を有し、かつソフトウェア事業に必要な品質管理システムを確立し、その有効な運用過程文書記録を提供していること。
8. ソフトウェア開発に適応する生産経営場所、ソフトウェアとハードウェア施設等の開発環境を有し、提供するサービスとかかわる技術サポート環境を備えていること。

ソフトウェア企業の認定基準は工業情報化部が教育部、科学技術部、国家税務総局などの関係部門と共同で制定します。地方（市）級以上のソフトウェア協会もしくは関連協会が第一次選考を行い、同級の情報産業主管部門の審査と、同級の税務部門の許可を得た後、認定ソフトウェア企業として正式な公表リストに記載されることにより、優遇税制を享受することができます。

国の指定する重点ソフトウェア企業になるためには、国家発展改革委員会、商務部、工業情報化部、財政部、国家税務総局が共同で決定した重点ソフトウェア企業リストに記載され、中国ソフトウェア協会認定の国家重点ソフトウェア企業証書を取得していなければなりません。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：外国企業がソフトウェア開発および関連サービス企業に投資する場合、以下のよう
な順序で申請を行います。

1. ソフトウェア開発および関連サービス企業は、地方の商務主管部門が一定の権限において審査を行います。上海を例にすると、投資総額が 1 億米ドル以下の外国投資によるソフトウェア開発および関連サービス企業の設立と変更申請は、区県商務主管部門が受理し、投資総額が 1 億米ドル以上（1 億米ドルを含む）の外国投資によ

るソフトウェア開発および関連サービス企業の設立と変更申請は、上海市商務委員会が受理します。上海の審査期間は 15～20 業務日です。

2. 工商登記などの手続きを行う。
3. 営業許可証の取得後、条件を満たしている企業は、現地の業界協会にソフトウェア企業認定を申請し、工業情報化部または地方電信管理部門の認定を経て優遇待遇を受けることができます。

投資者は商務主管部門に下記の資料を提出します。

1. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみ必要となります）。
2. 外国側投資者の銀行信用証明。
3. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
4. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者が存在する場合があります）。
5. 各投資者の法定代表者の身分証明。
6. 名称仮登記通知書。
7. 経営場所証明。
8. その他審査機関が提出を求める資料。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://www.mofcom.gov.cn/>
連絡窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：北京市東長安街 2 号
2. 工業と情報化部：<http://www.miit.gov.cn/>
電話：+86-10-68206133
住所：北京市西長安街 13 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
http://www.gov.cn/flfg/2011-12/29/content_2033089.htm
2. 『ソフトウェア産業と集積回路産業発展を奨励するための若干の政策』：
<http://dzs.miit.gov.cn/n11293472/n11295210/n11298418/11651847.html>
3. 『ソフトウェア産業と集積回路産業発展をいっそう奨励するための若干の政策』：
http://www.gov.cn/zwgk/2011-02/09/content_1800432.htm
4. 『ソフトウェア企業認定基準及び管理弁法（試行）』：
http://www.csia.org.cn/info/government/statute_softcompany.htm
5. 『ソフトウェア産業と集積回路産業の発展を奨励することに関する税収政策問題
についての通知』：
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480949/n644671/1017828.html>
6. 『ソフトウェア製品増値税政策』：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11704397.html>
7. 『ソフトウェア産業と集積回路産業の発展を奨励することに関する企業所得税政
策』：
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201205/t20120503_648358.htm
8. 『国家計画配置内重点ソフトウェア企業および集積回路設計企業の認定管理試行
弁法』
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2012tz/t20120830_502255.htm

18. 教育業

Q：中国で教育業に投資しようと思っっていますが、どのような規定がありますか。

A：2011年度版の『外商投資産業指導目録』では、教育業を下記のとおり規定しています。

1. 奨励類は第10類：高等教育機関（合弁、共同経営（(合作)）に限られる）、職業能力訓練。
2. 制限類は第11類：普通高校教育機関（共同経営（(合作)）に限られる）。
3. 禁止類は第9類：義務教育機関、軍事、警察、政治および共産党学校など特殊分野の教育機関。

『中外共同経営学校設立条例』およびその実施弁法に基づき、外国投資者は中国の教育機関と共同で教育機関を設立することができます。ただし、投資者の資格、業務範囲、投資方法、管理機構の各方面に一定の制限があります。

投資者の資格	<ol style="list-style-type: none">1. 外国側投資者は外国の教育機関、訓練機関でなければならない。外国の宗教組織、宗教機関、宗教学校および宗教の教職員は中国国内で中外共同による学校経営活動に従事してはならない。2. 中国投資者は法人資格を持つ中国の教育機関でなければならない。
業務範囲	<ol style="list-style-type: none">1. 中外共同で学校を設立する者は、共同で各種の教育機関を設立することができる。2. 中外共同で学校を設立する者は、学校教育および独学者の受験準備指導、各種専門学校やカルチャーセンター、児童教育などの中外共同学校経営事業を行うことができる。
投資方法	中外共同経営（合作）

Q： 具体的な審査許可手続きはどのようなものですか。

A：『中外共同経営学校設立条例実施弁法』、『中外共同経営職業技能訓練学校設立管理弁法』の規定によれば、中外共同学校経営機関の従事する業務の違いにより、審査機関も異なってきます。

1. 中外共同学校経営者が中外共同学校経営機関の設立を計画する、または事業を申請する場合は、通常中国教育機関を通じて毎年3月もしくは9月に申請を提出します。
2. 本科以上の大学、大学院教育を実施する中外共同学校経営機関を設立申請する場合は、国務院教育行政部門の審査を受けます。
3. 高等専門学校（中国語：専科）教育および正規の学校教育制度以外の高等専門教育（例：高卒者への専門教育、成人学校等）を実施する中外共同学校経営機関を設立申請する場合は、設立しようとする機関の所在地の省級人民政府で審査を受けます。
4. 中学、高等学校教育および独学者の受験準備指導、各種専門学校やカルチャーセンター、児童教育などの中外共同学校経営機関を設立申請する場合は、同機関を設立しようとする所在地の省級人民政府教育行政部門で審査を受けます。
5. 職業技能訓練を実施する中外共同学校経営機関（各種語学類、IT類、会計類、職業技術類の訓練機関を含む）を設立申請する場合は、機関を設立しようとする所在地の省級人民政府労働行政部門で審査を受けます。

中外共同で学校経営機関を設立するための手続きは以下のとおりです。

1. 中外共同学校経営機関を設立する場合、設立準備過程および正式な設立過程の2段階に分けられます。ただし、学校設立の諸条件を具備し、一定の基準に達している場合は、直接正式な設立過程に進むことができます。
2. 中外共同学校経営機関の設立準備を申請する場合は、審査機関は申請受理日から45営業日以内に許可の可否を決定しなければなりません。許可を与えた者に対しては設立準備許可書が発行されます。同許可を得て中外共同学校経営機関の設立を申請する者は、許可日から3年以内に正式な設立申請を提出しなければなりません。設立準備期間中に学生を募集することは許されていません。
3. 正規の学校教育制度以外の教育を実施する中外共同学校経営機関の正式な設立を申請する場合は、審査を行う機関は申請受理の日より3ヶ月以内に許可の有無の決定を行わなければならないとされています。正規の学校教育を実施する中外共同学校

経営機関の正式な設立を申請する場合は、審査機関は申請受理の日より6ヶ月以内に許可の可否の決定を行わなければならないことになっています。許可が与えられた者には、中外共同学校経営許可証が発行されます。

中外共同学校経営機関の設立準備を申請する場合、主に以下の書類を提出しなければなりません。

1. 設立申請報告。主に以下の内容が含まれている必要があります。 中外共同学校の設立経営者、設立しようとする中外共同学校経営機関の名称、育成目標、学校の経営規模、学校の種類、学校経営形式、学校経営条件、内部管理体制、経費調達およびその管理使用など。
2. 共同経営協議書。提携期限、争議解決方法などの内容が含まれている必要があります。
3. 資産の出所、資金額及び証明書類（財産権が明記されていること）。
4. 中外共同学校設立経営者の投資額の15%を下回らない始動資金が入金されていることの証明。

正式な設立申請を行う場合は、主に以下の書類を提出しなければなりません。

1. 正式な設立申請書。
2. 設立準備許可書。
3. 設立準備状況報告書。
4. 中外共同学校経営機関の定款、第一回理事会、董事会もしくは共同管理委員会の構成員名簿。
5. 中外共同学校経営機関の資産の証明書類。
6. 校長もしくは主な管理責任者、教師、財務会計人員の資格証明書類。

Q: そのほか、何か注意すべき事項はありますか。

A:

1. 中外共同学校経営機関は資金、実物、土地使用権、知的財産権その他の財産を学校経営への投資としなければなりません。知的財産権の投資は通常各自の投資部分

の三分の一を超えてはなりません。

2. 法人資格を有する中外共同学校経営機関は、理事会もしくは董事会を設立しなければならず、法人資格を持たない中外共同学校経営機関は共同管理委員会を設立しなければなりません。
3. 中外共同学校経営機関の校長もしくは主要管理責任者は、中華人民共和国の国籍を有し、審査許可機関により審査されている必要があります。
4. 中外共同学校経営機関が任用する外国籍教師および外国籍管理職員は、学士以上の学位および相応の職業資格証明書、さらに2年以上の教育経験を有していなければなりません。
5. 中外共同学校経営機関は分支機構を設立してはならず、その他の中外共同学校経営機関を設立することはできません。
6. 実務上、コンサルティング会社により「特定の顧客、特定の人員に対する短期的なビジネス関連の研修（たとえば、2～3日の管理職研修、ビジネスマナー研修等）」が開催される例が多く見られます。短期のビジネス研修費用は、通常、研修を委託する企業が、コンサルティング料の名目でコンサルティング会社に支払いを行い、コンサルティング会社によりコンサルティング料の領収書が発行されます。実際、このような短期のビジネス研修業務を営むコンサルティング会社は、基本的に、不特定多数の個人に向けて講習を募ることはありません。そのため、個人の申し込みは受け付けず、個人から学費を取ることもありません（個人向けの研修コンサルティングは、中国の政府部門により「経営範囲を超えて教育業を営んでいる」とみなされやすく、処罰を科されます）。

厳密に中国の法律からいうと、短期のビジネス研修業務を営む企業は、同様に中外共同学校経営許可証を取得しなければなりません。ただし、このような研修は、不特定多数の個人に向けて公募するものではないため、完全に合法ではありませんが、実務においては普遍的に使用されています。また、このような活動が政府部門により取締りを受ける事例も少ないです。

7. 上海市政府は2011年1月5日に『上海市終身教育促進条例』を公布し、現行の教育機構の設立および管理制度について大きな改正を行いました。同条例によれば、2011年5月1日より、上海は営利的訓練機構を許可するようになります。当該訓練機構

の性質、設立要求および手続き等は、上述した内容と比べて大きく異なり、一般の企業法人の要求に従い設立及び管理するのみでよくなります。したがって、このような訓練機構は現在の教育機構と比べて、さらなる先導性および率先性を有することとなります。同規定を公布する目的は、上海での試行を通してさらに優劣をまとめ、規定をさらに改善した後に、全国範囲で適用することにあります。

ただ残念なのは、同規定の内容が比較的広範囲にわたるものである半面、細部や実務取り扱いに関しては明確に規定していない（外商投資企業に適用できるか否かも明確にしていない）点であり、また関連政府部門の行政機能の衝突問題も絡んでいることです。したがって、当該規定が公布されたものの、これまで実施されておらず、上海でも類似の設立事例も見当たりありません。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://www.mofcom.gov.cn/>

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：北京市東長安街2号

2. 教育部：<http://www.moe.gov.cn/>

窓口：国際合作与交流司

電話：+86-10-66096114

住所：北京市西单大木倉胡同37号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『中華人民共和国中外共同経営学校設立条例』：

http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62030.htm

3. 『中華人民共和国中外合共同経営学校設立条例実施弁法』：

http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_621/201005/88508.html

4. 『中外共同経営職業技能訓練学校設立管理弁法』：

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2006-08/21/content_366557.htm

19. レジャー産業

Q：中国でレジャー産業への投資を考えていますが、どのような規定がありますか。

A：2011年度版の『外商投資産業指導目録』はレジャー産業（娯楽業）を下記のとおり規定しています。

1. 奨励類第12類：上演施設の経営（中国側の出資が過半数を占めること）。
2. 制限類第12類：ラジオ・テレビ番組、映画製作業（共同経営のみ許可）、映画館の建設、経営（中国側の出資が過半数を占めること）、大型テーマパークの建設、経営、興行プロダクション（中国側の出資が過半数を占めること）、レジャー施設の経営（合弁、共同経営のみ許可）。
3. 禁止類第10類：各級放送局、テレビ局、ラジオ・テレビチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネット（発信台、中継台、ラジオ・テレビ衛星放送、衛星通信ステーション、衛星中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視ステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネット）、ラジオ・テレビ番組製作経営会社、映画製作会社、配給会社、映画館経営会社、ニュース発信ウェブサイト、インターネット視聴サービス、インターネットアクセスサービス店（ネット・バー等）、インターネットカルチャー事業（音楽を除く）、賭博業（賭博類や競馬場を含む）、風俗業。

上記、“外資投資によるラジオ・テレビ番組、映画製作業”と“ラジオ・テレビ番組製作経営会社、映画製作会社”との区別は、前者はテレビドラマ、映画の製作事業のみを行い、後者は法人実体を設立するという点にあります。

具体的な、外資によるレジャー業への投資についての要求および制限は、以下のとおりです。

外資系テレビ、映画業は以下のような制限と条件が定められています。

1. 外資系映画館：
『外商投資映画館暫定規定』およびその補充規定は、以下のように定めています。

- 1) 出資方式：外国出資者は中国側出資者との合弁、共同経営(合作)などの方式でのみ映画館の設立と経営を行うことができ、外国出資者の独資による映画館設立は許されていません。香港、マカオのサービス業者に対しては、大陸で合弁、共同経営(合作)または独資により映画館を新設、改築または経営することや、大陸に独資会社を設立し、異なった地域で複数の映画館を新設もしくは改築し、映画上映を行うことが認められています。
- 2) 出資比率：外国側の出資比率は49%を越えることはできません。試行地である北京、上海、広州、成都、西安、武漢、南京の各都市では、外国側の出資比率は最高75%です。香港、マカオのサービス業者が大陸で映画館に投資する場合、出資比率は最高100%です。
- 3) 資本金：600万人民元を下回ることはできません。
- 4) 経営期間：30年を超えることはできません。

2. 外資系映画製作

上記のとおり、外資による映画製作企業の設立は禁止類に属しますが、映画製作業務への出資は制限類に属します。映画製作企業の設立は企業法人が主体となり関連部門の審査を受けることとなります。しかし、外国出資者は相応の資格を有している中国側と共同経営(合作)を行うことができ、この場合は共同経営プロジェクトを主体として審査を受けることとなります。中国で映画製作業務に出資を行うことは制限類に属します。『中外合作映画作品撮影・製作に関する管理規定』によれば、中外共同経営(合作)による映画作品の撮影・製作を申請する場合、以下の条件を備えていなければなりません。

- 1) 『映画撮影・製作許可証』または『映画撮影・製作許可証(映画一本)』を有する中国側映画作品撮影・製作者(中国国内において審査許可された中外合弁映画製作会社を含む。以下も同じ。)
- 2) 中外共同経営(合作)双方が、『映画管理条例』違反により映画作品の撮影・製作の停止処分期間内にないこと。

3. 外資系テレビドラマ製作

外資によるテレビドラマ製作業務への出資はがいしによる映画製作業務と同様で、中国側との共同経営により実現することができ、制限類に属します。『中外合作によるテレビドラマ制作管理規定』によれば、中外共同経営（合作）によるテレビドラマ製作を申請する場合、以下の条件を備える必要があります。

- 1) 中国側機関が『テレビドラマ制作許可証（甲種）』を有すること。
- 2) 中国側機関が、広播電影電視総局に対し、テレビドラマの共同撮影製作の申告と企画テーマの届出を行うこと。
- 3) 現金による直接投資、あるいは労務、現物、広告時間等を換算して投資とする方法を含む双方の共同投資であること。
- 4) 前段階企画、脚本作成などの主な創作要素については双方共同で確定すること。
- 5) 双方から派遣した創作人員、技術人員が撮影・製作全般に参加すること。テレビドラマの主要製作スタッフ（脚本家、プロデューサー、監督、主要演者）中、中国側人員が三分の一を下回ってはならない。
- 6) テレビドラマの国内外版權は、中国側および外国側で共有すること。

4. 外資レジャー施設経営に対する制限と条件は以下のとおりです。

『娛樂場所管理條例』は、以下のように定めています。

- 1) 出資方式：レジャー施設の経営は中国側との合弁、共同経営に限られ、独資によるレジャー施設の経営は認められません。
- 2) 資本金：登録資本金は3万人民元を下回ることができません。ただし、通常審査部門は登録資本金と経営規模が適合していることを求めます。登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可を得られません。
- 3) その他の条件：
 - ① レジャー施設の使用面積は、国務院文化主管部門の規定する最低基準を下回ることはできません。電子ゲーム機を含む遊戯レジャー施設を設立する場合は、国務院文化主管部門の定めた店舗数および店舗配置に関する条件に適合していなければなりません。また、レジャー施設の設立場所については、集合住宅、博物館、図書館および文化遺産保護機関により認定され

た建築物、住宅地、学校、病院、公的機関周辺、駅、空港など人口集中地区、建築物地下 1 層以下の場所、危険化学品倉庫隣接地域では、設立してはなりません。

レジャー施設の隣接地域に対する騒音については、国が規定した環境騒音流出基準に従い抑制しなければなりません。

- ② 文化主管部門がレジャー施設開設を審査する際は、聴取が行われます。
- ③ ディスコ等の歌舞レジャー施設は国務院公安部門の規定に従い、営業場所の出入り口、主要通路にケーブルテレビ監視設備を設置する必要があります。
- ④ ゲームセンター等遊戯レジャー施設には賭博機能を持つ電子ゲーム機の型式、機種、基板などを備えた遊戯設備を設置してはならず、現金もしくは有価証券を賞品としたり、賞品の買取を行ったりすることはできません。
- ⑤ 歌舞レジャー施設は未成年者を入場させることはできません。
- ⑥ 毎日深夜 2 時から午前 8 時までは、レジャー施設を営業することはできません。

5. 外国企業が演出事務所の経営に投資する際の制限と条件は下記のとおりです。

『営業性演出管理条例』およびその実施細則規定では、以下のように定められています。

- 1) 出資方式：興行プロダクションの経営は中国側との合弁、共同経営などに限られますが、外国投資者の独資による経営は許されていません。香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者は大陸で合弁、共同経営（合作）、独資で興行プロダクション経営企業を設立することができます。香港特別行政区、マカオ特別行政区の上演施設経営企業は大陸に支社を設立することができます。
- 2) 出資比率：中外合弁で興行プロダクション経営事業を営む場合、外国出資者の出資比率は 49%を越えることはできません。中外共同で興行プロダクション経営事業を営む場合、中国側の共同経営者が経営主導権を持つ必要があります。
- 3) 資本金：2 名以上の投資者がいる場合、登録資本金は 3 万人民元を下回ることができません。投資者が 1 名のみの場合、登録資本金は 10 万人民元を下回っ

てはなりません。ただし、通常審査部門は登録資本金と経営規模が適合していることを求めます。登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可を得られません。

6. 外資系大型テーマパークに関する規定は、以下のとおりです。

現在、外資系大型テーマパークに特化した政策・規定はありません。関連商務部門に確認したところ、外資系大型テーマパークは制限項目にあたるため、商務部門は、その建設場所、資金、遊芸機および遊楽施設、管理技術条件、人員配置などに基づき、総合的に分析、論証を行うとのこと。そして、所在都市の人民政府園林行政主管部門の審査、同意を経てはじめて、企画、建設などの審査許可手続きに進むことができるとしています。実務上では、中国政府は通常、大型テーマパークへの投資に対しては慎重な態度をとっています。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司

電話：+86-10-65197962、+86-10-65197875

住所：北京市東長安街2号

2. 文化部：<http://www.ccnt.gov.cn/>

窓口：文化部文化市場司

電話：+86-10-59881114

住所：中国北京市東城区朝陽門北大街10号

3. 国家広播電影電視総局：<http://www.chinasarft.gov.cn/>

電話：+86-10-86093114

住所：中国北京西城区復興門外大街2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目錄』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資映画館暫定規定』：
<http://www.hbwh.gov.cn/Article/HTML/715.shtm>
3. 『外商投資映画館暫定規定』の補充規定：
<http://www.sarft.gov.cn/articles/2005/05/08/20070924100619200987.html>
4. 『外商投資映画館暫定規定』の補充規定二：
<http://www.sarft.gov.cn/articles/2006/02/20/20070924093120170800.html>
5. 『娛樂施設管理条例』：
<http://wh.zhanhua.gov.cn/ZCFG/2010/122/1012291010DF6K4HEDAC346IAE79E9.html>
6. 『營業性演出管理条例』：
<http://wgj.sh.gov.cn/node2/node741/node744/node847/node848/u1a36725.html>
7. 『營業性演出管理条例實施細則』：
<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/gwybmgz/200912/20091200145484.shtml>
8. 『保安服務管理条例』：
http://www.gov.cn/zwgg/2009-10/19/content_1443395.htm
9. 『上海市公共場所喫煙抑制条例』：
http://www.wmsh.gov.cn/xinwen/200912/t20091220_79392.htm
10. 『ラジオ・テレビ管理条例』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/21/content_25111.htm
11. 『中外合作撮影・製作映画作品に関する管理規定』：
<http://www.sarft.gov.cn/articles/2004/07/13/20070913195537130307.html>
12. 『中外合作テレビドラマ制作管理規定』：
<http://www.sarft.gov.cn/articles/2003/10/21/20070920161659520956.html>
13. 『文化分野の外資導入に関する若干の意見』：
http://www.whdpc.gov.cn/art/2012/5/18/art_4196_255664.html
14. 『遊園地管理規定』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_61121.htm

20. 社会福祉機関

Q：中国で営利性社会福祉機関に投資したいと思いますが、どのような規定がありますか。

A：『社会福祉機関管理暫定弁法』によれば、社会福祉機関とは、国、社会組織および個人の設立した、老人、障害者、孤児および遺棄児童の介護、健康回復、託児保育などのサービスを提供する機関です。主に以下のものが含まれます。

1. 老人社会福祉機関：老人社会福祉院、養老院、老人ホーム、老人介護院、老人預り所、老人福祉センター。
2. 障害者社会福祉機関：身体、知力、視力、聴力、言語、精神の障害者のため、機能回復のための補助器具を提供し、回復治療、リハビリ、障害者教育、介護および預かりサービスを行う社会福祉機関。
3. 児童社会福祉機関：児童福祉院、社会福祉院、SOS 児童村、孤児学校、障害児童健康回復センター。

2011 年度版『外商投資産業指導目録』によれば、上述の社会福祉機関に投資することは、奨励類に該当します。

中国民政部は 1999 年 12 月 30 日に『社会福祉機関管理暫定弁法』を公布しました。同弁法の公布時には、主に非営利性、福祉性の社会福祉機関を対象としていたため、外国投資者が社会福祉機関を設立するに当たっては、中外合弁、中外合作の形式をとるのみに限定されていました。この後も、関連法律規定については、中国国家は大幅な改正を行ってはおらず、よって現在まで中国には、外国投資者の独資による社会福祉機関の設立を許可する明確な法律規定がありません。しかし現在、中国でも高齢化の深刻化している等の理由で、各種社会福祉機関により当領域の市場を強化、補充する必要がでてきています。よって実際には、中国政府も外国投資者が各種形式でもって社会福祉機関を設立することを奨励しています。一部の地方政府（例えば上海）では事実上外資独資による営利性社会福祉機関の設立を許可しており、かつ類似の事例も存在しています。

現在中国法には、外国投資者の営利性社会福祉機関設立に対して、登録資本金に関する要求はありません。ただし、社会福祉機関の正常な経営と運営を確保するためにも、投資者は社会福祉機関に対しその経営規模に見合った設立経費を提供しなければなりません。その設立経費の金額については、中国各地の政府部門の条件は必ずしも一致するものではありません。一部地区においては、政府部門は設立経費について明確な地方性規定を定めています（例えば大連では、社会福祉機関の設立経費金額はそのベッド数によるとしており、1床につき、投資者はその社会福祉機関に最低 5,000 人民元の設立経費を提供しなければならないとしています）。また一部の地区の政府部門では、これについて特に規定しておらず、合理性の原則に基づきそれぞれの申請に対し審査、認定を行っています。

民政部は 2001 年 2 月 6 日に『老人社会福祉機関基準』、『障害者社会福祉機関基準』、『児童社会福祉機関基準』の 3 つの強制的業界基準を公布しました。上記基準は福祉機関に対する基本的必要条件を定めています。例えば：

1. 食事。主管部門が発行した衛生許可証を持つ食堂で、コックと炊事員が配置されていること。毎月 1 回の食事管理委員会を開催し、関係者の意見を求め、80%以上の満足度を与えること。
2. 住居。使用面積は一人部屋で 10 m²、二人部屋で 14 m²、三人部屋で 18 m²をそれぞれ下回らないこと。合い部屋の居室ではベッド一台の使用面積が 5 m²を下回らないこと。
3. 費用。サービス料金は所在地の物価部門と民政部門の規定に従うこと。料金基準は公開される必要があります。
4. 職員。管理者はソーシャルワークに関する専門知識の研修を受けること。専従スタッフは関連部門が発行した職業資格証書もしくは国家認定の関連専門学校以上の学歴を有すること。専門技術知識のない看護スタッフは事前に研修を受け、省級以上の主管機関の実施する研修試験合格証書を取得しなければ職務につくことができません。

Q： 具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：『社会福祉機関管理暫定弁法』の規定によれば、外国投資者が中国で営利性社会福祉機関に投資するに当たり、民政部門で事前審査を受け、「社会福祉機関設置批准証書」を取得しなければなりません。ただし、2010年7月以降、国務院は「管理層行政審査項目の取り消しおよび委譲に関する第五回目の決定」を公布し、この事前審査手続きを取り消しました。したがって原則上、外国投資者が社会福祉機関に投資する場合には、地方商務主管部門により直接審査されます。ただし実務においては、一部の地方政府、例えば北京、広東、武漢等では、各種要因から、依然として民政部門の事前審査手続きを要求しています。また上海では、このような要求はありません。

外国企業が営利性社会福祉業に投資する場合の手続きは以下のとおりです。

1. 投資者は社会福祉機関所在地の県級以上の人民政府民政部門に社会福祉機関の設立を申請します。民生部門は申請受理日より30日以内に審査を行わなければなりません。審査に合格した場合、民生部門から「社会福祉機関設置許可証書」が発行されます。審査に不合格の者に対しては、書面をもって申請者に交付されます。
2. 投資者は「社会福祉機関設置許可証書」を取得した後、商務主管部門に設立を申請します。
3. 商務主管部門の審査許可を経て、工商、外貨、税務、財政、税関等の後続手続きを行います。

投資者は社会福祉機関の計画申請時に以下の資料を提出する必要があります。

1. 申請書、FS報告。
2. 申請者の資格証明書類。
3. 設立予定の社会福祉機関の資金証明書類。
4. 設立予定の社会福祉機関の施設の証明書類。
5. その他審査機関が提出を求める資料。

「社会福祉機関設置許可証書」の申請には以下の書類を提出する必要があります。

1. 「社会福祉機関設置許可証書」の申請書。
2. 民生部門の発行した社会福祉機関計画許可書。
3. 施設の所有権証明または賃借契約書。
4. 建設、消防、衛生防疫など関係部門の検収報告もしくは審査意見書。
5. 資本金払い込み証明書および資産評価報告書。
6. 機関の定款および規程。
7. 管理スタッフ、専門技術スタッフおよび看護スタッフの名簿および証明書のコピーと業務スタッフの健康証明書。
8. その他提出を求められた資料。

「社会福祉機関設置許可証書」を申請する者は、以下の条件を備えていなければなりません。

1. 定まった施設、備えるべき生活設備および室外活動用地を有していること。
2. 国家消防安全および衛生防疫基準に適合し、『老人用施設建築設計基準』および『障害者の使用に適した都市道路および建築物設計基準』に適合していること。
3. その活動内容と規模にふさわしい開業準備金を有していること。
4. 完備された定款を持ち、機関の名称が登記機関の規定や条件に適合していること。
5. サービスの実施にふさわしい管理およびサービススタッフを備え、医務スタッフは衛生行政部門の規定する資格条件に適合し、看護スタッフ、業務スタッフは関係部門の規定する健康基準を満足していること。

Q： そのほか、注意すべきことはありますか。

A：

1. 外国投資者が設立するベッド設備のある営利性社会福祉機関は、いまだ一定の制限を受けており、難度は高いといえます。現在中国における外資の社会福祉機関には、主に2種の経営モデルがあります。ひとつは従来のベッド施設の提供を目的とする福祉機関（以下、「モデル1」という）であり、もう1種は、在宅介護サービスの提供を目的とする福祉機関（以下、「モデル2」という）です。

モデル1には適切な場所の提供やベッド数の制限、介護人員配置などの問題があるため、外資独資にとっては難度が高く、商務主管部門の審査もより厳格です。中外合弁、合作の形式であっても、外国投資者が老人介護サービス領域において顕著な実力があり、事業投資力も大きく、合弁双方が十分な経営場所、技術人員等を提供できる場合を除き、一般の中小型事業では往々にして許可を得難いのが現状です。これに比して、モデル2の審査許可の難度は低いと言えます。

2. 外国投資者が営利性社会福祉機関に投資する場合、医療サービスを提供できますか？

老人介護機関を例とすると、『医療機関管理条例』等の関連法律法規の規定により、老人介護機関が提供する補助的医療サービスは、医療機関のサービス範囲に属するため、まずは衛生行政部門の事前審査許可を取得しなければなりません。ただし、外資により設立する医療機関に対する制限は多く、実務においては老人介護機関が許可を得るのは非常に難しいと言えます。2011年に改正された『外商投資産業指導目録』では、外資医療機関は制限類から許可類に調整されています。しかし関連の付帯政策がまだ出てきていないため、外資の老人介護機関が順調に審査許可されるか否かについては、更なる状況観察が必要でしょう。

しかし、一部の外資老人介護機関では、病院と連携協議を締結し、病院により医療看護スタッフを派遣させ、老人介護機関に対し一定の医療サービスを提供させるといった方法でこの問題を解決しています。ただこの場合にも、老人介護機関は病院より派遣されてくる医療スタッフが、当該老人介護機関において医療サービスを提供する資格を備えているかどうかを確認し、不法医療従事の発生を避ける必要があります。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://www.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：北京市東長安街2号

2. 民政部：<http://www.mca.gov.cn/index.shtml>

電話：+86-10-58123114

住所：北京市東城区北河沿大街 147 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目錄』：

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『社会福祉機関管理暫定方法』：

<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/199912/19991200147639.shtml>

3. 『老人社会福祉機関基本規範』、『障害者社会福祉機関基本規範』、『児童社会福祉機関基本規範』：

<http://fss.mca.gov.cn/article/ywbz/>

4. 『国務院・管理階層行政審査項目の取り消しおよび委譲に関する第五回決定』：

http://www.gov.cn/zwgk/2010-07/09/content_1650088.htm

5. 『大連市社会福祉機関管理暫定弁法』：

<http://minzh.dl.gov.cn/show.aspx?id=336&cid=148>

6. 『広東省民営社会福祉機関管理規定』：

http://www.gd.gov.cn/govpub/zfwj/zfxxgk/gz/200903/t20090312_87409.htm

7. 『武漢市社会運營養老福祉機関管理弁法』：

<http://www.wuhan.gov.cn/frontpage/pubinfo/PubinfoDetail.action?id=12012112709314700>

[15](#)

21. フランチャイズ

Q：中国でフランチャイズ・ビジネスに投資したいと考えていますが、どのような規定がありますか。

A：

フランチャイズとは、登録商標、企業ロゴマーク、特許、専有技術などの経営資源を有する企業が、契約形式によりその有する経営資源を他人に使用させ、フランチャイジー（加盟店）は契約に従い統一された経営モデルに従い経営を行い、フランチャイザー（主宰者、本部）に対しフランチャイズ料を支払う経営活動です。企業以外はフランチャイジーになることができません。

2011年版の『外商投資産業指導目録』によると、フランチャイズは外商投資許可類項目に属しています。外国からの投資者は、法律に従い、中国で企業を設立し、当該経営活動に従事することができます。

フランチャイザーになるには、下記の条件を備えていなければなりません。

1. 成熟した経営モデルを有していること。
2. フランチャイジーのために経営指導、技術サポートおよび業務研修などを継続して提供する能力を備え、二店舗以上の直営店を有し、経営期間が1年を超えること。

フランチャイズを営むには、フランチャイザーとフランチャイジーが書面でフランチャイズ契約を締結しなければなりません。フランチャイズ契約書は商務主管部門に届け出る必要があります。フランチャイズ契約書には下記の内容が含まれていなければなりません。

1. フランチャイザー、フランチャイジーの基本情況。
2. フランチャイズの内容、期間。
3. フランチャイズ料の種類、金額および支払い方法。
4. 経営指導、技術サポートおよび業務研修などの具体的内容とその提供方法。
5. 商品もしくはサービスの品質、品質基準と品質確保のための措置。

6. 商品もしくはサービスの販売促進と広告宣伝。
7. フランチャイズに関わる消費者保護と賠償責任の負担。
8. フランチャイズ契約の変更、解除と終了。
9. 違約責任。
10. 紛争解決方法。
11. その他事項。

フランチャイザーとフランチャイジーが、現行のフランチャイズ契約条件と同様の条件で契約更新する場合を除き、フランチャイザーはその情報開示義務の履行として、フランチャイズ契約締結 30 日前までに書面にてフランチャイジーに下記の情報を提供しなければなりません。

1. フランチャイザーの名称、住所、法定代表者、資本金、経営範囲およびフランチャイズ経営の基本状況。
2. フランチャイザーの登録商標、企業ロゴマーク、特許、専有技術および経営モデルの基本状況。
3. フランチャイズ料の種類、金額と支払い方法（保証金徴収の有無および保証金の返還条件と返還方法を含む）。
4. フランチャイジーに対し商品、サービス、設備を提供する価格と条件。
5. フランチャイジーに対し提供する経営指導、技術サポート、業務研修等の内容、提供方法および実施計画。
6. フランチャイジーの経営活動に対し実施する指導、監督の具体的方法。
7. フランチャイジーに対する投資予定額。
8. 現時点での中国国内のフランチャイジーの数、分布地域および経営状況に関する評価。
9. 最近 2 年間の、会計士事務所が監査した財務会計報告および監査報告の各概要。
10. 最近 5 年間の、フランチャイズ関連の訴訟と仲裁についての状況。
11. フランチャイザーおよびその法定代表者に関する重大な違法経営記録の有無。
12. その他国務院商務主管部門の規定する情報。

Q：具体的な審査批准手続きはどのようなものですか。

フランチャイザーはフランチャイズ契約締結の日より 15 日以内に商務主管部門に届け出なければなりません。国内フランチャイザーの場合は、フランチャイザー住所地の省級商務主管部門に、海外フランチャイザーの場合は、商務部門に届出ることになります。各省級の商務主管部門は、フランチャイザーへの属領管理を強化するため、必要に応じて届出材料の受理および一次審査業務を県級以上の商務主管部門に委ねることができます。フランチャイザーが商務主管部門に届け出ない場合、商務主管部門から 1 万元以上 5 万元以下の罰金が科せられ、期限付きの届出を命じられます。期限を過ぎても届出をしない場合、5 万元以上 10 万元以下の罰金が科せられ、公告に記載されます。

フランチャイザーが商務主管部門に届出するに際しては、以下の書類、資料を提出しなければなりません。

1. 営業許可証コピーもしくは企業登記証。
2. フランチャイズ契約書の見本。
3. フランチャイズ運営説明書。
4. 市場発展計画書。
5. その他商務主管部門の規定する書類、資料。

商務主管部門はフランチャイザーの提出した書類、資料を受け取った日より 10 日以内に届出を行い、かつその旨を公告しなければなりません。フランチャイザーが提出した書類、資料に不備がある場合は、商務主管部門は 7 日以内に書類、資料を補充するよう要求することができます。

Q：そのほか何か注意すべき事項はありますか。

A：以下の一点に注意してください。

1. フランチャイジーの利益を保護するため、「商業フランチャイズ管理条例」第 13 条は、フランチャイジーの同意がなければ、フランチャイズの期間は 3 年を下回って

はならないと規定しています。フランチャイズ契約中に、フランチャイジーはフランチャイズ契約締結後一定期間内に一方的に契約を解除することができる旨を定めなければならないことになっています。

政府の関連窓口

商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>

連絡窓口：商務部外資司服務業処

電話：+86-10-65197962、+86-10-65197875

住所：北京市東長安街2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『商業フランチャイズ管理条例』：
http://www.gov.cn/zwgk/2007-02/14/content_527207.htm
3. 『商業フランチャイズ情報開示管理弁法』：
http://www.gov.cn/flfg/2012-03/06/content_2084101.htm
4. 『商業フランチャイズ届出管理方法』：
http://www.gov.cn/flfg/2011-12/21/content_2025612.htm
5. 『商業フランチャイズ経営管理業務を更に適正に行うことに関する商務部弁公庁の通知』
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/h/redht/201208/20120808301380.html>

22. 煙草と酒類の販売

Q：中国で煙草と酒類の販売に従事したいのですが、どのような規定がありますか。

A：

煙草

国家發展改革委員会より 2007 年 2 月に発布された『煙草専売許可証管理弁法』第十八条では次のとおり定めています。「外資による商業企業または自営業者は、煙草専売の卸売業または小売業に従事してはならない。また、特許、フランチャイズその他再投資等の異なった形態により煙草専売の経営に従事してはならない。」

『外商投資商業領域管理弁法』第 17 条では、「卸売業に従事する外資商業企業は、塩、煙草の経営に従事してはならず、小売業に従事する外資企業は煙草の経営に従事してはならない」と規定されています。また、2011 年改正の『外商投資産業指導目録』では、「煙草の卸売り、小売、配達は制限類産業に該当し、30 社を超える支店を開設し、多数のサプライヤーによる異なる種類のブランド商品の販売に従事するチェーン店は、中国側が過半数の持分を持たなければならない」と規定されています。

上記法律規定には一致しない部分（『外商投資産業指導目録』と、ほかの二部法規の規定との間に差異がある）がありますが、現在では、政府当局は外資系の商業企業が煙草の卸売りと小売業に従事することを禁止しています。また、實際上政府主管部門が 2008 年末に外資系の商業企業に最後に発行した「煙草専売許可証」もすべて期限切れになっています。そのため、現在に至ってはもはや合法的に煙草の卸売もしくは小売業務を営むことができる外資系の企業はなくなっています。

実務上、以前は「外資系のスーパーマーケットが煙草専売資格を所有する経営者にカウンターを貸し出すことにより、煙草売り場を確保する」ようなモデルがありました。現在政府部門はそのようなモデルも「変則的な煙草専売品経営」として明確に規定し、厳しく取り締まると同時に監督管理を行っています。そのため、現在外資系の商業企業は自ら煙草を販売できないだけでなく、合法的に所有している経営場所内においても煙

草の販売を行うことは許されていません。

『国営貿易煙草類商品輸出入に関する内部管理弁法』第3条では「煙草類商品の輸出入貿易業務は中国煙草輸出入（集団）会社が一括して行う。煙草業界の企業は中国煙草輸出入（集団）会社の輸入した煙草類商品のみを購入することができ、中国煙草輸出入（集団）会社を通してのみ煙草類商品を輸出することができる」と定めています。当該規定によると、外資系の商業企業も煙草の輸出入業務には従事できません。

酒類

外国投資者は独資、中外合弁、中外合作の形態で商業企業を設立し、酒類の卸売業、小売業、輸出入業に従事することができます。ただし、企業設立審査に先立って、「食品流通許可証」を取得しなければなりません。上海や深センなどのように酒類の販売に対し許可証の取得を求めている地区では、別途「酒類専売許可証」もしくは「酒類卸売許可証」も申請しなければなりません。また、会社設立後、商務主管部門で酒類流通届出登録を行わなければなりません（酒類販売許可証の取得が求められていない地区に限ります）。

酒類の卸売り、小売、輸出入を行う商業企業を設立するための具体的な手続きは、次のとおりです。

1. 合弁、合作企業の場合、投資者は商務主管部門に契約書、定款等書類を提出し（独資企業の場合は契約書不要）、商務部門は15～20業務日以内に許可の可否を決定します。認可を得た場合、『外商投資企業批准証書』が交付されます。
2. 投資者は県級およびそれ以上の地方工商行政管理部門に「食品流通許可証」を申請しなければなりません。その際に提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。
 - (1) 「食品流通許可申請書」。
 - (2) 名称仮登記通知書。
 - (3) 食品経営と適合する経営場所の使用証明。

- (4) 責任者および食品安全管理人員の身分証明。
 - (5) 食品経営に適合する経営設備、工具リスト。
 - (6) 食品安全管理制度文書。
 - (7) その他の関連申請書類。
3. 「外商投資企業批准証書」、「食品流通許可証」（一部の地区では「酒類専売許可証」、「酒類批発（卸売）許可証」を求めることがあります。）を取得した後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、外国貿易経営者届出（現地の商務主管部門）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくことになります。

通常、後続の手続きには2～3 か月を要します。

商務部 2005 年 11 月発布の『酒類流通管理弁法』によると、企業設立後、商務主管部門で酒類流通届出登録を行わなければなりません。登録を行ってはじめて酒類の卸売業、小売業に従事することが可能になります（酒類販売許可証の取得が求められていない地区に限ります）。

1. 酒類経営者は営業許可証を取得した後 60 日以内に、所屬地管理原則に従い登録地の工商行政管理部門の同級商務主管部門で届出登録を行わなければなりません。
2. 酒類経営者の登録手続きは以下のとおりです。
 - (1) 「酒類流通備案登録書」（以下「登録書」という。）を受け取る。登録書は商務部のホームページ（<http://www.mofcom.gov.cn>）でダウンロードするか、または所在地の商務主管部門で受け取ることができます。
 - (2) 登録書に記入する。酒類の経営者は完全、正確にかつ事実どおりに登録書に記入しなければなりません。また、登録書の附属条項をよく読み、法定代表人または業者が署名・捺印しなければなりません。
 - (3) 商務主管部門に登録書類を提出します。

- (4) 商務主管部門は酒類経営者より上記書類を受け取った日より、5 営業日以内に登録手続きを終了し、登録書に捺印します。
3. 商務主管部門に提出する登録書類には次のものが含まれます。
 - (1) 登録書一式 2 部。
 - (2) 法定代表人または業者の署名・捺印を経た営業許可証の写し、衛生許可証のコピー。
 - (3) 商務部門の許可を得て、省級商務主管部門が提出要求を明示しているその他書類。

『酒類流通管理弁法』が実施される前に、一部の地区（例えば上海、深セン）では酒類販売許可証管理制度を実施されていましたが、これについて、『酒類類通管理弁法』では、すでに酒類販売行政許可管理を実施している地域では引続き同許可証管理制度を実施するものとし、この届出登録を行う必要はなくなっています。

そのほか、商務部が酒類流通管理をさらに強化するため、2012 年 11 月 15 日に『酒類流通管理弁法（意見募集版）』を公布し、同意見募集稿中で「酒類経営者は営業証書取得後 60 日以内に属領主義原則に従い、登記登録地の工商行政管理部門と同級の商務主管部門に初回届け出登記手続きを行い、「酒類流通届け出登記書」を受け取る。」ことを要求し、「付随書」に対してさらに厳格に規定しました。目下のところ、当該パブリックコメントはまだ確定、実施されてはいませんが、2013 年度内に正式にパブリックコメントを公布し、実施される可能性が大きいと考えられます。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：そのほか、以下の 4 点に注意する必要があります。

1. 酒類経営者（供給側）は酒類商品の卸売りをするに際し、「酒類流通付随書」に酒類商品の流通情報を詳しく記入することになっています。「付随書」は酒類流通の全過程に付随し、常に商品と共に流通して、酒類商品について出荷から販売まで全過程の流通情報を遡って知ることができるようになっています。

2. 酒類経営者は酒類商品の購入時に、供給者に対しその営業許可証、衛生許可証、製造許可証（製造業者に限定される）、登録書、酒類商品取次販売授權書（製造業者に限定される）等のコピーを提供させるべきです。輸入の酒類商品については、国家出入国検査検疫（国家出入境検験検疫）部門の発給した「輸入食品衛生証書」、「輸入食品ラベル審査証書」のコピーを提供させるべきです。
3. 酒類経営者は酒類経営の仕入および販売の台帳を作成し、3年間保管しなければなりません。
4. 酒類経営者は、定まった場所にラベルを貼り、酒類を販売しなければなりません。酒類の移動販売は禁止されています。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
窓口：外資司（商業企業の審査）
市場運営および消費促進司（酒類流通業管理）
電話：+86-10-65197962；+86-10-65093855
住所：北京市東長安街2号
2. 国家煙草専売局：<http://www.tobacco.gov.cn/>
窓口：専売監督管理司
電話：+86-10- 63605000
住所：中国北京西城区月壇南街55号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資商業領域管理弁法』：
http://www.lishui.gov.cn/zwgk/zwxxgk/jmw/zcfg/gjj/t20080414_382037.html
3. 『煙草専売許可証管理弁法』：

<http://www.xsbn.gov.cn/zwgk/ShowArticle.asp?ArticleID=7456>

4. 『国営貿易煙草類商品輸出入に関する内部管理弁法』：
http://www.tobacco.gov.cn/html/27/2701/270102/765057_n.html
5. 『中華人民共和国煙草専売法』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-09/01/content_69771.htm
6. 『酒類流通管理弁法』：
<http://www.sheitc.gov.cn/zxgkxx/615184.htm>
7. 『食品流通許可証管理弁法』：
http://www.gov.cn/flfg/2009-08/12/content_1389060.htm

23. 中古車販売

Q：中国で中古車販売会社を設立したいのですが、投資面でどのような規定がありますか。

A：中国の商務部、公安部などの部門により 2005 年に共同で公布された『中古車流通管理弁法』の規定によれば、外国投資者は、全国範囲で合弁、共同経営（合作）および独資の形態で外資系の中古車経営企業を設立することが認められています。また、その場合、外国投資者に対し資格に関する制限は設けられていません。

中国では、中古車の経営モデルには以下のものが含まれます。

1. 中古車取次販売：中古車経営企業が中古車を買収、販売する経営活動。
2. 中古車仲介：中古車経営機構が手数料をとることを目的として、他者間の中古車取引のために仲介、斡旋または代理などを行う経営活動。
3. 中古車競売：中古車経営企業が公開競売の形式で中古車を最高値で落札した者に譲渡する経営活動。

中古車販売取次企業および中古車仲介機構

外国投資者による中古車販売取次企業および中古車仲介機構は外資系の商業企業になります。そのため、設立条件については第 1 編の「商業企業」を参照してください。

中古車競売企業

中古車競売企業の設立は、『競売管理弁法』の関連規定に従わなければなりません。同弁法によれば、中古車競売企業を設立する場合、以下の条件を満たす必要があります。

1. 100 万人民元以上の登録資本金を有すること。
2. 自身の名称、組織および定款があること。
3. 固定的な事務施設があること。
4. 競売業の従業資格を有する者が 3 人以上であり、その中で競売士が少なくとも 1 人いること。また、主な取扱業務と密接に関係する業界の従業資格を持っている専任または兼任の者がいること。

5. 関連法律、行政法規および同弁法の規定に沿った競売業務規則があること。
6. 商務主管部門の競売業界発展計画に適合すること。
外資系競売企業の経営期間は通常 30 年を超えないものであり、中西部地域で設立される外資系競売企業の経営期間は通常 40 年を超えません。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：

中古車販売取次企業および中古車仲介機構

外国投資者による中古車販売取次企業および中古車仲介機構は外資系商業企業に属します。そのため、その設立手続きおよび提出する主な書類は第 1 編の「商業企業」を参照してください。ただし、商業企業とは以下の 2 点において若干異なります。

- 商務主管部門は、外資系の中古車販売取次企業および中古車仲介機構の設立申請について審査を行うとき、必要に応じて先に同級工商部門の意見を求めることとなります。これにより企業設立の審査期間が、ある程度引き伸ばされる可能性があります。
- 外資系中古車販売取次企業および中古車仲介機構は、営業許可証が交付された日より 2 か月以内に、省級商務主管部門に届出を行わなければなりません。

中古車競売企業

中古車競売企業の設立手続きは以下のとおりになります。

- i. 投資者は国家商務部に設立申請を提出します。商務部は全ての申請書類を受け取った日より 3 か月以内に認可、不認可の決定を下します。認可された場合、「外商投資企業批准証書」および「競売経営批准証書」が交付されます。
審査に当たって、国家商務部は投資者を公聴会に出席させ、投資方法および経営モデルなどの具体的な事項に対し詳細な説明を求めることがあります。
- ii. 商務主管部門の審査を経て認可を得た後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、

払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）等の登記手続きを行っていくこととなります。

通常、このような手続きには2～3か月の時間が必要です。

通常、国家商務部に提出する書類は以下のとおりになります。

1. 設立申請書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 外国側投資者の銀行信用証明。
5. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りません）。
7. 名称仮登記通知書。
8. 経営場所証明。
9. 会計士事務所の会計監査を経た各投資者の最新の会計監査報告書。
10. 会社競売業務規則。
11. 任用予定の競売師の資格証書及び従業員の関連資格証明。
12. その他審査機関が提出を求める書類。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：会社はまた以下の2点にも注意する必要があります。

1. 実際に、中国の政府部門による外資系中古車経営企業に対する管理は依然として非常に厳しい状態です。一部の地域の政府は中古車と関係する外資系企業の設立申請に対し不認可とするか、または認可を厳しく制限する姿勢を取っています。
2. 『輸入禁止貨物目録（第二回発布）』によれば、中古車は輸入を禁止されている貨物です。即ち、中古車経営企業は中国国内でしか中古車を購入することができません。

3. 外資系の中古車競売企業は、設立から6か月を過ぎても開業しない、または開業後6か月を経ても、正当な理由もなく競売会を開催しない、もしくは営業納税証明がない場合、関連部門により営業許可証を取り上げられ、国家商務部により競売経営批准証書を没収されることとなります。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司 : <http://www.mofcom.gov.cn/?2267732303=1519105996>
窓口 : 商務部外資司
電話 : +86-10-65197962 ; +86-10-65197875
住所 : 北京東長安街2号 郵便番号 : 100731

参考法規

1. 『中古車流通管理弁法』 :
http://www.gov.cn/fwxx/bw/swb/content_447745.htm
2. 『競売管理弁法』 :
http://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content_64337.htm
3. 『商務部の外商投資商業企業への審査と届出業務の徹底に関する通知』 :
<http://www.tjcoc.gov.cn/htmlfiles/2010-5-26/2010526112547.shtml>
4. 『外商投資商業領域管理弁法』 :
http://www.fjaic.gov.cn/zcfg/xzgzzjzjgfwj/200909/t20090902_1802.htm
5. 『外商投資産業指導目録』 :
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
6. 『輸入禁止貨物目録 (第二回発布)』 :
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/bh/200509/20050900350226.html>

24. 自動車整備

Q：中国で自動車整備会社を設立したいと考えていますが、投資に関して何か規定はありますか。

A：2011年の『外商投資産業指導目録』によれば、自動車整備は許可類になります。中国の法律には、外資系自動車整備企業の資本金や出資比率などに対し、特別な制限はありません。

1. 外国投資者は独資、合弁、共同経営（合作）などの形式で企業を設立することが認められています。
2. 外国投資者は100%の持分を持つことが認められています。一般的には、外国投資者の出資比率は25%を超えているようです。
3. 二者以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万人民元とされています。単独投資者の場合、資本金は最低10万人民元とされています。通常、審査機関は資本金と経営規模の釣り合いが取れていることを求めるため、資本金が少なすぎる場合、往々にして認可が得られないことが多いようです。

また、中国の法律規定では、自動車整備企業は道路運送業の1種として、『外商投資道路運輸業管理規定』にも従わなければなりません。

外資系自動車整備企業を設立する場合、工商登記手続きに先立って「自動車修理経営許可証」を取得する必要があります。『自動車修理管理規定』によれば、自動車修理業は、修理する自動車の車種、サービス能力および経営項目別にそれぞれ許可を下します。

自動車整備業務は整備対象によって自動車整備経営業務、危険物輸送車両整備経営業務、オートバイ整備経営業務およびその他自動車の整備経営業務といった4種類に分かれています。また、自動車整備経営業務は経営項目およびサービス能力によって、1類整備経営業務、2類整備経営業務と3類整備経営業務に分かれています。危険物輸送車両整備経営業務は細かく分かれていません。

1類整備経営業務の認可を得た場合、自動車（危険貨物運輸車両を除く）の完成車修理、組立修理（unit repair）、完成車メンテナンス、小規模修理、レスキュー、専門修理および修理完了の検査を行うことができます。2類整備経営業務の認可を得た場合、自

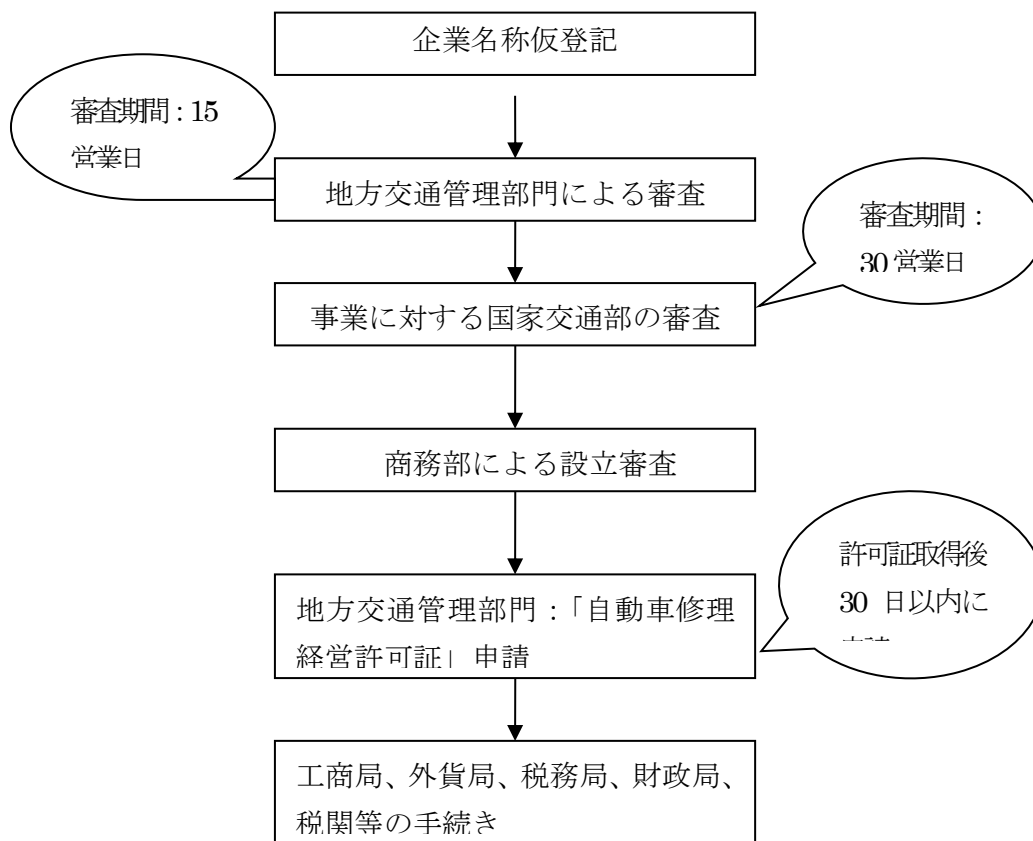
自動車（危険貨物運輸車両を除く）の完成車修理、組立修理、完成車メンテナンス、小規模修理、応急補修および専門修理業を営むことができます。3類整備経營業務の認可を得た場合、エンジン、車体、電気システム、自動変速機修理および車体洗浄・メンテナンス、塗装、タイヤの動釣合いと補修、4輪アライメント測定・調整、燃料供給システムと燃料交換、インジェクション・ポンプとインジェクタの修理、クランクシャフト修理、シリンダー修理、ラジエーター、エアコン補修、車両用内装品（積荷用カバー、シートクッションおよび車内アクセサリ）の取り付け、自動車ガラス取り付けなどの専門業務を営むことができます。

危険物輸送車両整備の経営許可を得た場合、危険物輸送車両の整備業務のほかに、1類自動車整備経營業務も営むことができます。

企業は取り扱う業務の実情に応じて、それぞれ上述の資格を申請することができます。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：自動車整備企業の設立手順は一般の道路運送企業と若干異なります。具体的には以下のとおりになります。



一部地域においては、政府部門は自動車整備企業の設立審査と「自動車修理経営許可証」の申請手続を一度に処理することで、審査過程簡易化と審査効率のアップを図っています。

自動車整備企業は道路運送企業に属します。そのため、設立申請のときに提出する主な書類は「道路貨物運送企業」の章を参照してください。

投資者は「自動車修理経営許可証」を申請するとき、地方交通主管部門に主に以下の書類を提出します。

1. 申請書
2. 投資者の法律証明文書
3. 外商投資企業批准証書
4. 経営場所、駐車場面積資料、土地使用权および不動産権利証明のコピーまたは賃貸契約書
5. 技術者一覧表および職業資格証明

6. 補修測定設備および測量設備検定合格証明コピー
7. 環境保護証明
8. 整備管理制度
9. 申請業務の関連資料
10. その他審査機関が提出を求める文書

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：外資系自動車整備企業は、以下の3点に注意する必要があります。

1. 現在、各地の交通管理部門は通常自動車整備資格に対し細かく分類して管理しています。例えば、1類自動車整備経営業務はそれに適合する車種の完成車修理、組立修理 (unit repair)、完成車メンテナンス、小規模修理、応急補修、専門修理および補修完成検査を行うことができますが、申請するとき一つ一つの細かい分類 (例えば完成車補修) に対し、審査機関は単独の基準に基づいて評価しています。通常、企業が申請するのは一つの資格における1つまたは複数の細かい分類になります (例えば、1類自動車整備経営業務の中の完成車修理、完成車メンテナンスの申請)。
2. 自動車整備に場所が必要な場合、審査機関はその場所について消防と環境保護の審査を受けることを求める可能性があります。場所が広く、整備に関係する行為が複雑な場合、環境保護部門は企業に対しその場所の「環境への影響評価」を行い、資格のある第三者に「環境への影響評価報告書」を発行させることを求めます。
3. 自動車整備企業は道路運送企業であるため、道路運送企業の経営期間と登録時間に関する規定にも従わなければなりません。具体的には第5編「道路貨物運送企業」の注意事項を参照してください。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京市東長安街 2 号

2. 交通運輸部：<http://www.moc.gov.cn/>

窓口：道路運輸司

電話：+86-10- 65292753

住所：北京市建國門內大街 11 号

参考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『外商投資道路運輸業管理規定』：

http://www.moc.gov.cn/zhuzhan/zhengwugonggao/jiaotongbu/jiaotongbuling/200709/t20070926_410864.html

3. 『自動車修理管理規定』：

http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_303548.htm

25. レンタカー

Q：中国でレンタカー事業を営む会社を設立したいと思いますが、投資面でどのような規定がありますか。

A：現在、外資系レンタカー企業に適用される法律規定は『外商投資産業指導目録』および『外商投資レンタル業管理弁法』です。これら法律の規定によれば、レンタカー事業は外商投資の許可類産業に属することになります。従って、外国投資者は中外合弁、中外共同経営および外国独資の形態によりレンタル事業に従事することができます。

レンタカー事業を営む会社を設立する場合、資本金および経営期間に関し、以下の点に注意しなければなりません。

1. 登録資本金。法律の規定によれば、2人以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万元とされており、投資者が1人である場合は、資本金は最低10万元とされています。ただし、実際には、審査機関は資本金が経営規模に見合ったものであることを要求しますから、資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして許可が得られないことがあります。
2. 外資系のレンタル会社の経営期間は、通常30年を超えないものとされます。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：

1. 外資系のレンタル会社を設立するとき、投資者は設立企業所在地の省級商務主管部門に書類を提出します。省級商務主管部門は全ての申請書類を受け取った日より7～10業務日以内に認可・不認可の決定を下します。認可された場合、「外商投資企業批准証書」が交付されます。省級商務主管部門は外資系レンタル会社の設立を認可した後、7業務日以内に許可文書を商務部に届け出ることになります。
2. 商務主管部門の認可を経て許可を得た後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、

外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくこととなります。

通常、後続の手続きには2～3ヶ月の時間が必要です。

投資者は省級商務主管部門に主に以下の書類を提出することになります。

1. 設立申請書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
7. 各投資者の法定代表者の身分証明。
8. 会計士事務所の会計監査を経た各投資者の最新の会計監査報告書。
9. 名称仮登記通知書。
10. 経営場所証明。
11. その他審査機関が提出を求める書類。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：以上は、法律に定められた内容と手続きですが、実務では、各地区により、レンタカー企業に対する条件と管理も大きく異なっています。

例えば、北京ではレンタカー企業に対し『北京市レンタカー管理弁法』を公布し、市交通行政主管部門会の関連行政主管部門とレンタカー業界協会が共同で、別途経営サービス、安全等の基準を制定し、それを以ってレンタカー業界を規制するよう要求しています。また、これら企業の経営者が遵守すべき規定（例えば、レンタカー経営管理記録

や車両管理記録を設け、規定にそった管理データ情報を報告することや、健全な経営サービス、安全と環境保全、そして消防等についての制度を確立することなど) およびレンタルする自動車に対する具体的要求を明確にしています。北京では、商務主管部門の審査のほかに、レンタカー企業は交通部門の審査も経なければならず、審査手続きはかなり複雑になっています。

ただし、一部の地域では、レンタルする車両の運営許可証さえ申請すればよく、企業自身の設立は交通部門の事前審査を得る必要はありません。

また、一部の地域（例えば上海）では産業の方針や計画上の原因により、市場進出には許可制度を実施し、車両の増加数については入札を行い取得することを要求しています。なお、レンタカーとしての車両は『上海市レンタカー運営証』を得なければならず、新たな車両増加は小型乗用車の購入に限定されています。その他、レンタカー業は期限付き経営とされており、経営期限は8年です。

政府の関連窓口

商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>

窓口：外資司

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：北京東長安街2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資レンタル業管理弁法』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content_108223.htm
3. 『北京市レンタカー管理弁法』：
<http://www.bjdch.gov.cn/n5687274/n5723923/n5732808/n5733304/11838711.html>
4. 『上海市交通輸送及び港管理局・規範的レンタカー業界管理に関する若干の意見』：
http://www.jtgc.gov.cn/infopub/xxgkml/zcgd/czqc/info_110822103608.html

26. 不動産仲介

Q：中国で不動産仲介会社を設立したいのですが、投資面でどのような規定がありますか。

A：

1. 外国投資者の不動産仲介業への従事とは、すなわち不動産情報コンサルティング、不動産価格鑑定、不動産仲介（仲介代理）などの事業に従事することを指します。実務では、外国投資者は、通常、不動産情報コンサルティング企業、不動産仲介企業および資産評価企業の設立を通じ、当該業務に従事します。設立した企業種によって、関連法律規定は異なります。以下に具体的な内容を説明します。
 - 1) 不動産情報コンサルティング企業を設立する場合、資本金、投資者の経営資格などについて、特殊な制限はなく、『会社法』、『外資企業法』などの関連法律規定に従い行われます。
 - 2) 不動産仲介企業を設立する場合、「不動産仲介人資格証」を有する不動産仲介人が適切人数必要となります。実務では、各地方は、地方法規に従い、仲介人人数に対し具体的な要求（例えば、上海では最低5名が必要です）を提出する可能性があります。したがって、外資不動産仲介企業を設立する場合は、仲介人人数について、現地の政府主管部門に確認する必要があります。それ以外には、外資不動産仲介企業に対する特殊な制限はありません。
 - 3) 資産評価企業を設立する場合、その投資要求は比較的に高いといえます。
 - ① 企業種は中外合弁企業と中外共同経営企業に限ります。
 - ② 外国投資者の年収は最低2,000万ドルであり、評価専門人員は最低200人必要です。
 - ③ 中国側投資者は、「資産評価資格証書」を取得していなければなりません。
 - ④ 資本金は最低50万ドルであり、経営期間は通常30年を超えません。
 - ⑤ その他の要求として、外国投資者は、中国高級資産評価人員と業務において交流できる水準の資産評価機関等を保有していなければなりません。

2. 設立の審査許可に関しては、国家発改委と商務部が 2011 年 12 月 24 日に共同公布した『外商投資産業指導目録』によれば、不動産仲介は制限類ではありますが、具体的な制限措置や方法について、関連法律では統一した明確な規定はありません。実務上では、一部の地区（例えば上海）の政府主管部門では不動産仲介企業の会社数を抑制しながら審査する原則（つまり、ある地区の不動産仲介企業が多すぎる場合、政府主管部門はその地区での新たな不動産仲介企業の設立申請を認可しません）を実行しているため、外国投資者が上記 1 項の要求を満たしていたとしても、その設立申請が政府主管部門により認可されない可能性もあります。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：外国投資者の不動産仲介企業設立の手続きは以下のようになります。

1. 外商不動産情報コンサルティング企業および不動産仲介企業を設立する場合、外国投資者は、審査許可権限に基づき商務主管部門に不動産仲介企業の設立に関する申請材料を提出した後、商務主管部門が関連規定に基づき認可の決定を下します。認可された場合、「外商投資企業批准証書」が交付されます。投資者は当該回答、批准証書を所持し、工商設立登記手続きを行い、法人営業許可書を受領します。
2. 外資資産評価企業を設立する場合、商務主管部門に申請を提出する前に、資産管理部門に申告、申請を行い、「外商投資評価機関資格審定意見書」を取得しなければ、商務主管部門に設立申請を提出することができません。
3. 不動産仲介業に従事する場合、営業許可書を取得した日より 30 日以内に、所在地の建設（不動産）主管部門に届け出る必要があります。

投資者は設立審査手続きを申請するとき、商務主管部門に主に以下の書類を提出することになります。

1. 設立申請書（F/S 報告書を含む）。
2. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
3. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。

4. 外国側投資者の銀行信用証明。
5. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限り
ます）。
6. 不動産仲介従業員の関連資格証明。
7. 各投資者が提出した董事会メンバー（または執行董事）、監査役会メンバー（また
は監査役）の委任書、身分証明（コピー）
8. 名称仮登記通知書。
9. 経営場所証明書類。
10. その他審査機関が提出を求める書類。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：外資司
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875
住所：中国北京東長安街2号 郵便番号：100731
2. 国家工商行政管理総局：<http://www.saic.gov.cn/>
窓口：法規司
電話：+86-10-88650000
住所：北京市西城区三里河東路8号 郵便番号：100820
3. 住宅と都市・農村（城郷）建設部：<http://www.mohurd.gov.cn/jzsc/>
窓口：建築市場監督管理司
電話：+86-10-58934114
住所：北京市海淀区三里河路9号 郵便番号：100835

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『都市不動産管理法』:

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732595.htm

3. 『不動産仲介管理規定』:

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/26/content_1792619.htm

4. 『会社法』:

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-10/28/content_85478.htm

27. 内装工事

Q：中国で内装会社を設立したいのですが、投資面でどのような規定がありますか。

A：内装・装飾業務は建築業の一つの分類です。外国投資者は先立って中国で外資系建築企業を設立し、内装・装飾専門の請負資格を取得し、その後に内装・装飾業務を営まなければなりません。

2011年の『外商投資産業指導目録』によれば、建築業は許可類に属すると規定されています。外国投資者は独資、合弁および共同経営（合作）の形態で、中国国内で建築企業を設立することができます。

中国では建築企業に対し、資格管理制度を設けています。外資系の建築企業はそれぞれの資格によって申請条件、請負可能な工事範囲などにおける権利や制限が異なってきます。現在、内装・装飾専門の請負資格は、最高の1級から2級、3級と分かれています。この3等級の外資系建築企業に対する設立条件および請負可能な工事範囲などの内容については、以下の表を参照してください。

資格等級	設立審査部門	資格審査部門	設立申請条件		請負可能な工事範囲
			信用条件	人員条件	
1級	商務部	住宅と都市・農村（城郷）建設部	(1) 企業が最近の5年間に個別工事価格が1,000万人民元以上または3つ星以上のホテルのロビーの内装・装飾工事施工を3件以上請け負ったことがあり、その施工品質が規格どお	(1) 企業のマネジャー（経理）は8年以上の工事管理経験もしくは高級資格（高級職称）を有すること。チーフエンジニア（総工師）は8年以上の建築内装装飾施工の技術管理を行った経験があり、関連専門高級資格を有すること。総会計士（総会計師）は中級以上の会計資格を有すること。 (2) 企業には資格を持っている工事	各種建築室内外装飾工事の施工を請け負うことができる（カーテンウォール工事を除く）。

			<p>りであること。</p> <p>(2) 企業の登録資本金が 1,000 万人民元以上、企業の純資産が 1,200 万人民元以上であること。</p> <p>(3) 企業の最近 3 年の最高年間工事決算収入が 3,000 万人民元以上であること。</p>	<p>技術者及び経済管理人員が 40 人を下回らず、その中で工事技術者が 30 人を下回らないこと。また、建築学または環境芸術、構造、暖房（HVAC）、排水（ドレイン）、電気などの専門人員がいること。工事技術者の中で、中級以上の資格を持っている人員が 10 人を下回らないこと。</p> <p>(3) 企業に 1 級資格を有するプロジェクトマネジャー（項目経理）が 5 人を下回らないこと。</p>	
2 級	省級商務主管部門	省級建設管理部門	<p>(1) 企業が最近の 5 年間に個別工事価格が 500 万人民元以上の内装・装飾工事または 10 以上の個別工事価格が 50 万人民元以上の内装・装飾工事の施工を 2 つ以上請け負ったことがあり、その施工品質が規格どおりであること。</p> <p>(2) 企業の登録資本金が 500 万人民元以上、純資産が 600 万人民元以上であること。</p> <p>(3) 企業の最近 3</p>	<p>(1) 企業のマネジャー（経理）は 5 年以上の工事管理経験もしくは中級以上の資格を有すること。技術責任者は 5 年以上の建築内装装飾施工の技術管理を行った経験があり、関連専門中級以上の資格を有すること。財務責任者は中級以上の会計資格を有すること。</p> <p>(2) 企業には資格を持っている工事技術者及び経済管理人員が 25 人を下回らず、その中で工事技術者が 20 人を下回らないこと。また、建築学または環境芸術、構造、暖房（HVAC）、排水（ドレイン）、電気などの専門人員がいること。工事技術者の中で、中級以上の資格を持っている人員が 5 人を下回らないこと。</p> <p>(3) 企業に 2 級資格を有するプロジ</p>	<p>個別工事価格が 1,200 万人民元およびそれ以下の建築室内外装飾工事の施工を請け負うことができる（カーテンウォール工事を除く）。</p>

			年の最高年間工事決算収入が 1,000 万人民元以上であること。	エクトマネジャー（項目經理）が 5 人を下回らないこと。	
3 級	省級商務主管部門	区を設けた市級建設管理部門	<p>(1) 企業が最近の 3 年間に個別工事価格が 20 万人民元以上の内装・装飾工事の施工を請け負ったことがあり、その施工品質が規格どおりであること。</p> <p>(2) 企業の登録資本金が 50 万人民元以上、純資産が 60 万人民元以上であること。</p> <p>(3) 企業の最近 3 年の最高年間工事決算収入が 100 万人民元以上であること。</p>	<p>(1) 企業のマネジャー（經理）は 3 年以上の工事管理経験を有すること。技術責任者は 5 年以上の建築内装装飾施工の技術管理を行った経験があり、関連専門中級以上の資格を有すること。財務責任者は初級以上の会計資格を有すること。</p> <p>(2) 企業には資格を持っている工事技術者および経済管理人員が 15 人を下回らず、その中で工事技術者が 10 人を下回らないこと。また、建築学または環境芸術、構造、暖房（HVAC）、排水（ドレイン）、電気などの専門人員がいること。工事技術者の中で、中級以上の資格を持っている人員が 2 人を下回らないこと。</p> <p>(3) 企業に 3 級資格を有するプロジェクトマネジャー（項目經理）が 2 人を下回らないこと。</p>	個別工事価格が 60 万人民元およびそれ以下の建築室内外装飾工事の施工を請け負うことができる（カーテンウォール工事を除く）。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：外国投資者の内装工事企業設立の手続きは以下のようになります。

1. 商務主管部門に書類を提出し、商務主管部門は、所在地の建設管理部門とともに審査後、認可・不認可の決定を下します（この過程においては、投資者代表が政府部

門主催の答弁会に出席し、プロジェクトの内容について詳細な説明を求められる可能性があります)。設立が認可された場合、「外商投資企業批准証書」が発行されます。

2. 商務主管部門の審査を経て許可を得た後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくこととなります。

通常、これらの手続きには2～3カ月の時間が必要です。

3. 営業許可証を受領した日より、建設管理部門に装飾・内装専門請負資格を申請します。

投資者は設立審査手続きを申請するとき、商務主管部門に主に以下の書類を提出することとなります。

1. 設立申請報告書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
7. 名称仮登記通知書。
8. 経営場所証明書類。
9. 会計監査を経た投資者の財務諸表。
10. その他審査機関が提出を求める書類。

企業が初めて資格審査を受けるとき、建設管理部門に主に以下の書類を提出しなければなりません。

1. 工事設計施工資格申請表および電子文書。
2. 営業許可証副本。
3. 企業の資本払い込み証明または会計監査を経た貸借対照表。
4. 定款。
5. 企業法定代表者の身分証明、履歴書および任命文書。
6. 企業技術責任者および専門技術者の履歴書、労働契約書、社会保険金納付証明、卒業証書、資格証書または登録証書、資格（職称）証書、主管の下で施工した工事業績証明。
7. 企業の関連施工ハード設備証明。
8. その他審査機関が提出を求める書類。

企業が資格昇級を申請するときは、上述の書類のほかに、主に以下の書類も提出しなければなりません。

1. 資格証書正本、副本。
2. 企業の最近3年の会計監査を経た財務諸表。
3. 企業が施工した工事業績証明。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：企業は、以下の点にも注意する必要があります。

1. 新規設立する外資系の建設業企業の資格等級は、まずは最低等級で査定され（このときは上述資格条件の中の業績に関する条件を満たす必要はありません。）1年の暫定期間が設けられます。
2. 法律では、外資系建設企業の外国投資者が自国でも建築企業であることを明確に求めています。実務上、外国投資者が自国で建設企業でなければ、認可を得ることは非常に難しいです。外国投資者が自国でも建設企業であり、中国で施工を行った業績がある場合、認可を受ける可能性は大幅に高くなります。
3. 外国投資者の独資または外国投資者の合弁（二つまたは二つ以上の外国企業による中国における共同出資）による建設企業は、その資格等級で許容される範囲に限っ

て以下の工事を請け負うことが認められます（中外合弁または共同経営（合作）の外資系建設企業はこの制限を受けません）。

- 全て外国からの投資、全て外国からの贈与または外国投資と贈与により建設される工事。
- 国際金融機構からの資金援助を受け、国際入札を経て引き受けた建設プロジェクト。
- 外資が50%またはそれ以上を占める中外共同の建設プロジェクト、ならびに外資は50%以下であるが、技術問題により中国建設企業が独自で実施できず、省級人民政府建設管理部門の認可を得た中外共同建設プロジェクト。
- 中国から投資したが、技術問題により中国建設企業が独自で実施できない建設プロジェクトは、省級人民政府建設管理部門の認可を得て、中外建設企業が共同で請け負うことができる。

4. 外国投資者の独資または外国投資者の合弁(二つまたは二つ以上の外国企業による中国での共同出資)による建築企業は、一般的に、中国の個人の内装工事業務を請け負うことができません。中国個人向け内装工事業務については、技術による原因で中国建築企業が独自に行えない場合に限り、中国の建築企業と共同に請け負うことができるが、そうでなければ、これらの業務を請け負うことができません。中外合弁または中外共同経営(合作)の建築企業は、その資格等級で許容される範囲内で中国の個人の内装工事業務を請け負うことができます。

5. 『外商投資建築業企業管理規定』などの関連規定に基づき、外国投資者の独資または外国投資者の合弁による建築企業が資格等級で許容される範囲を超えて工事を請け負った場合、次のような処罰を受けることになります。

- 1) 工事契約金額の2%～4%以下の処罰に処される。
- 2) 違法所得がある場合、没収する。

その他、建設主管部門は違法行為の程度に基づき、次の処罰を与えます。

- 1) 期限を切って休業整頓を命じ、資格の等級を引き下げる。
- 2) 状況が深刻である場合、資格証書を取り上げる。したがって、外国投資者の独資または外国投資者の合弁による建築企業が規定を違反し、中国の個人の内装工事業務を請け負い、取締りを受けた場合、上記の処罰を受ける可能性があります。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：北京東長安街2号 郵便番号：100731
2. 住宅と都市・農村（城郷）建設部：<http://www.mohurd.gov.cn/jzsc/>
窓口：建築市場監督管理司
電話：+86-10-58934114
住所：北京市海淀区三里河路9号 郵便番号：100835

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資建設業企業管理規定』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200212/20021200056272.html>
3. 『建設部の外商投資建設業企業管理規定中の資格管理に関する実施弁法』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62344.htm
4. 『商務主管部門に協力しての外商投資建設業企業、建設工事設計企業設立管理の徹底に関する通知』：
http://www.gov.cn/gzdt/2006-04/14/content_254135.htm
5. 『建設業企業資格管理規定』：
http://www.gov.cn/flfg/2007-07/10/content_678695.htm
6. 『建設業企業資格管理規定実施意見』
http://www.gov.cn/gzdt/2007-11/06/content_797673.htm
7. 『建設業企業資格等級基準』：
http://www.mohurd.gov.cn/wbdt/xzxx/zzfj/bz/200611/t20061123_160447.html

28. ゲームセンター

Q：中国でゲームセンターを作りたいと考えていますが、ゲームセンターに対する投資に関し、どのような規定がありますか。

A：ゲームセンターは娯楽施設になります。『外商投資産業指導目録』によれば、娯楽施設の経営は制限類に区分されます。中国の法律では、外国からのゲームセンターに対する投資には以下のような制限と条件が定められています。

1. 出資方式：外国出資者は中国側出資者との合弁、共同経営（合作）などの方式でのみゲームセンターの設立と経営を行うことができ、外国出資者の独資によるゲームセンターの設立は許されていません。ただし、中国側出資者の出資比率および経営上の地位について、各地審査機関により審査要求が異なります。例えば上海の審査機関は、中国側出資者の出資比率は 51%を下回ってはならず、また経営主導権を有することを要求しています。
2. 資本金：登録資本金は 3 万人民元を下回ってはなりません。ただし、實際上、審査部門は登録資本金と経営規模が適合しているよう求めますので、登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可を得られません。
3. その他の条件
 - (1) 2013 年 3 月 11 日より施行された『娯楽施設管理弁法』（以下「管理弁法」と略称）によれば、ゲームセンターの使用面積は、事務所、倉庫等の非営業性区域を含まず 200 平方メートルを下回ってはなりません。また、国務院文化主管部門の定めた店舗数および店舗配置に関する条件にも適合していなければなりません。しかし実際には、各地の政府部門は各地の発展と、監督管理の必要に応じて更に細分化された地方性基準や条件を定めることが多いため、外国出資者はあらかじめこれら関連する政策を了解しておくことが必要でしょう。
 - (2) 文化主管部門がゲームセンター開設を審査する際は、設立場所の位置、周辺的环境、面積等に対して現地調査を行わなければなりません。条件に合致した場合には、設立場所および文化主管部門の目立つ場所で公衆に対し 10 日間の公示

をし、法に依る聴取が行われなければなりません。

- (3) ゲームセンターには文化部が公布した機種目録(参考法規 4.を参照)の範囲内でゲーム機を設置しなければならず、それ以外の物を設置することはできません。さらに、賭博機能を持つゲーム機の型式、機種、基板などを備えたゲーム設備を設置したり、現金または有価証券を賞品にしたり、商品を買戻したりすることは厳しく禁じられています。
- (4) 毎日深夜2時から午前8時まででは、娯楽施設を営業することはできません。
- (5) 以下の場所ではゲームセンターを設立することができません。
- 住宅用建物とされている建物内。
 - 博物館、図書館および文化財とされている建物内。
 - 住宅区域内。
 - 教育法が規定している学校、病院、官庁の周囲。
 - 『医療機構管理条例』および実施細則が規定している「医療機構執業許可証」を取得した病院の周囲。
 - 各級中国共産党委員会およびその所属各部門、各級人民代表大会機関、各級人民政府および所属各部門、各級政治協商会議機関、各級人民法院、検察院機関、各級民主党派機関の周囲。
 - バス停、駅、空港などの人が密集する場所。
 - 建物の地下一階より下の階（地下一階は含まれない）
 - 危険化学品倉庫と隣接する区域は、危険化学品倉庫との距離が『危険化学品安全管理条例』の関連規定と合致していなければなりません。

Q：ゲームセンターを設立するための具体的な審査手続きはどうなっていますか。

A：外国企業がゲームセンターに投資する場合は、下記の順序で申請します。

1. 所在地の省級商務主管部門に申請し、主に下記の資料を提出します。
 - (1) 外資系文化娯楽企業設立申請書。
 - (2) F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
 - (3) 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款。

- (4) 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
 - (5) 外国側投資者の銀行信用証明。
 - (6) 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明。
 - (7) 各投資者の法定代表者の身分証明。
 - (8) 経営場所証明。
 - (9) 名称仮登記通知書。
 - (10) ゲーム機の機種別の型番、カラー写真、ゲームの方法、ゲーム機機種別の供給源に対する書面の説明書類。(一部の地域ではレーザーディスクに記録して提出することを求めています。)
 - (11) その他審査機関が求める書類。
2. 所在地の省級商務主管部門が省級文化主管部門と共に審査を行います。設立が認可された外資系企業には、認可書類が発行されます。
 3. 出資者は公安治安、文化、衛生、消防などの行政管理部門で、関連認可を申請、取得します。
 4. 出資者は「外商投資企業許可証書」を受領し、引き続き工商、組織機構コード、税務、外貨などの手続きを行います。

ゲームセンターを設立するには省級文化主管部門に「娯楽経営許可証」を申請しなければなりません。そのときに投資者が省級文化主管部門に提出する書類は主に以下のとおりです。

1. 文化経営許可申請。
2. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款。
3. ゲームセンターの投資者、法定代表者、責任者の主体資格および身分証明。
4. ゲームセンターの投資者、法定代表者、責任者の「法律に禁止されている状況がないこと」に関する声明書（保証書）。
5. ゲームセンターの平面図及び所在地地理位置図。
6. 消防主管部門が発行する行政許可文書。
7. 環境行政主管部門または騒音測定部門が発行する、国の規定の環境騒音排出基準を満たしていることの証明文書。

8. 商務主管部門の批准文書。
9. 名称仮登記通知書。
10. 経営場所証明。
11. ゲーム機の機種の種類、カラー写真、ゲームの方法、ゲーム機機種の供給源に対する書面の説明書類（一部の地域ではレーザーディスクに記録して提出することを求めています）。
12. その他審査機関が求める書類。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：そのほか、以下の点にも注意する必要があります。

1. ゲームセンターの設立は国務院文化主管部門の店舗数および店舗配置に関する条件を満たさなければなりません。中国の一部の地区、例えば、上海、北京などでは、実際は店舗数および店舗配置の理由でゲームセンターに対する審査認可を止めています。
2. 各ゲームセンターは文化行政部門が公布した『遊戯遊芸市場への投入を許可する型式機種指導目録』に定められた型式、機種以外のゲーム機を使用してはなりません。
3. ゲームセンターは遊戯、遊芸を分けて経営し、目立つ区別標識を設けなければなりません。国家の法定祝祭日以外は、未成年者の遊戯区への立ち入りは禁止されています。
4. ゲームセンターは目立つところに、娯楽経営許可証、麻薬、賭博、売春禁止などの内容の警告標識、未成年者立入禁止または制限の標識を掲げなければなりません。また、公安部門、文化主管部門への通報用電話番号「12318」も明示する必要があります。
5. ゲームセンターは従業員に「文明的サービス責任書」を書かせ、従業員名簿を作る必要があります。従業員名簿には、従業員の正しい氏名、住民身分証明書のコピー、外国人就業許可証のコピー等が記載されなければなりません。また、営業日記を設け、営業時間中の従業員の業務責任、勤務時間、勤務場所を記載しなければなりません。営業日記は削除もしくは改ざんしてはならず、検査に備えて 60 日間保存す

る必要があります。

6. 娯楽施設は自ら警備員を採用してはならず、警備サービス会社から任用しなければなりません。
7. 上海では、ゲームセンターなどの娯楽施設は、喫煙区を設けることができるようになりました。また、喫煙区のほかの区域または喫煙区を設けていない飲食店では、全面的に禁煙となります。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875
住所：北京市東長安街2号
2. 文化部：<http://www.ccnt.gov.cn/>
窓口：文化市場司
電話：+86-10-59881882、+86-10-59881885
住所：中国北京市東城区朝陽門北大街10号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録（2011年改正）』：
<http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『娯楽施設管理条例』：
http://www.gov.cn/zwgk/2006-02/13/content_187029.htm
3. 『娯楽施設管理弁法』：
http://www.gov.cn/flfg/2013-02/06/content_2328254.htm
4. 『遊戯娯楽施設管理の更なる強化に関する通知』：
<http://www.hbwh.gov.cn/Article/HTML/4090.shtm>
5. 『遊戯遊芸市場への投入を許可する型式機種指導目録』：

<http://www.ccm.gov.cn/youxiji/>

6. 『保安服務管理條例』:

http://www.gov.cn/zwgk/2009-10/19/content_1443395.htm

7. 『公共場所衛生管理條例』:

http://www.gov.cn/banshi/2005-08/01/content_19033.htm

8. 『上海市公共場所喫煙抑制條例』:

http://www.wmsh.gov.cn/xinwen/200912/t20091220_79392.htm

9. 『「上海電子遊戲經營場所管理試驗地點作業方案」の公布に関する通知』

<http://wgj.sh.gov.cn/node2/node741/node748/node816/u1a29996.html>

29. スポーツジム

Q：中国でスポーツジムを開きたいのですが、投資に関して何か規定がありますか。

A：『外商投資産業指導目録』によれば、外国投資者が体育館経営、フィットネス、競技・演技、体育訓練および仲介サービスを営むことは、奨励類になります。外国投資者は独資、中外合弁、中外共同経営（合作）などの形態でスポーツジムを設立することができます。

外資系のスポーツジムの資本金には、次のような条件があります。

投資者が2名以上の場合、登録資本金は3万人民元を下回ってはなりません。投資者が1名のみの場合、登録資本金は10万人民元を下回ることはできません。ただし、実務上審査部門は通常、登録資本金が経営規模と適合することを求めます。登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可が下りません。

Q：具体的な審査手続きはどうなっていますか。

A：外国企業がスポーツジムに投資する場合は、下記の順序で申請します。

1. 投資者は所在地の省級商務主管部門に申請し、認可を得た場合「外商投資企業批准証書」が交付されます。
2. 申請者は地方の規定によって各地の消防、環境保護部門に審査を申請し、各部門から同意回答書（批復）を取得します。ただし、消防、環境保護部門の担当者は経営現場まで出向き、現場審査を行うことがあります。
3. 申請者は衛生部門に公共場所経営許可証を申請します。
4. 工商、外貨、税務、財政などの手続きを行います。

投資者が商務主管部門に提出する書類は主に以下のとおりです。

- 1) 設立申請書。
- 2) F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
- 3) 合弁、合作企業の場合、各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独

資企業の場合は定款のみになります)。

- 4) 外国側投資者の銀行信用証明。
- 5) 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
- 6) 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限り
ます）。
- 7) 名称仮登記通知書。
- 8) 経営場所証明。
- 9) その他審査機関が求める資料。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：

1. 『外商投資産業指導目録』に記載されている「スポーツ仲介サービス」とは、自身の信望、把握している市場情報、特殊専門知識を以て、体育活動またはサービスを促進する行為を言います（例えば、サッカー倶楽部を組織、手配して試合を行うなど）。実際には、中国のスポーツ仲介業界は未だそれほど規範化、透明化されておらず、多くは専門のスポーツ協会など、政府がバックにある組織が運営展開しており、一般的投資者が実際にその分野に参入するのは非常に難しいです。
2. 通常、スポーツジムの設立に先立って、衛生、消防、環境保護などの部門の審査を受けなければなりません。現在中国での外資系スポーツジムの設立について、全国範囲の専門的な法律規定はありません。そのため、各地でスポーツジムの設立に対する審査条件および手順には多かれ少なかれ差異があります。
3. スポーツジムに採用されるインストラクターは職業資格を持っている者でなければなりません。中国には未だ統一した資格がありません。そのため、通常各地では地方の基準を設けています。例えば、上海でインストラクターになる場合、市体育行政部門により発行される従業資格証書を取得しなければなりません。
4. 『国民健康条例（全民健身条例）』および2013年2月21日に公布され、2013年5月1日に発効する『経営高危険性体育項目許可管理弁法』の規定によれば、「高危険性体育項目」に定めたスポーツ項目を営む場合、県級以上の政府体育主管部門の

認可を取得し、許可証を取得した後に経営することとなっています。現在はまだ、高危険性体育項目目録が意見募集の段階にあり、公布されていません。政府部門に確認した結果、危険性が高いスポーツ項目とは、水泳、潜水、ラフティング、ロッククライミング、バンジージャンプ、射撃、アーチェリー、カートレーシング、ローラースケート、パラグライダー、パワード・パラグライダー、熱気球などを言います。現在、地域によっては設立段階よりある程度の管理を行っており、例えば水泳プールの場合ですと、通常、各地において水泳プール経営許可証が発行され、その後、経営を行うこととなっています。目録が公布された後には、統一的に危険性の高い体育項目の許可管理に組み込まれ、統一の許可証が発行されることとなります。

5. スポーツジムにプールを設置する場合、監視員を置く必要があります。また、監視員は資格を持った者でなければなりません。

政府連絡情報

1. 商務部外資司：<http://www.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：北京市東長安街2号

2. 国家体育総局：<http://www.sport.gov.cn>

窓口：政策法規司

電話：+86-10-87182808

住所：北京市崇文区体育館路2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：

<http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『全民健康条例』：

http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/06/content_1410533.htm

3. 『中華人民共和國消防法』：
http://www.gov.cn/jrzg/2008-10/28/content_1133931.htm
4. 『建設工事消防監督管理規定』：
http://www.gov.cn/flfg/2012-09/13/content_2223604.htm
5. 『公共場所衛生管理條例』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/01/content_19033.htm
6. 『公共場所衛生管理條例實施細則』：
http://www.gov.cn/flfg/2011-03/22/content_1829432.htm
7. 『經營高危險性體育項目許可管理辦法』：
<http://www.liaoyang.gov.cn/mhgjfl/129883.jhtml>

30. リース業

Q：当社は、中国でリース業に出資したいのですが、関連する規定について教えてください。

A：『外商投資リース業管理弁法』によれば、外国投資者は、中外合弁、中外合作および外商独資の出資形態でリースやファイナンスリース事業に携わることができます。リース範囲は、生産設備、通信設備、医療設備、科学研究設備、検査・測定設備、建設機械、事務用設備等の各種動産および飛行機、自動車、船舶等の各種交通工具です。

上記に基づき、外国投資者は、有限責任会社または株式会社の形態で外資リース会社もしくは外資ファイナンスリース会社を設立することができます。しかし、出資に当たって、下記の要件を満たさなければなりません。

	リース会社	ファイナンスリース会社
登録資本金	有限責任会社：3万元以上 一人有限公司：10万元以上 株式有限公司：3000万元以上	1000万米ドル以上
経営期間	通常、30年を超えない	
従業員	資質についての特別な要求なし	専門の従業員を手配する必要がある。高級管理職の場合は、専門資格に加えて少なくとも3年間の同業種勤務歴がなければならない。
取扱業務	(1) リース業務 (2) 国内外からのリース財産の購入 (3) リース財産の残存価値の処理および補修 (4) 審査批准部門の承認を経たその他業務	(1) ファイナンスリース業務 (2) リース業務 (3) 国内からのリース財産の購買 (4) リース財産の残存価値処理および補修 (5) リース取引のコンサルティング

		および担保業務 (6) 審査批准部門の承認を経たその 他業務
--	--	--------------------------------------

注：一部のリース業に対しては、外資の出資率を制限しています。例えば、交通部公布の『国内船舶ファイナンスリース管理を規範化することに関する通知』では、国内船舶ファイナンスリースにおける賃貸人の会社形態が「三資企業」である場合、同企業における外資出資率は50%を超えてはならないと明確に定めています。

Q：具体的にどのような認可手続きを行なう必要がありますか？

A：『外商投資リース業管理弁法』により、外資リース会社の所管官庁は商務部になります。外資リース会社と外資ファイナンスリース会社を設立する際には、下記の手続きが必要となります。

1. 外資リース会社

有限責任会社を設立する場合。

出資者は、設立予定会社所在地の省級商務主管機関に必要書類を提出します。同機関は書類を受取った日より45業務日内に認可如何についての決定を下します。省級商務主管機関は、外資リース会社の設立を認可した後7業務日以内に批准文書を商務部に転送し届出を行います。

株式会社を設立する場合。

出資者は、省、自治区、直轄市および計画単列市政府所管機関に会社設立に係わる申請書、F/S報告書、資産評価報告等の書類を提出します。募集設立の場合は、申請に際して上記の書類に加え株式目論見書も提出しなければなりません。所管官庁は、提出書類について審査し、問題なければ省、自治区、直轄市および計画単列市商務主管機関に転送します。商務主管機関の認可が下りれば、発起人は会社設立に関する契約、定款を正式に締結の上、これらの書類を省、自治区、直轄市商務主管部門に提出

し、その審査に通過すれば、書類は商務部に転送され、商務部の審査に供されます。
商務部は 45 業務日以内に認可如何についての決定を下します。

2. 外資ファイナンスリース会社

出資者は、設立予定企業所在地の省級商務主管部門に必要書類を提出し、その審査に通過した場合、商務主管部門は全ての申請書類を受取った日より 15 業務日以内に審査意見と書類を商務部に転送します。商務部は全ての申請書類を受取った日より 45 業務日以内に認可如何についての決定を下します。

外資リース会社と外資ファイナンスリース会社は「外商投資企業批准証書」を受領した日より 30 業務日以内に、工商行政管理部門にて登記手続きを行わなければなりません。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
窓口：外資司
電話：+86-10-65197862；+86-10-65197875
住所：中国北京東長安街 2 号
2. 国家工商行政管理総局：<http://www.saic.gov.cn/>
窓口：法規司
電話：+86-10-65292601
住所：北京市西城区三里河東路八号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商投資リース業管理弁法』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content_108223.htm

3. 『中華人民共和国会社法』:

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-10/28/content_85478.htm

4. 『国内船舶ファイナンスリース管理を規範化することに関する通知』:

http://www.moc.gov.cn/zhuzhan/zhengcejiedu/zhengcewenjian_JD/guoneishuiluyunshujing_ying_ZZGLGDJD/xiangguanzhengcefagui/200806/t20080606_495891.html

31. 倉庫保管業

Q: 中国で倉庫保管業を行う企業を設立するにあたり、投資面に関してどのような規定がありますか。

A: 外国投資者は中国で倉庫保管業に投資することができます。2011年版の『外商投資産業指導目録』の規定によれば、自動化高層立体倉庫保管施設、輸送業務関連の倉庫保管施設の建設、経営は奨励類に属しています。

1. 外資倉庫保管企業は登録資本金、持分比率、経営資格等の面について特別規定がないため、『会社法』『外資企業法』等の法律法規に基づくことになります。投資総額および登録資本金の比率外資企業の関連規定に合致すれば、投資規模は経営範囲に適合すればよいことになっています。ただし、外国投資者は環境影響評価報告、消防検収等の許可を得なければなりません。
2. しかし実務では、地方政府による現代倉庫保管サービス業に対する高水準の要求に基づき、より強力な経済力、豊富な運営経験、先進的な物流管理水準および情報処理技術を有し、多くの機能を一体化させた物流サービスを顧客に提供できる投資者が倉庫保管サービス業に従事するように奨励しているのが通常です。これによって、一部の地方政府、特に総合保税區等の特別区域では、区域内で倉庫保管サービス企業を設立する企業に対して一定の登録資本金が要求され、通常は倉庫保管技術に対しても要求基準を規定していることが多いです。例えば、江蘇省蘇州市工業園區総合保税區内で倉庫保管物流企業を設立する場合、投資者は登録資本金 500 万人民元を保証し、税関と連携した倉庫情報化管理システムを有していなければなりません。また、詳細な倉庫管理システムの紹介資料（原則的に当該システムは自社で開発され、投資者、開発者、機能、特徴、主要な運営方法、運営プロセス図などが明示されていなければなりません）の提供も要求しています。
3. そのほか注意が必要な点として、通常、倉庫保管サービス企業の場合は、投資者に

対し、一定面積の倉庫又は場所を賃借しているか、または保有していることを求めています。もし外国投資者が自ら倉庫を建設し、第三者に賃貸している場合、工業不動産の投資に属し、外商投資による不動産の関連手続きに基づいて手続が行われなければなりません。このような投資者の設立手続きはより複雑になると考えられます。

Q: 具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A: 外国投資者は審査権限を有する商務主管部門に外資倉庫保管企業の設立申請資料を提出し、商務主管部門が関連規定に従い許可するか否かを決定、回答します。許可する場合、「外商投資企業批准証書」を同時に発行します。投資者は当該回答及び批准証書によって工商登記手続きを行い、企業法人営業許可証を受領します。

外国投資者が準備する申請資料は以下のとおりです。

1. 倉庫保管サービス企業の申請報告および実行可能性の分析報告。
2. 工商行政管理部門が発行する企業仮登記通知書。
3. 投資者側授権代表がサインした外商投資企業契約、定款（独資企業の場合定款のみ）。
4. 公証および認証された国外投資者主体資格証明および中国語の翻訳版。
5. 国外投資者の銀行信用証明および中国語の翻訳版。
6. 投資者側授権代表の個人身分証明書。
7. 各投資者が発行する董事会メンバー（または執行董事）、監事会メンバー（または監事）の委任書、身分証明書。
8. 会社登録地使用許可証明または賃借協議、賃貸方の所有権証明書。
9. 倉庫賃貸協議および不動産権利書または倉庫場所について取得した関連証明文書。
10. 審査機関が要求するその他の文書。

Q: ほかに注意すべき点がありますか。

A: 倉庫保管業の設立手続きは比較的簡単です。しかし、投資実務では、投資者が行お

うとする倉庫保管サービスの具体的な営業内容により、設立手続き上の差異が非常に大きいといわざるを得ません。例えば、倉庫保管物流輸送企業を設立する場合、あらかじめ「道路運送経営許可証」を取得し、企業が保有する車両数も厳格に要求されています。危険化学品の倉庫保管サービスに従事する場合、危険化学品の貯蔵施設の場所選択が規制されているほか、安全生産監督管理部門の安全審査を通さなければなりません。

したがって、投資者がいずれの領域の倉庫保管施設の建設、経営に従事する場合でも、あらかじめ当該領域内の倉庫保管施設の建設要求と技術基準を確認したほうがよいでしょう。

政府の関連窓口

商務部外資司：<http://www.mofcom.gov.cn>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：中国北京東長安街2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『商務部・倉庫保管業構造転換と高度化の促進に関する指導意見』：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/201212/20121208503395.html>

32. ブライダルサービス業

Q：中国でブライダルサービス業に投資したいと思いますが、どのような規定がありますか。

A：現在、中国の有効な法律法規において、ブライダルサービス業に関する規定は特にありません。外国投資者は中外合弁、中外合作および独資の形式でブライダルサービス業に従事できます。例えば、ブライダルサービスの策定、コンサルティング、結婚記念写真、ブライダル用品の卸売り、小売、賃貸等です。

外商投資のブライダルサービス業について登録資本金、持分比率、経営資格等には特別な規定がなく、『会社法』、『外資企業法』、『中外合弁経営企業法』等の法律法規に従うこととなっています。従って、投資総額と登録資本金の比率が外資企業の関連規定に合致しさえすれば、投資規模は経営範囲に相応するかたちでよいのです。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか

A：

1. 投資者は審査権限を有する地方商務主管部門に外資ブライダルサービス企業の設立申請資料を提出します。
2. 地方商務主管部門は関連規定に従い許可するか否かの決定を下します。設立を許可する場合、「外商投資企業批准証書」を交付し、許可しない場合、書面により理由を説明します。
3. 外商投資者は「外商投資企業批准証書」に従い地方工商行政管理機関で外資企業登録登記手続きを行います。
4. 外貨、税務、財政、税関等の事後手続きを行います。

Q：申請する際にどのような資料が必要ですか。

A：

1. 外資ブライダルサービス会社の設立申請報告
2. 工商行政管理部門が発行した企業名称仮登記通知書
3. 投資者授權代表が締結した外商投資企業の契約、定款（独資企業の場合、定款のみ）
4. 公証及び認証された国外投資者の主体資格証明または身分証明および中国語翻訳文書
5. 国外投資者の銀行信用証明および中国語翻訳文書
6. 国内投資者営業許可証および銀行信用証明
7. 各投資者の授權代表の身分証明
8. 各投資者が発行する董事会メンバー（または執行董事）、監事会メンバー（または監事）委任書、身分証明書
9. 会社登録地の使用許可証または賃貸借協議、賃貸側の所有権証明書
10. 審査機関が要求するその他の文書。

政府の関連窓口

商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>

窓口：外資司

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：中国北京東長安街2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『中華人民共和国外資企業法』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_69774.htm

3. 『中華人民共和国外資企業法實施細則』：
http://www.sdpc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzcqy/t20050715_36943.htm
4. 『中華人民共和國中外合資經營企業法』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_69775.htm
5. 『中華人民共和國中外合資經營企業法實施條例』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860719.htm
6. 『中國人民共和國中外合資經營企業法』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_69772.htm
7. 『中華人民共和國中外合作經營企業法實施細則』：
http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdjz/zcfg/200705/t20070523_58030.html
8. 『中華人民共和國會社法』：
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-10/28/content_85478.htm

33. 葬祭施設業務

Q： 外商投資者は中国で葬祭施設業務に従事できますか。投資の面に関してどのような規定がありますか。

A：

1. 国務院『葬祭管理条例』および民政部弁公庁が公布した『外資による葬祭施設建設の審査権限の問題に関する通知』の関連規定によれば、外資は葬祭サービス業に従事できます。しかし、民政部・国家計画委員会・対外貿易経済合作部『葬祭サービス施設の建設における外資投資の厳密な制限に関する通知』の規定によれば、葬祭サービス業は特殊業界であり、基本的に外商投資を奨励していません。特殊な需要に応じてこの種のプロジェクトに設立する必要がある場合、厳格に制限する必要があることを理由としています。
2. 外資による葬祭施設の設立を申請するに当たり、必要な条件は以下のとおりです。
 - (1) 総投資（増資を含む）5000 万米ドル以上
 - (2) 事業勧告書および F/S 報告が民政部または国家計画委員会によって承認されていること
 - (3) 土地管理および都市建設部門がすでに審査意見を公布していること
 - (4) 当地都市の全体企画および葬祭施設建設企画に合致していること
 - (5) 用地選定が当地の土地利用全体企画に合致し、『葬祭管理条例』規定が定める葬祭施設の建設禁止地域に入っていないこと
3. 実務上、葬祭施設の建設は、当地政府都市全体企画および葬祭配置の需要によることから、外資による葬祭サービス業への投資はきわめて難しいものとなっています。知る限りでは、現在のところ、各地では、当地の葬祭事務所が管理しているか、または持分を有する外資葬祭施設しか許可されていません。外資が葬祭業に投資する条件を満たしていないことを理由に許可しない地域も一部あります。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：

1. 外国投資者は、まず商務主管部門に外資企業の設立申請を行います。すると、商管部門は、審査に際して、都市農村建設、土地管理部門に審査意見を募ることとなります。審査が通った場合は、批准証書が交付されることとなります。
2. 批准証書を取得した後、投資する葬祭施設の種類によって、異なる民政部門に申請します。外資による葬儀場、火葬場を建設する場合は、県級人民政府および区のある市、自治州人民政府の民政部門により方案を提出し、本級人民政府による審査が行われます。葬儀サービス場、納骨堂の建設に当たっては、県級人民政府および区のある市、自治州人民政府の民政部門が審査に当たります。共同墓地を建設する場合は、県級人民政府および区のある市、自治州人民政府の民政部門が審査許可した後、省、自治区、直轄市の人民政府民生部門への報告を経て、審査が許可されることとなります。
3. その後、工商、税務、外貨等の後続手続きを行います。

Q：ほかに、注意すべきことはありますか。

A：

1. 管理の一体化を図るために、葬祭施設は通常、葬祭事務所の管理または出資経営を必要とします。
2. 中外合弁共同墓地を建設する場合、原則的に香港、マカオ、台湾同胞および国外華僑の故郷に設立しなければならず、かつ墓地の用地選定は省級土地管理、都市農村建設および旅行等の関連部門の審査、許可を得なければなりません。

政府の関連窓口

商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>

窓口：外資司

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：中国東長安街 2 号

参考法規

1. 『葬祭管理条例』：
<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/xzfg/201211/20121100378271.shtml>
2. 『葬祭サービス施設の建設における外資吸収の厳密な制限に関する通知』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200207/20020700031206.html>
3. 『葬祭管理行政許可業務指南』：
<http://www.mca.gov.cn/article//ggfw/xzxk/200711/20071100004168.shtml>
4. 『外資による葬祭施設建設の審査権限の問題に関する通知』：
<http://www.shmzj.gov.cn/gb/shmzj/node8/node15/node55/node241/node273/userobject1ai7725.html>
5. 『商務部外資司・外資による葬祭サービス施設の建設に関する審査指南』：
<http://bzss.mofcom.gov.cn>

34. 外資系銀行

Q：中国で外資系銀行を設立したいのですが、関連する規定について教えてください。

A：2011年改定の「外商投資産業指導目録」によれば、外資銀行は中国における規制産業であります。規制は、主に登録資本金、株主としての条件等の面で見られます。外資銀行についての主要規定には、下記のものが挙げられます。

1. 外国投資者は、独資、中外合弁の出資形態で銀行を設立する以外にも、中国で外国銀行の支店や駐在事務所を設置することができます。

2. 登録資本金の下限額

外資独資銀行、中外合弁銀行の登録資本金の下限額は10億元またはそれに相当する自由両替可能な通貨である上に、払込資本金でなければなりません（法規定に基づき、設立銀行の事業内容と銀行に対する周到かつ慎重な監督管理上の必要から、登録資本金または運営資金の下限額、人民元の割合を引き上げることができます）。

3. 設立予定の外資銀行の株主（外資独資銀行の株主、中外合弁銀行の外国側株主を含む）に対する要件

- (1) 外資銀行の株主は、金融機関（中外合弁銀行の場合は、中国側の唯一または主要株主は金融機関）でなければならない。
- (2) 中華人民共和国国内で既に駐在事務所を設置していること（外資独資銀行の場合、駐在事務所設置後2年以上経過していなければならない）。
- (3) 設立申請前の1年の年末総資産が100億米ドル以上であること。また、自己資本比率が所在国家または地区の金融監督管理当局および国務院銀行業監督管理機構の規定する基準に達しなければならない。
- (4) 収益力の継続性があり、信用も良好で、重大な違法、規則違反記録がない。国際金融事業へ携わった経験がある。有効なマネーロンダリング対策制度を構築している。

- (5) 所在国または地区の金融監督管理当局の有効な監督管理を受けており、かつその設立申請は、所在国または地区の金融監督管理当局の承諾を得ている。
- (6) 国務院銀行業監督管理機構の規定したその他の周到かつ慎重的条件。

上記以外にも、設立予定外資銀行の株主の所在国または地区の金融監督管理制度が整備されており、かつその金融監督管理当局が既に国務院銀行監督管理機構と良好な監督管理提携のメカニズムを確立していなければなりません。

Q：外資銀行の設立までの流れについて教えてください。

A：

1. 駐在事務所の設置申請をする
2. 銀行設立計画についての申請（外資独資銀行の場合は、駐在事務所を設置してから二年以上経過後に申請）

申請書類を設立予定銀行所在地の銀行業監督管理機構に提出します。所要書類には、銀行設立に関する F/S 報告書、定款草案、外国銀行の最近三年間の年次報告書等があります。

F/S 報告書の内容には、申請者の基本情報、設立予定銀行の市場見通しについての分析、将来の事業発展計画、組織管理構成、開業後三年間の資産・負債の規模と収益予測等が記載されていなければなりません。

3. 開業準備の完了

国務院銀行業監督管理機構は、6 カ月以内（3 カ月延長されることもある）に、認可如何についての決定を下します。申請者は設立計画が承認された日より 6 カ月以内に、開業準備作業を完了しなければなりません（承認を経て 3 カ月延長することもできます）。

開業準備期間内に完了しなければならない事項

- (1) 健全な会社管理機構の設立

- (2) 内部統制制度の確立
- (3) 事業発展に応じ、政策法規および業務知識等の研修を受けた適正人数の従業員の配置
- (4) 対外向けに使用する重要な業務用証憑と証票の手配
- (5) 関係機関の認可を経た安全防犯施設の整備
- (6) 中国国内で法に則って設立した適格な会計士事務所を招聘し、内部統制システム、会計処理システム、コンピューターシステム等についての開業前の監査

4. 開業申請

開業準備作業が検査に通過すれば、開業申請をします。国務院銀行業監督管理機構は、不備のない開業申請書類を受取った日より2カ月以内に、開業認可如何についての決定を下します。

5. 営業許可証の取得および開業

設立を認可された外資銀行の商業機関はその金融許可証を持参し工商行政管理機関にて登記手続きを行い、営業許可証を取得した後、その取得日より6カ月以内に開業しなければなりません。外資銀行の商業機関は、開業前に、必ず所在地の中国銀監会の出先機関に開業日付を書面で通知し、また中国銀監会指定の全国紙と所在地にある中国銀監会の出先機関の指定した地元紙に公告を掲載しなければなりません。

Q：外資独資銀行の運営における注意点は何でしょうか？

A：

1. 外国銀行の中国国内の支店、外国銀行の中国駐在事務所を設立する場合も、銀行業監督管理機関に申請し認可を得なければなりません。
2. 国務院銀行業監督管理機構より承認された事業内容範囲内で経営しなければなりません。また、外貨取引事業を展開する場合は、中国人民銀行の承認を得なければなりません。
3. 外資銀行の商業機関は、国家の会計制度と国務院銀行業監督管理機構からの情報開

示についての規定を遵守しなければなりません。また、「中華人民共和国商業銀行法」における資産・負債の割合についての規定も遵守しなければなりません。

政府の関連窓口

中国銀行業監督管理委員会：<http://www.cbrc.gov.cn/index.html>

窓口：銀行三部

電話：+86-10-66279341

住所：中国北京市西城区金融大街甲 15 号

参考法規

1. 『中華人民共和国銀行業監督管理法』：
http://www.gov.cn/jrzq/2006-10/31/content_429279.htm
2. 『中華人民共和国外資銀行条例 2006 年』：
http://www.gov.cn/flfg/2006-11/29/content_456233.htm
3. 『中華人民共和国外資銀行管理条例実施細則』：
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2006-11/15/content_443807.htm

35. 金融業（商業ファクタリング）

Q：中国で商業ファクタリング企業を設立したいと思いますが、投資面に関してどのような規定がありますか。

A：外国投資者が中国において商業ファクタリング企業を設立することができる地域は、商務部が2012年6月27日に公布した『商業ファクタリングの試行関連業務に関する通知』によれば、天津市濱海新区および上海浦東新区に限定されます。

『天津市商業ファクタリング試行管理弁法』、『上海市浦東新区商業ファクタリング企業の設立に関する試行弁法』によれば、中国国内企業および外国会社、企業とその他の経済組織（以下、「外国投資者」と略称）は、独資、合弁、合作の形式で濱海新区または浦東新区において外資商業ファクタリング企業を設立することができます。商業ファクタリング企業の投資主体および要件については、上述の二つの弁法で基本的に同じです。上海市を例とし、詳細に説明していきます。

外国投資者が上海で商業ファクタリング企業を設立する際の制限および要件は以下のとおりです。

投資者の資格に関する要求	<ul style="list-style-type: none">(1) 少なくとも投資者の一人またはその関連者が商業ファクタリング業務または関連業界の経歴を有しなければならない。(2) ファクタリング業務を展開するに足る資産規模および資本力を有し、健全な会社統治システムと内部統制制度があり、直近で規則違反による処罰記録がないこと。(3) 設立申請時、三年以上の金融領域の管理経験を有し、かつ不良信用記録のない高級管理人員が二名以上いなければならない。(4) 資本金が5000万元以上で、初回出資が20%を下回ってはならず、残りは会社設立日より2年以内に払い込まれること。(5) 内部統制を実施し、リスク評価、業務プロセス、監督等の制度を含む。
業務範囲	輸出ファクタリング、国内ファクタリング、商業ファクタリングに

	関連するコンサルティング、信用リスク管理システムの開発、審査部門に許可されたその他の関連業務。
その他の要求	<p>(7) 会社形態が有限責任公司である。</p> <p>(8) 兼業してはならない。経営期限は一般的に 30 年を超えてはならない。</p> <p>(9) 外資商業ファクタリングの業務は外貨管理の関連規定を遵守しなければならない。</p> <p>(10) 名称に「商業ファクタリング」という文字をつけなければならない。</p> <p>(11) 企業のリスク資産は一般的に純資産総額の 10 倍を超えてはならない。</p> <p>(12) 外資商業ファクタリング企業は国際ファクタリング機構に加入している国内銀行を資金保管者としなければならない。</p> <p>(13) 人民銀行信用調査センターの売掛金質入登記公示システムで売掛金の譲渡登記を行い、売掛金の権利状態を公開しなければならない。</p> <p>(14) 浦東新区商務委員会に月間業務状況統計表を提出し、保管銀行により確認された保管資金の運用状況等の情報を半年毎に提出し、かつ企業共同年次検査の際に前年度の監査報告を提出しなければならない。</p>

Q：具体的な審査手続きは。

A：外国投資者が上海で商業ファクタリング企業を設立する手続きは以下のとおりです。

1. 外資商業ファクタリング企業は浦東新区商務委員会に申請します。浦東新区商務委員会は商業ファクタリング企業の申請資料を受理した後、税務、外貨、工商等部門を召集し、公聴会を開きます。
2. 公聴会の審議を通った後、浦東新区商務委員会が設立許可文書と「外商投資企業批准証書」を発行します。

3. その後、工商、外貨、税務、財政、税関等の手続きを行います。

外商投資者が商業ファクタリング企業を設立するに当たって、一般的な設立資料のほか、以下の資料を浦東新区商務委員会に提出しなければなりません。

1. リスク評価、監督等のリスク防止制度規定。
2. 商業ファクタリング業務または関連業界の経歴に関する証明資料。
3. 高級管理者のキャリア証明、リスク防止部門管理人員のキャリア証明。
4. 会計士事務所の監査を経た各投資者の最近一年の監査報告。

Q：ほかに注意したほうがいいことはありますか。

A：

1. 商業ファクタリング企業は以下の業務に従事してはなりません。：①預金集め；②貸付または貸付の受託；③商業ファクタリングと関係がない督促業務、借金取立業務もしくはそれらの業務の受託；④受託投資。
2. 外国投資者は交換可能な通貨、合法に取得した国外人民元および国内で利益として取得した人民元または株式譲渡、清算等により得た合法的人民元収益で出資することができます。
3. 天津市は商業ファクタリング会社向けの財務補助政策を公布しています。
 - (1) 開業年度から、最初の2年間は営業税の100%を補助し、その後の3年間は営業税の50%を補助します。利益の出た年度から、最初の2年間は企業所得税の中の地方取得部分の100%を補助し、その後の3年間は企業所得税の中の地方取得部分の50%を補助します。新規購入・建設した自社用オフィスにつき、契約税の100%を補助し、3年以内で不動産税の100%を補助します。
 - (2) 新規購入・建設した自社用オフィスにつき、500万元を上限に平方米毎に1,000元の補助金を与えます。自社用の賃借オフィスにつき、3年以内で賃借料の30%を補助します。もし実際の賃貸価額が市場の不動産賃貸指導価額を上回っている場合、市場の不動産賃貸指導価額に基づき賃貸補助を計算します。補助総額は100万元が上限です。

- (3) 同市外から連続2年以上雇用している会社副職級以上の高級管理者が、市の行政管轄地域内で初めて分譲住宅、自動車を購入し、または専門教育に参加した場合、分譲住宅、自動車の購入又は専門教育に実際に支払った金額を限度として、5年以内で個人所得税の中の地方取得部分を奨励します。市の行政管轄地域内で分譲住宅、自動車を購買しておらず、または専門教育に参加していない場合、3年以内で納付した個人所得税の中の地方取得部分の50%を奨励します。

上海では具体的な補助政策がまだ公布されていません。

政府連絡情報

1. 上海市浦東新区商務委員会：

http://usercenter.pudong.gov.cn/website/workHall/SList.jsp?sValue=20087&sj_dir=workHall&sType=1

窓口：浦東新区商務委員会

電話：+86-21-68546514；+86-10-68542222

住所：中国上海市浦東新区合歓路2号

2. 天津市濱海新区商務委員会：<http://www.bh.gov.cn/html/SWW/portal/index/index.htm>

窓口：天津市濱海新区商務委員会

電話：+86-22-65301038

住所：天津市濱海新区塘沽新港二号路35号

参考法規

1. 『商業ファクタリング試行関連業務に関する通知』：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201207/20120708212890.html>

2. 『上海市浦東新区商業ファクタリング企業の設立に関する試行弁法』：

http://gov.pudong.gov.cn/govOpen_GUIFANXWJ1/Info/Detail_450849.htm

3. 『天津市商業ファクタリング試行管理弁法』：

<http://www.tjzfxgk.gov.cn/tjep/ConInfoParticular.jsp?id=36969>

36. 広告業

Q：中国で広告制作代理等を経営する会社を設立したいと思いますが、投資に関してどのような要件がありますか。

A：「外商投資産業指導目録」（2011年改正、以下「目録」と略称）の規定によれば、広告業は外商投資禁止類ではなく、許容類に属します。「外商投資広告企業管理規定」（2008年10月1日より実施）の規定によれば、外資企業、中外合弁企業および中外合作企業は広告設計、制作および発表を含めた広告業務を営むことができます。

広告企業に投資する投資者に関する要求

「外商投資広告企業管理規定」によれば、中外共同経営広告企業、外資広告企業を設立するに際しては、関係法律、法規に定めている条件のほかに、以下の条件も備えなければなりません。

1. 中外共同経営広告企業（合弁、合作を含む）
 - (1) 共同経営者のいずれも広告業務を営む企業でなければならない。
 - (2) 共同経営者のいずれも設立後2年以上運営していなければならない。
 - (3) 広告経営業績がある。

工商総局、商務部は2006年に共同で「外国投資者が株式買取により外資広告企業を設立する件に関する通知」（以下、「通知」と略称）を公布しました。通知の規定によれば、外国投資者は国内広告企業の一部株式を買い取って中外共同経営広告企業を、国内広告企業の全部株式を買い取って外資広告企業を設立することができます。外国投資者が株式買取により設立した外資広告企業の中国および外国投資者も、上述した要件を満足しなければなりません。しかし、買い取られた国内広告企業で広告業務を既に2年以上経営しているものについては、当該国内広告企業の元の中国投資者が上述した条件に制限されることなく、その株主地位を継続に保留することができます。

2. 外資広告企業
 - (1) 投資者が広告業務を主として営む企業でなければならない（広告経営収入が総経営収入の50%以上を占めていなければならない）

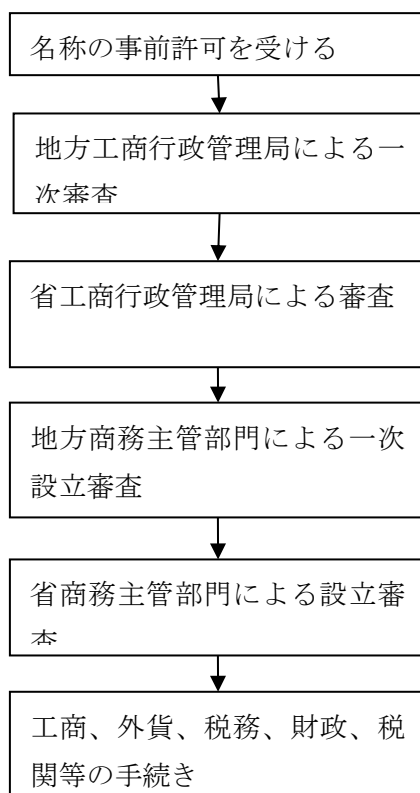
(2) 投資者が設立後3年以上運営していなければならない。

Q： 具体的な審査許可手続きは。

A： 外国人が広告業に投資するには工商行政管理部門の事前審査を受けなければなりません。企業の設立に要する全部審査期間は約5カ月となります。

1. 中外共同経営広告企業（合弁、合作を含む）の設立

(1) 具体的な審査許可手続きは以下の図のとおりである。



(2) 中国側の主要共同経営者が地方工商管理部門に提出する資料は主に以下のとおりである。

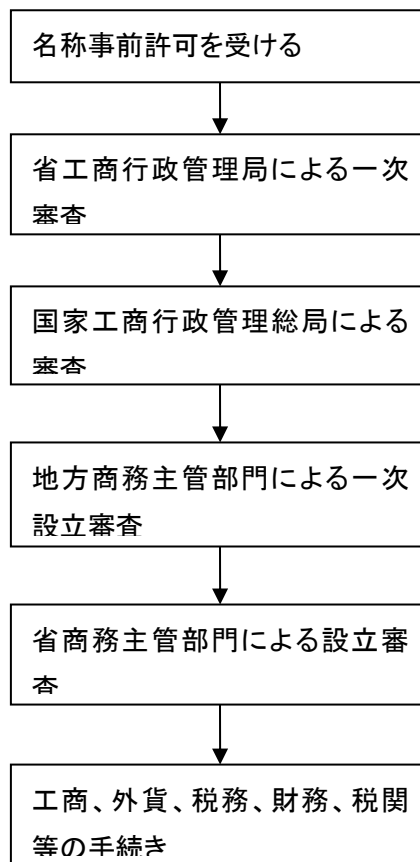
- ① 中外共同経営広告企業の設立申請書
- ② 企業名称事前許可通知書
- ③ 共同経営者株主会（董事会）決議
- ④ 中外共同経営広告企業の事業意見書および各経営者により共同で編集した

実行可能性にする研究報告

- ⑤ 各共同経営者の登記証明（外国投資者の登記証明は大使館、領事館の公証認証が必要である）
 - ⑥ 各共同経営者の信用証明
 - ⑦ 広告経営収入のあることを証明できる各経営者の連続2年間の監査報告（外国語の場合は認可された翻訳会社の訳文を提出する）
 - ⑧ 広告管理制度
- (3) 中国側の主要共同経営者が地方商務管理部門に提出する資料は主に以下のとおりである。
- ① 「外商投資広告企業事業審査意見書」
 - ② 外資広告企業を設立するための契約、定款
 - ③ 事業実行可能性に関する研究報告
 - ④ 各共同経営者の登記証明（外国投資者の登記証明は大使館、領事館の公証認証が必要である）
 - ⑤ 各共同経営者の信用証明（外国語の場合は認可された翻訳会社の訳文を提出する）
 - ⑥ 企業名称に関する事前許可通知書
 - ⑦ 共同経営企業の董事会名簿および各董事の任命書
 - ⑧ 法定代表人の身分証明書（写し）

2. 外資広告企業の設立

- (1) 具体的な審査許可手続きは以下の図のとおりです。



(2) 投資者が地方工商管理部門に提出する資料は主に以下のとおりである。

- ① 外資広告企業の設立申請書
- ② 投資者株主会（董事会）決議
- ③ 投資者の編集した事業意見書および実行可能性研究報告
- ④ 投資者の登記証明（大使館、領事館の公証認証が必要）
- ⑤ 投資者の信用証明（認可された翻訳会社の訳文が必要）
- ⑥ 広告経営収入が総経営収入の50%以上を占めることを証明できる投資者の連続3年の監査報告（外国語の場合は認可された翻訳会社の訳文を提出する）
- ⑦ 企業名称事前許可通知書

(3) 投資者が地方商務主管部門に提出する資料は主に以下のとおりである。

- ① 外資広告企業の設立申請書
- ② 「外資広告企業事業審査修訂意見書」
- ③ 投資者の編集した事業意見書および実行可能性に関する研究報告
- ④ 投資者の登記証明（大使館、領事館の公証認証が必要）
- ⑤ 投資者の信用証明（認可された翻訳会社の訳文が必要）
- ⑥ 外資広告企業の設立のための定款
- ⑦ 法定代表人の身分証明書（写し）

Q： ほかに注意したほうがいい事項はありますか。

A： 以下の点に注意する必要があります。

1. 外資広告企業が支社の設立を申請する場合、以下の条件が必要です。
 - (1) 資本金が全額払い込まれていること
 - (2) 年間広告営業額が 2000 万元以上であること
2. 外資広告企業を設立した後、以下のいずれかを行う場合、工商行政管理局に事前審査許可を受け、企業変更登記を行わなければなりません。
 - (1) 共同経営者の変更または株式の譲渡
 - (2) 広告経営範囲の変更
 - (3) 資本金の変更
3. 一般的に言えば、外商投資広告企業の経営範囲は以下のように記載されます。

「国内外の各種の広告を設計、制作、発表、代理し、関連コンサルティングサービスを提供する（行政許可がある場合許可証に従い経営する）。」実務では、外資企業では必要により広告業に関連する経営内容を入れており、「企画サービス、広報コンサルティングおよび商業コンサルティングサービス」、「マルチメディア領域内の技術開発、譲渡、コンサルティング、サービス」等の記載が多くなっています。

政府の関連窓口

1. 国家工商行政管理総局：<http://www.saic.gov.cn/>

窓口：広告監督管理司

電話：+86-10-88650000

住所：中国北京市西城区三里河東路 8 号

2. 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>

窓口：外資司サービス貿易処

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：中国北京市東長安街 2 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外国投資者が株式買取により外資広告企業を設立する件に関する通知』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200607/20060702588853.html>
3. 『外商投資広告企業管理規定』：
http://gkml.saic.gov.cn/auto3743/auto3753/200809/t20080922_112598.htm

37. サービス業（不動産管理サービス企業）

Q：中国で不動産管理サービス企業を設立したいと考えていますが、投資についてどのような規定がありますか？

A：外国投資者による不動産管理サービス企業の設立には、以下の条件があります。

「外商投資産業指導目録」（2011年版）では、不動産管理サービス企業は禁止類ではなく、許可類に属します。同時に、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国外資企業法」、「不動産管理サービス企業資格管理弁法」等法令の定めにより、中国国内企業、外国企業およびその他の経済組織または個人は、独資、合弁、合作の形式で、不動産管理サービス会社を設立することができるとされています。

不動産管理会社の資格は三等級に分けられ、それぞれの設立条件は下記図表のとおりです。

	一級不動産管理サービス企業	二級不動産管理サービス企業	三級不動産管理サービス企業
業務範囲	すべての不動産管理サービス業務を行うことができる。	30 平方メートル以下の住宅業務と 8 万平方メートル以下の非住宅業務を行うことができる。	20 平方メートル以下の住宅業務と 5 万平方メートル以下の非住宅業務を行うことができる。
登録資本	500 万元以上	300 万元以上	50 万元以上
従業員に対する要求	不動産管理専門家および工学、管理、経済等専門分野の専任管理者と技術者が 30 人以上であること。	不動産管理専門家および工学、管理、経済等専門分野の専任管理者と技術者が 20 人以上であること。うち、中級職階を有する者	不動産管理専門家および工学、管理、経済等専門分野の専任管理者と技術者が 10 人以上であること。うち、中級職階を有する者

	<p>ること。うち、中級職階を有する者が20人以上であり、工程、財務等の責任者には相応する中級以上の職階があること。不動産管理専攻者が国家職業資格証書を取得していること。</p>	<p>ち、中級職階が有する者が10人以上であり、工程、財務等の責任者に相応する中級以上の職階があること。不動産管理専攻者が国家職業資格証書を取得していること。</p>	<p>が5人以上であり、工程、財務等の責任者に相応する中級以上の職階があること。不動産管理専攻者が国家職業資格証書を取得していること。</p>
--	---	---	---

Q：設立審査手続きは具体的にはどのようなものですか。

A：外国投資者が不動産管理サービス企業を設立するうえでの審査手続は次のとおりです（上海を例に取り上げます）。

1. 外国投資者は商務部門の審査を受けなければ不動産管理サービス企業を設立することができません。管轄権のある商務部門は外国投資者からの審査申請を受理した日より8日以内に許可するか否かを決定し、許可する場合には、「外商投資企業許可証書」を授与し、許可しない場合には書面で不許可となる理由を説明しなければなりません。
2. 工商登記、外貨、税務、財政、税関等、後続手続。

外国投資者が不動産管理サービス企業を設立するには、商務部に対して下記の書類を提出しなければなりません。

- (1) 法律文書送達授權委託書プロジェクト申請書。
- (2) 工商行政管理部門が発行する「企業名称許可通知書」（コピー）。
- (3) 投資者の授權代表の署名がある設立定企業についての契約書、定款（独資会社は定款のみ提出）。

- (4) 公証・認証された出資者に関する資格証明（投資者が会社である場合、会社登記簿謄本を提出）または身分証明（投資者は個人である場合、パスポート等を提出）および中国語翻訳。
- (5) 外国銀行が発行する投資者に関する信用証明および中国語翻訳。
- (6) 中国国内投資者の営業免許証（コピー）および中国国内銀行が発行する信用証明。
- (7) 各投資者の授権代表者の身分証明（コピー）。
- (8) 各投資者が作成した設立予定企業の董事会（執行董事）と監査役会（監査役）名簿と委任状、および上記者の身分証明（コピー）。
- (9) 使用する予定の土地・場所に関する使用許可または賃貸契約書、賃貸の場合は賃借人の権利証（コピー）も提出。
- (10) 国有資産管理部門が発行する許可書類または届出書類（国有資産と関連のあるプロジェクトは国有資産関連法令に基づく書類を提出する）。
- (11) 代行業者に委任して手続を申請する場合、代行協議書と代行業者の営業免許証（コピー）を提出する。
- (12) 事業主と締結する不動産管理サービス協議書正本。
- (13) 審査機関が定めるその他の書類。

Q：審査手続きには具体的にどのようなものがありますか？

A：外国投資者による不動産管理サービス企業の資格申請手続は下記のとおりです。

1. 資格審査認可に関する所管部門

国レベルの建設部は一級不動産管理サービス企業の資格に関して審査認可する権限があり、資格証書の授与と管理を行います。省レベルの建設部門は二級不動産管理サービス企業の資格に関して審査認可する権限があり、資格証書の授与と管理を行います。直轄市の不動産管理部門は二、三級の不動産管理サービス企業の資格に関して審査認可する権限があり、資格証書の授与と管理を行います。区を設置する市の不動産管理部門は三級不動産管理サービス企業の資格に関して審査認可する権限があり、資格証書の授与と管理を行います。

2. 資格審査認可に要する時間

資格審査認可の所管部門は、申請を受理した日より 20 日以内に、資格条件に達した企業に対し、それぞれの級に応じ「資格証書」を授与します。ただし、一級資格の審査認可を受ける前に、省・自治区レベルの建設所管部門或は直轄市の不動産管理部門が、20 営業日以内に申請企業に対して資格審査を行なわなければなりません。

3. 資格審査認可のプロセス

新規設立する不動産管理サービス企業は、営業免許証の交付日から 30 日以内に、会社登録地にある不動産所管部門に下記書類を提出して資格の授与を申請します（新規設立する不動産管理サービス企業の資格期限を一年と暫定し、一年が満了した後、新たに当該会社の資格に対して査定します）。

- (1) 営業免許証。
- (2) 定款。
- (3) 出資検証証明。
- (4) 法定代表者身分証明。
- (5) 不動産管理者専業者の職業資格証書と労働契約書および管理者と技術者の職階証書と労働契約書。

Q：その他に、何か注意すべきことはありますか。

A：以下のことに注意すべきです。

1. 不動産管理サービス企業の経営範囲は、通常、「不動産管理とサービス」と記載されますが、サービス内容を明記したうえ、経営範囲を「建物および付帯施設・設備の修理、メンテナンス、管理、不動産管理区域の環境衛生と秩序の維持等」とすることが出来ます。
2. 外国投資者が三級不動産管理サービス企業を設立する登録資本は 50 万元を下回ることができません。ただし、最低登録資本に関して上記金額より高い金額を定める地域があれば、その地域の最低登録資本の規定に従います（上海を例にとると、外国投資者が上海各区で三級不動産管理サービス企業を設立するには、登録資本金は

最低 14 万ドルです。)

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
窓口：外資司サービス貿易処
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：中国北京市東長安街 2 号
2. 上海市商務委員会：<http://www.scofcom.gov.cn/>
上海外資オンラインシステム：<http://wz.investment.gov.cn/SFI/#>
窓口：上海市商務委外国投資管理処
電話：021-52881450
住所：上海崑山関路 55 号新虹橋ビル
3. 上海市工商行政管理局：<http://www.sgs.gov.cn/shaic/>
窓口：上海市工商行政管理局外資企業登録処
電話：021-64220000
住所：上海市肇嘉浜路 301 号 411 室

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『中華人民共和国外資企業法』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_69774.htm
3. 『中華人民共和国会社法』：
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-10/28/content_85478.htm
4. 『不動産管理条例』：
http://www.gov.cn/flfg/2007-08/31/content_733267.htm
5. 『不動産管理サービス企業資格管理弁法』：
http://www.gov.cn/flfg/2007-12/27/content_845202.htm

38. ショッピングモール建設プロジェクト

Q：中国でショッピングモールを建設するにはどのような規定がありますか。

A：外資系ショッピングモールは、自主建設または地所購入後に行う販売スペースの管理、カウンター賃貸などに従事する総合的な運営機関であると理解されます。運営プロセスにおいては、主としてテナントからカウンターの賃貸料および管理費を受け取る方法で経営されます。2011年版の『外商投資産業指導目録』によれば、当該業態は許可類に属しています。しかし、ショッピングモールの建設は、建築物の開発、家屋賃貸など不動産経営範囲にかかわり、不動産開発プロジェクトと見なされることから、外資系不動産企業を設立しない限り、経営することができないとされています。

中国における不動産企業の設立には厳しい要求があります。主な規定には『都市不動産開発経営管理条例』、『不動産市場の外資参入および管理の規範化に関する意見』、『不動産市場の外資参入および管理の規範化に関する意見』の貫徹実行に関する問題に関する商務部弁公庁の通知』、『外商直接投資による不動産業の審査認可および監督管理の一層の強化と規範化に関する通知』などが含まれます。また、資本金については、不動産開発企業の最低資本金が100万人民元となっており、その他業種の投資と同じように、地方商務委員会が審査許可を行うに際しては、資本金がその経営規模に適應することが要求されます。したがって、投資者が資本金を確定するときは、通常、プロジェクトに実際に投入された資金に基づき、金額が確定されます。実際に投入された資金は、土地譲渡金または直接購入する物件の費用、建築コスト、人員コスト、後続の投資規模などの費用が含まれています。通常、ショッピングモールは都市またはその周辺地域で建設されることから、その地価のみは、一般的に100万人民元を大きく上回ることが可能です。

外資による不動産企業への出資は、その他許可類のプロジェクトにおける出資と比べると、以下の2点において、際立った特徴があります。

1. 不動産企業の設立を申請する場合は、事前に土地使用权、不動産建築物所有権を取得しなければならないか、または土地管理機関、土地開発業者もしくは不動産建築物保有者と、土地使用权または不動産権の譲渡／購入について譲渡予約／購買契約を締結していなければなりません。上記の要求を満足しなければ、政府機関は許可を与えません。即ち、プロジェクト初期において、新会社がまだ設立されていないため、親会社の名義で土地競売に参加するか、または物件譲渡契約を締結しなければなりません。
2. 外資系不動産企業は、プロジェクトに対応する企業が設立していることが原則となります。すなわち、投資者は、各プロジェクトに応じ独立企業を設ける必要があるのです。会社を設立した後、各地で子会社を設立する方法を用い、運営するといった方法をとることはできません。例えば、企業が上海政府および北京政府とそれぞれ一つのショッピングモールプロジェクトを確定する場合は、その企業は上海で本社を設立し、北京で上海現地法人の支店を設立し、北京のショッピングモールを運営するというのではなく、上海と北京でそれぞれ2つの独立企業を設立し、2つの企業によりそれぞれショッピングモールプロジェクトを運営する必要があります。これは、外資系不動産企業が一般的な外資系企業と明らかに異なる点です。

Q：具体的な審査許可手続きはどのようなものですか。

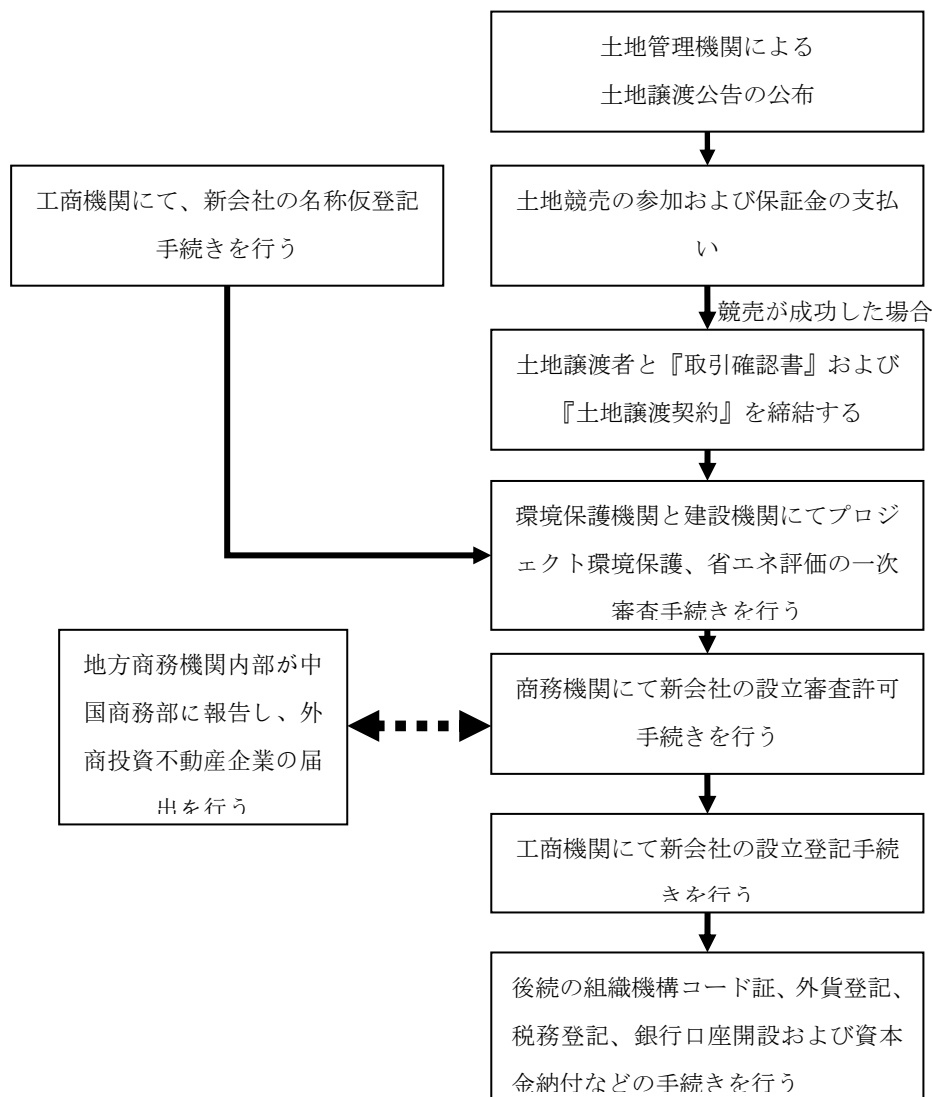
A：不動産企業の設立手順は比較的複雑です。上述のとおり、まず日本の親会社の名義で土地使用权、不動産建築物所有権を取得するか、または規定どおりに譲渡協議／購入契約を締結しなければなりません。関連する土地使用权、または不動産建築物所有権の帰属証明を取得しない限り、申請手続を開始することができません。また、大部分の状況では、ショッピング・モール・プロジェクトについて、現地の環境保護機関および建設機関に環境影響評価の審査意見および省エネ評価の審査意見を申請する必要があるため、設立手順に時間がかかります。営業許可書の取得までは、通常6-8カ月がかかり、時にはそれ以上かかる場合もあります。

政府に外資系不動産企業の設立を申請する場合、投資者はまず発展改革機関にプロジェクトの許可申請をしなければなりません。その際、許可類の外商投資プロジェクトの

投資総額が1億ドル以上の場合は、国家発展改革委員会が許可を行い、その他のプロジェクトについては、地方発展改革機関が許可を行います。

建設プロジェクトについていえば、発展改革機関からの許可を取得した後、外国投資者は権限のある商務主管部門にて直接、審査許可手続きを行うことができます。その際、許可類の外商投資プロジェクトの投資総額が3億ドル以上の場合は、国家商務機関により審査許可および管理を行い、その他のプロジェクトについて、地方商務機関により審査許可および管理を行います。商務主管部門からの許可を取得した後、引き続き不動産企業後続の審査許可および登記手続きを行います。

外国投資者がショッピングモールに投資する際の物件の取得方法が比較的複雑であることから、下図では、政府機関から土地使用権を取得した後、自ら建物の建設に当たる例を挙げて、全体的な手続きを説明します。



Q：これ以外に、何か注意が必要なことはありますか。

A：外資系ショッピングモールを設立する場合は、以下の3点に注意が必要です。

1. 通常、外資系不動産企業の経営期間は40年を超えませんが、建設プロジェクトの土地使用权は、一般には40年を超えることから、実務においては、外資系不動産企業は、経営期間を延長することを通じ、実際の経営期間が40年を超えるように対応しています。
2. 外資系不動産企業の投資総額に対する要求は、一般の外資系企業の投資総額と同じではありません。『不動産市場の外資参入および管理の規範化に関する意見』の貫

徹実行についての問題に関する商務部弁公庁の通知』によれば、外資系不動産企業の投資総額が1,000万ドル（1,000万ドルを含む）以上の場合、ならびに投資総額が300万ドルを超え1,000万ドルに満たない場合、その資本金は投資総額の50%を下回ってはなりません。投資総額が300万ドル以下（300万ドルを含む）の場合、その資本金は投資総額の70%を下回ってはなりません。

3. 『外商直接投資による不動産業の審査認可及び監督管理をより一層強化し、および規範化することに関する通知』によれば、不動産企業は許可された経営範囲の枠内で業務を行うことが要求されています。本条の規定によれば、審査許可機関は、通常、外資系不動産企業について、商品の卸売りと小売りが含まれるその他経営範囲の追加申請を認可しません。したがって、実務においては、不動産企業を設立し、ショッピングモールの開発建設を完了させた後、通常、商業管理会社を別途設立し、ショッピングモールの具体的な運営を行うこととなります。当該商業管理会社の性質は商業企業であり、その経営範囲は、通常、商品の卸売り、小売り、輸出入およびカウンター賃貸が含まれます。

しかし、当該カウンター賃貸の経営範囲は、厳格に言えば、不動産の経営プロジェクトに属しているため、投資者には、その投資規模について政府機関と意思疎通を事前に図り、政府機関からの認可を得た後で実行するようにお勧めします。このほど把握した情報によれば、ショッピングモール建設のプロジェクトでは、大部分の地域において、政府機関は後に設立された商業管理会社での上記経営範囲の追加を認可しています。なお、商業企業の設立については、『商業企業』をご参照ください。

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『外商直接投資による不動産業の審査認可及び監督管理をより一層強化し、および規範化することに関する通知』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200707/20070704900232.html>

3. 『都市不動産開発経営管理条例』：
http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/xzfg/200611/t20061101_158930.html
4. 『不動産市場の外資参入および管理の規範化に関する意見』：
http://www.gov.cn/jrzg/2006-07/24/content_344172.htm
5. 『「不動産市場の外資参入および管理の規範化に関する意見」の貫徹実行に関する問題に関する商務部弁公庁の通知』：
<http://info.nanning.gov.cn/n1066/n41733/n71629/n71737/n83030/4051149.html>
6. 『中外合資経営企業の登録資本金と投資総額の比率に対する暫定執行規定』：
http://www.bjhd.gov.cn/zf/fgwj/qswj/200709/t20070925_1883.htm
7. 『外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content_64246.htm
8. 『外商投資審査認可権限の委譲に係る問題についての通知』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-07/18/content_15884.htm
9. 『中華人民共和国外資企業法実施細則』：
http://www.sdpc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzcqy/t20050715_36943.htm

39. 医療機関

Q：中国で医療機関を設立したいのですが、どのような規定がありますか。

A：『医療機関管理条例』および『医療機関管理条例実施細則』によれば、中国の医療機関とは、病気診断、治療活動に従事する病院、衛生院、療養所、外来診療部門、診療所、衛生所（室）および救急ステーションなどを指します。

「社会資本による医療機構設立のさらなる奨励・誘致に関する意見」（国弁発[2010]58号）で確かに徐々に外国資本による医療機構設立の試行を開放することが明確に打ち出されており、同時に、2011年に公布された「外商投資産業指導目録」（国家発展改革委員会、商務部令第12号）でも外国資本による医療機構の設立を許可類プロジェクトに修正されたことから、法律上から見て、外国投資者は中国で医療機関を設立できるようになりました。しかし、「社会資本による医療機構設立のさらなる奨励・誘致に関する意見」（国弁発[2010]58号）は指導意見に過ぎず、現状下の実施弁法は「中外合弁合作医療機関管理暫定弁法」（衛生部、外経貿部[2000]第11号）しかなく、外国資本による独资医療機構設立についての具体的な実施弁法が公布されていないため、外国資本による独资医療機構設立の申請を受けても、審査認可を担当する政府部門は具体的な審査認可方法が明確でないため、審査手続きを見合わせるようになります。

Q：中国で外資の医療機関を設立する場合、どのような条件がありますか。

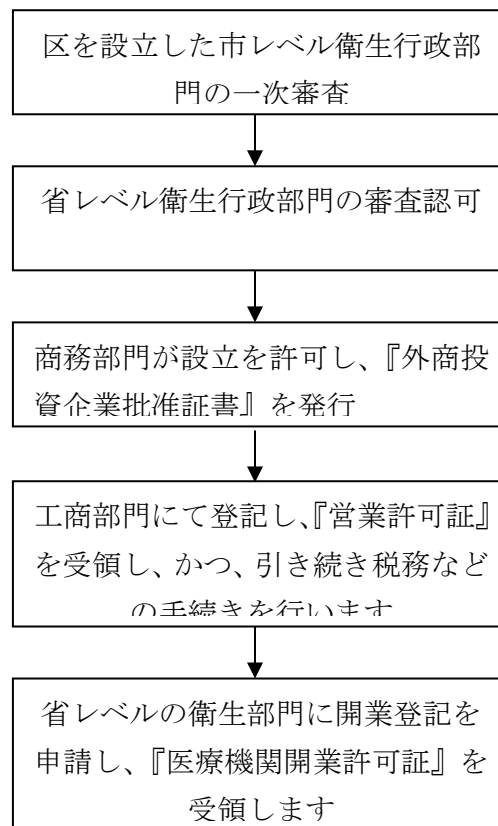
A：現在、外国からの投資者は、通常、『中外合弁合作医療機関管理暫定弁法』（衛生部、外経貿部[2000]第11号）の規定に従い、中外合弁、中外共同経営（合作）の医療機関しか設立することができません。中外合弁、中外共同経営（合作）形態の医療機関を設立する場合は、下記の条件に合致しなければなりません。

1. 中外合弁、中外共同経営（合作）の双方は、医療衛生の投資および管理に直接にまたは間接に従事する経験を備え、かつ次に掲げるいずれかの要求に合致しなければなりません。

- 1) 国際的に先進的な医療機関の管理経験、管理モデルおよびサービスモデルを提供できること。
- 2) 国際的にトップレベルの医学技術および設備を提供できること。
- 3) 現地の医療サービス能力、医療技術、資金および医療施設の不備を補足または改善できること。
2. 独立法人でなければならないこと。
3. 投資総額は2,000万人民元を下回らないこと。
4. 中外合弁、中外共同経営（合作）の中国側投資者は、中外合弁、中外共同経営合作に占める持分割合または権益が30%を下回らないこと。
5. 中外合弁、中外共同経営（合作）の期間が20年を超えないこと。
6. 省レベル以上の衛生行政部門が規定したその他の条件。

Q：中国で外資系医療機関を設立する場合は、具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：中国で中外合弁、中外共同経営（合作）の医療機関を設立する場合は、その具体的な審査手順は下図のとおりです。



なお、衛生部門は、病院現場、設備、人員などの条件が現地における相応レベルの病院に対する要求および基準に合致するかどうかを審査するため、大部分の医療機関は設立に1年以上かかっています。

Q：他に何か注意すべきことはありますか。

A：上記内容のほか、以下の3点に注意する必要があります。

1. 実務において、各地方は、所轄内の医療機関の数、等級に対し、相応の計画・審査を行っています。同類の医療機関の数が当該地域に多すぎる場合は、条件に合致しても、衛生管理部門からの許可を取得することができません。例えば、上海市静安区において、現在、医療機関の数が飽和状態に達したことから、外国投資の医療機関が当該地域で設立しようとする場合は、衛生管理部門から許可を取得するのは非常に困難であるというのが実情です。

2. 『「台湾サービス提供者による大陸における独資病院の設立管理暫定弁法」の印刷配布に関する通知』（衛医政発）[2010] 110 号）によれば、2011 年 1 月 1 日より、台湾のサービス提供者は、中国大陸の上海市、江蘇省、福建省、広東省および海南省で独資病院を設立することができます。また、『香港およびマカオのサービス提供者による中国国内における医療機関の設立問題に関する通知』（衛医政発[2012]72 号）によれば、2013 年 1 月 1 日より、香港およびマカオのサービス提供者は、中国国内で独資の医療機関を設立することができるようになっています。したがって、外資独資が医療機関を設立するうえでは、なおも法的根拠が不十分であるのが実情ですが、香港、マカオおよび台湾のサービス提供者はすでに規定に従い、中国大陸で独資での医療機関を先立って設立することができるようになっています。
3. 『社会資本による医療機関設立のさらなる奨励・誘致に関する意見』（国弁発[2010]58 号）によれば、中国は、外資による中国における医療機関の設立を奨励しているため、将来的には、外国からの投資者が中国で独資の医療機関を設立することが可能になるものと思われま。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司服务貿易處
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：中国北京东长安街 2 号
2. 衛生部：<http://www.moh.gov.cn/>
電話：+86-10-68792114
住所：中国北京市西城区西直門外南路 1 号

参考法規

1. 『医療機関管理条例』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/01/content_19113.htm

2. 『医療機関管理条例実施細則』：
<http://www.moh.gov.cn/mohylfwjgs/s3572/200804/18303.shtml>
3. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
4. 『中外合弁合作医療機関管理暫定弁法』
<http://www.moh.gov.cn/mohyzs/s3576/200804/29500.shtml>
5. 『中外合弁合作医療機関管理暫定弁法』の補充規定：
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2008-01/22/content_864997.htm
6. 『中外合弁合作医療機関管理暫定弁法』の補充規定二：
http://www.gov.cn/flfg/2009-01/14/content_1205285.htm
7. 『社会資本による医療機構設立の更なる奨励・誘致に関する意見』：
http://www.gov.cn/zwgk/2010-12/03/content_1759091.htm
8. 『中外合弁合作医療機関に対する審査認可権限の調整に関する衛生部の通知』：
http://www.gov.cn/gzdt/2011-02/09/content_1800317.htm
9. 『香港およびマカオサービス提供者による中国国内における医療機関の設立問題にする通知』：
<http://www.moh.gov.cn/mohyzs/s3578/201212/57175dfe0cb24d0ba7ec7ab0fd46795a.shtml>
[↓](#)
10. 『「台湾サービス提供者による大陸における独資病院の設立管理暫定弁法」の印刷配布に関する通知』：
http://www.gov.cn/zwgk/2010-12/29/content_1775272.htm

40. マッサージ業

Q：中国でマッサージ店を開きたいと思いますが、どのような規定がありますか。

A：2011年版『外商投資産業指導目録』によれば、マッサージ業は外商投資許可類に属しており、外国投資者による中国でのマッサージ店開業は許可されています。マッサージ店の登録資本金についても制限が設けられておらず、自身の経営規模に合致すればよいこととなります。ただし、マッサージ業は公共の場での衛生管理にかかわるため、これに対しては、中国政府による特別管理要求がいくつかあります。主なものは、以下のとおりです。

1. 一部のマッサージ店については、一般の外資企業の設立手続きのほか、事前に「公共場所衛生許可証」を申請しなければなりません。

一般的には、不特定多数の顧客にサービスを提供することから、マッサージ店は公共の場に属し、設立する前は衛生部門に「公共場所衛生許可証」を申請しなければなりません。公共場所衛生許可証の有効期間は4年であり、2年ごとに再審査されます。

しかし、『公共場所衛生管理条例』（国発[1987]24号）、『公共場所衛生管理条例実施細則』（衛生部令第80号）および一部地方政府の規定では、公共の浴室または足浴等の事業を営む場合である限り、「公共場所衛生許可証」が必要になるとされています。

従って、仮に顧客に提供するのが単なるマッサージサービスであり、公共の入浴場所の提供および足浴サービスが経営項目にないということであれば、一部の中国地方衛生部門は「公共場所衛生許可証」の手続を要求しません。この場合、外国投資者は当地の商務部門に設立を直接申請することができます。

2. 従業員は健康証を取得しなければ勤務できません。

『公共場所衛生管理条例』および『公共場所衛生管理事例実施細則』の規定によれば、公共の場の経営者は従業員の年次健康診査を行わなければならない、従業員は

有効な健康合格証明を取得していなければ勤務できません。

ゆえに、マッサージ店が「公共場所衛生許可証」の範囲に入るかはさておき、公共の場としてのマッサージ店でマッサージサービスを提供する従業員は健康証を取得しなければなりません。健康証は、一般に当地の疾病コントロールセンターが委託する病院に申請し、健康診断後、1週間ほどで取得することができます。

3. もしマッサージ店で顧客を宿泊させる場合があれば、「特殊業界許可証」を申請、取得しなければなりません。

『公安部・旅客の宿泊に対応する入浴企業が旅館業として治安管理を行うことに関する回答』（公治[2000]089号）および各地の入浴、マッサージ場所が旅客宿泊の対応に関する規定によれば、もしマッサージ店が顧客を宿泊させる場合、『旅館業治安管理法』（1987年11月10日に公安部により公布）および各地の実施細則に基づき、公安機関に『特殊業界許可証』を申請し、規定によって顧客の身分証明書を登記および検査し、旅客財物保管等の管理制度を確立しなければなりません。

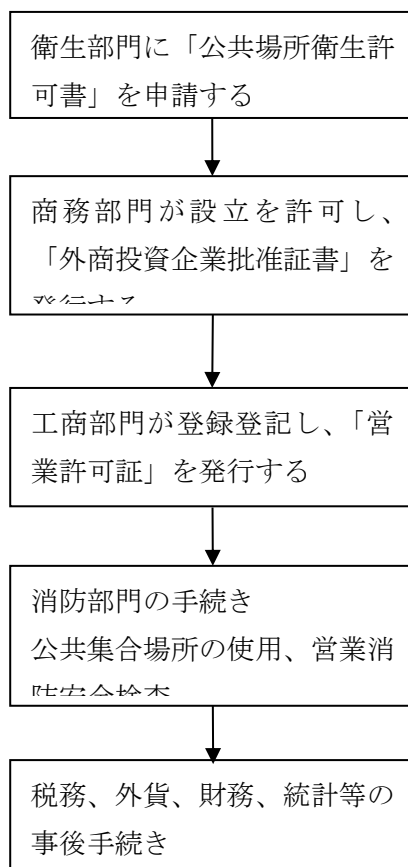
4. マッサージ店は医療活動に従事してはなりません。

『衛生部、国家中医薬管理局・漢方医整体マッサージ等の活動を管理する際の関連問題に関する通知』（国中医薬発[2005]45号）の規定によれば、非医療機関は整体、マッサージ、刮痧（クアシャ、かつさ）、カップリング療法等の活動を実施するに当たり、機関名称および事業紹介する際に「漢方医」、「医療」、「治療」および疾病名称等医療専門用語の使用、治療作用を宣伝してはなりません。疾病の治療を目的とし、疾病診断の上、漢方医理論および診療規範に従い整体、マッサージ、刮痧、カップリング療法等を実施することは医療活動に該当し、医療機関外、すなわち非医療機関で実施してはならないこととなっています。

Q: 外資マッサージ店を設立するに当たっての、政府の審査手続きはどのようになっていますか。

A: 一部の地域では、政府審査手続きが始まる前に、マッサージ店が都市計画に合致す

るか否かを審査することがあります。すなわち一部の地方政府はマッサージ店の所轄地域での数量についてある程度制御しており、一定数量を超えた場合、許可をしなくなります。この点を注意しなければなりません。なお、外資マッサージ店を設立するにあたり、政府の審査手続きは以下のとお外国銀行の分支機構りです。



参考法規

1. 『公共場所衛生管理条例』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/01/content_19033.htm
2. 『公共場所衛生管理条例实施细则』：
http://www.gov.cn/flfg/2011-03/22/content_1829432.htm
3. 『予防性健康検査管理弁法』：
<http://www.jdzx.net.cn/article/402881e40c5730e0010c5dfec8ac002a/2009/3/402881e40c5730e0010c917bd22200a8.html>

4. 『公安部・公安部・旅客の宿泊に対応する入浴企業による旅館業としての治安管理に関する回答』：
<http://www.lnga.gov.cn/orderPolicy/policyDetail.php?id=112>
5. 『旅館業治安管理条例』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860754.htm
6. 『卫生部、国家中医药管理局・漢方医整体マッサージ等の活動を管理する際の関連問題に関する通知』：
<http://www.satcm.gov.cn/web2010/zhengwugongkai/zhengcefagui/falvfagui/guizhang/2010-10-07/9325.html>
7. 『消防監督検査規定』：
http://www.gov.cn/flfg/2009-05/04/content_1303954.htm
8. 『中華人民共和国消防法』：
http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm

41. 建設工事設計業

Q：中国で建設工事会社を設立したいのですが、投資についての規定を教えてください。

A：「工事設計資質標準」、「外資建設工事設計企業管理規定」、「建設工事実施調査設計資質管理規定」および「外資建設工事設計企業管理規定実施細則」に基づき、建設工事設計業への出資にあたっては、下記の条件を満たさなければなりません。

1. 登録資本金について

外資建設工事設計企業の登録資本金は、その資格や分類により、下記の条件を満たさなければなりません。（詳細は、下表を参照）

工事設計総合資質を有する企業の場合	工事設計業種資質を有する企業の場合	工事設計専門資質を有する企業の場合
甲級：6000万	甲級：600万	甲級：300万
	乙級：300万	乙級：100万
	丙級：100万	丙級：50万
		丁級：5万

(1) 工事設計総合資質

工事設計総合資質とは、21の業種にわたる設計（石炭業、核工事業、建築業等が含まれます。詳細については「工事設計資質基準」を参照）を請負うことができる資質をいいます。

(2) 工事設計業種資質

工事設計業種資質とは、某業種を対象として業界資質基準中の全ての設計を請負うことができる資質をいいます。

(3) 工事設計専門資質

工事設計専門資質とは、某業界資質基準中の1専門の設計を請負うことができる資質をいいます。

(4) 工事設計総合資質には、甲級資質しか設けられていません。

工事設計業種資質と工事設計専門資質は、全ての 21 業種において甲級、乙級が設けられています。丙級資質は建築、市政公用、水利、電力（発電・変電に限られる）、農林、道路業種にのみ、また工事設計専門資質の丁級資質は、建築工事設計にのみ限られます。

2. 出資率について

中外合弁、中外合作企業の場合、中国側出資者の出資額は登録資本金の 25%以上でなければなりません。

3. 従業員について

外資独資の建設工事設計企業の場合、中国登録建築士、登録エンジニアの資格を取得した外国人従業員数は、それぞれ資質基準に規定される登録資格所有者数の 4 分の 1 を下回ってはなりません。また、関連専門設計経験を有する外国人従業員数は、資質基準に規定される中堅技術者総数の 4 分の 1 を下回ってはなりません。中外合弁、中外合作の建設工事設計企業の場合は、1/8 を下回ってはなりません。

4. 外資建設工事設計企業は、中国の国家安全、国家秘密等にかかわる特殊業種、専門分野または専門工事の設計資質を申請することはできません。

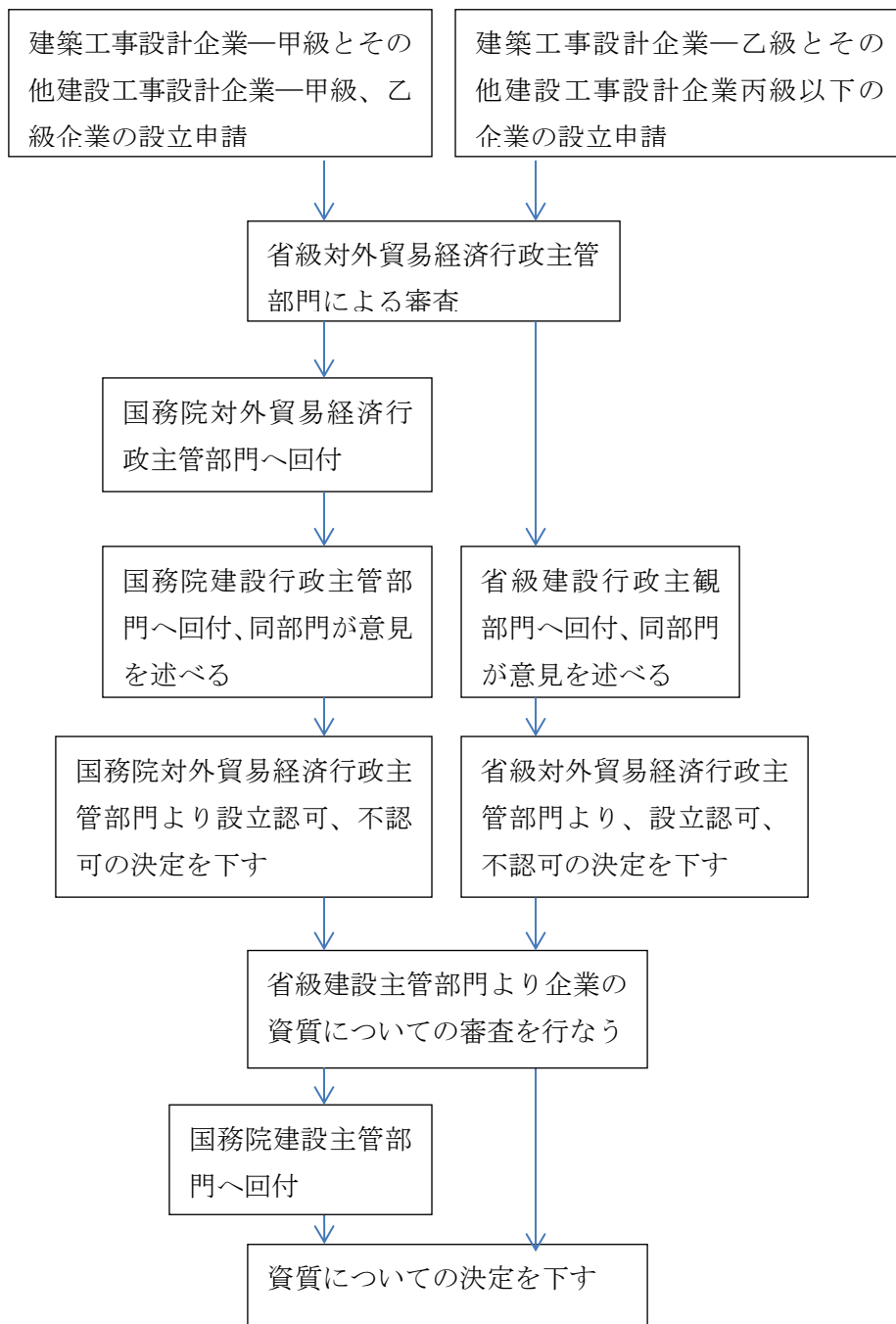
Q: 具体的にどのような許認可手続きが必要でしょうか。

A: 「外資建設工事設計企業管理規定」、「外資建設工事設計企業管理規定実施細則」に基づき、外資建設工事設計企業の設立と資質の申請と認可については、分類、分級管理を実施しています。異なる種類、級別の工事設計によって、所管官庁も異なります（詳細は、下表を参照）

類別	設立認可部門	資質認可部門
建築工事設計企業—甲級	国务院对外貿易經濟 行政主管部門	国务院建設行政主管部門
その他建設工事設計企業 —甲、乙級		
建築工事設計企業—乙級	省、自治区、直轄市人 民政府对外貿易經濟 行政主管部門	省、自治区、直轄市人民政府建設 行政主管部門
その他建設工事設計企業 —丙級以下の等級		

*その他建設工事設計企業とは、建築工事設計を除く他の 20 の建設工事設計企業を指します。

具体的な認可手続きは、下記のとおりです。



1. 外国投資家が企業設立を申請する場合は、対外貿易経済行政主管部門に下記の書類を提出しなければなりません。
 - (1) 外資建設工事設計企業設立申請書
 - (2) F/S 報告書
 - (3) 外資建設工事設計企業の契約と定款

- (4) 企業名事前承認通知書
 - (5) 出資者所在国または地域で建設工事設計事業に携わっていることの企業登記証明、銀行資本証明
 - (6) 出資者より派遣予定の董事長、董事会構成員、經理、工事技術責任者等の委任文書および証明文書
 - (7) 公認会計士または会計士事務所の監査を経た出資者の最近三年間の貸借対照表と損益計算書
2. 外国投資家が企業資質についての申請をする場合は、建設行政主管部門に下記の書類を提出しなければなりません。
- (1) 外資建設工事設計企業資質申請表
 - (2) 外資企業批准證書
 - (3) 企業法人営業許可証
 - (4) 外国側出資者が所在国または地域で建設工事設計に携わっていることの企業登記証明、銀行資本信用証明
 - (5) 外国側サービス提供者の所在国または地域における個人従業資格証明および個人、企業の建設工事設計分野での業績、信用証明
 - (6) 建設工事設計企業資質管理規定により提出を求められるその他の資料

Q：上記以外にも、留意すべき点がありますか？

A：

1. 外資建設工事設計企業において、外国側サービス提供者として中国で登録した建築師、工程師および中堅技術者は、各人の中華人民共和国国内での年間累計滞在期間が少なくとも6ヶ月を下回ってはなりません。
2. 「外資投資建設工事設計企業管理規定」の補足規定により、香港とマカオの服務提供者は、中国大陸で独資の形態で建設工事設計企業を設立することが認められています。

3. 「外資建設工事設計企業管理規定実施細則」により、外資建設工事設計企業が始めに工事設計資質を申請する場合、外国側出資者は、外国での2プロジェクト以上の工事設計完成業績の書類を提出することになりますが、少なくともそのうちの1プロジェクトの工事設計業績は、本人の所在国または地域で完成したものでなければなりません。資質の昇進申請をする場合は、工事設計資質を取得した後、中国国内または海外で完成した工事設計業績の書類を提出する必要がありますが、少なくともそのうちの2つの工事設計プロジェクトは、中国国内で行なったものでなければなりません。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875
住所：中国北京東長安街2号
2. 中華人民共和国住宅および都市建設部：<http://www.mohurd.gov.cn/>
窓口：建築市場監督司
電話：+86-10-58934114
住所：北京市海淀区三里河路9号

参考法規

1. 『外資建設工事設計企業管理規定』：
http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/jsbgz/200611/t20061101_159049.html
2. 『外資建設工事設計企業管理規定』の補足規定：
<http://www.sme.gov.cn/web/assembly/action/browsePage.do?channelID=30029&contentID=1122064418110>
3. 『建設工事実地調査設計資質管理規定』：

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-07/10/content_678764.htm

4. 『外資建設工事設計企業管理規定實施細則』：

http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/jsbwj_0/jsbwjjzsc/200701/t20070131_158838.html

5. 『工事設計資質基準』：

http://www.hengyang.gov.cn/main/gonggf/fwztc/1_234604/

42. ホテル業

Q：中国でホテル企業を設立したいのですが、投資面でどのような規定がありますか。

A：外国投資者は中国においてホテル業に従事することができます。国家発展改革委員会と商務部が2011年12月24日に共同で公布した『外商投資産業指導目録』によると、高級ホテルは制限類とされていますが、これ以外の種類は許可類にあたります。従って、ホテルの種類によって審査許可規制が異なりますが、以下に具体的な内容を説明します。

1. 一般のホテルを設立する場合、資本金、投資者経営資格などについて特殊な制限はなく、『会社法』、『外資企業法』などの関連法律規定に従うことになります。
2. 高級ホテルプロジェクト（実務では、高級ホテルの基準について明確な定めがありませんが、4つ星と5つ星ホテルは、基本的に高級ホテル範囲内に含まれます）は制限類にあたりますが、その具体的な制限措置や方法について、関連法律では統一した明確な規定がありません。審査許可の実務において、商務部門は、都市発展企画、高級ホテル数量制限などの要素を総合的に考慮し、発展改革委員会および工商部門と共に協議の上、許可するか否かについて確定します。
3. 投資方式については、関連する法律規定には制限が定められていないため、外国投資者は独資、合弁、共同経営（合作）などの方式でホテルを運営することができます。

Q：具体的な設立手続きはどのようなものですか。

A：

1. 外国投資者が審査許可権限を有する商務主管部門にホテル企業の設立に関する申請資料を提出した後、商務主管部門は関連規定に基づき認可の決定を下します。認可された場合、「外商投資企業批准証書」が交付されます。投資者は当該回答、批准証書を所持し、工商設立登記手続きを行い、法人営業許可書を受領します。
2. 投資者は設立審査手続きを申請する際、主に以下の書類を商務主管部門に提出する

こととなります。

- (1) 外資ホテル業の設立申請書（F/S 報告書は含まれます）。
 - (2) 投資者の授権代表者が署名捺印した契約書、定款。（独資企業の場合は定款のみとなります）。
 - (3) 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明または身分証明、中国語翻訳文書。
 - (4) 外国側投資者の銀行信用証明および中国語翻訳文書。
 - (5) 中国側投資者の主体資格証明および銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限ります）。
 - (6) 各投資者授権代表の身分証明。
 - (7) 経営予定のホテルの所有権証明または使用権証明文書。
 - (8) 環境保護部門が発行する企業環境影響評価文書または批准文書
 - (9) 名称仮登記通知書。
 - (10) その他審査機関が提出を求める書類。
3. 投資者は『外商投資企業批准証書』を受領し、引き続き工商、組織機構コード、税務、外貨などの手続きを行います。

Q:他に何か注意すべきことがありますか。

A:

1. 通常、商務部門に申請材料を提出する前に、環境影響評価、公共場所衛生許可、消防検査などの手続きを行わなければなりません。ただし、個別地域においては、これらの要求に対し緩和措置がとられていることもあるため、実務上は、現地の政府部門との意思疎通や協議をはかる必要があるといえます。
2. ホテル内において、ダンスホール、音楽喫茶などのレジャー、サービス店を開設する場合は、国家および現地政府の関連規定に従い、別途、関連許可を取得しなければなりません。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875
住所：中国北京東長安街2号
2. 国家旅行局：<http://www.cnta.gov.cn/>
窓口：飯店管理处
電話：+86-10-65201330
住所：中国北京市建国門内大街甲九号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『旅館業治安管理弁法』：
<http://www.hnaic.net.cn/visit/topic/a/viewhnaic?topicId=871&unitecodeIndex=430000>
3. 『都市排水許可管理弁法』：
http://www.gov.cn/flfg/2007-01/23/content_504717.htm
4. 『〈観光ホテル星ランクの区分と評定（GB/T14308—2010）の実施弁法』：
<http://www.cnta.com/html/2010-12/2010-12-2-10-9-12313.html>
5. 『〈観光ホテル星ランクの区分と評定〉（GB/T14308—2010）』：
<http://www.gsta.gov.cn/pub/lyzw/lyts/2012/09/12/1347436177902.html>
6. 『環境影響評価法』：
http://zfs.mep.gov.cn/fl/200210/t20021028_84000.htm
7. 『建設プロジェクト環境影響評価分類管理名録』：
http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bl/200809/t20080905_128232.htm

43. ベンチャーキャピタル企業

Q：中国でベンチャーキャピタル事業を展開したいのですが、どんな法規定があるか教えてください。

A：

1. ベンチャーキャピタル（Venture Capital、以下 VC と称します）とは、未上場ハイテク技術企業（以下、投資先企業という）に対し株式投資を行い、投資先企業への創業管理サービス提供を通して、収益を得る投資方法をいいます。「外資産業指導目録」によりますと、ベンチャーキャピタルは、奨励外資産業に属しています。
2. ベンチャーキャピタル企業は、会社（法人）、非法人制のパートナー企業（無限または有限パートナー制）の形態で営むことができます。
 - (1) 非法人組織形態のVC企業（以下、非法人 VC と称します）の投資者は、VC 企業の債務に対し連帯責任を負います。ただ、非法人 VC の出資者は、VC 企業契約の中で、同企業の資産では債務弁済が不足している場合、不可欠投資者が連帯責任を負い、他の投資者は出資額を限度に責任を負うと定めることができます。
 - (2) 会社制組織形態のVC企業（以下、会社制 VC と称します）の投資者は、それぞれの出資額を限度に同 VC 企業の債務に対する責任を負います。

Q：VC 企業の設立要件にはどんなものがありますか？

A：

1. 投資者について
2 名以上 50 名以下で、そのうち少なくとも 1 名が不可欠投資者でなければなりません。
2. 出資額について
 - (1) 非法人制 VC 企業への投資者の出資総額の下限額が 1000 万米ドルであること
 - (2) 会社制 VC 企業への投資者の出資総額の下限額が 500 万米ドルであること

- (3) 投資者ごとの出資下限額が 100 万米ドル以上であること（不可欠投資者は除く）
3. 出資通貨について
自由両替可能な通貨、または法に則って獲得した人民元
4. 投資方向が明確で、合法的であること、明確な組織形態があること
5. 3 名以上の VC 経験を有する専門人員を有していること（VC 管理会社が管理を行なう場合は、同条件は必要なし）
6. **不可欠投資者**は、下記条件を備えなければなりません。
- (1) VC を主要業務としている
- (2) 申請前の三年間において、管理している資本の累計額が 1 億米ドル以上で、そのうち少なくとも 5000 万米ドルが既に VC に用いられている
- (3) 3 年以上の VC 経歴を持つ専門管理者を 3 名以上有している。
- (4) ある投資者の**関連実体**が上記条件を満たしている場合、同投資者は不可欠投資者を申請できる。
- (5) 不可欠投資者および上述の関連実体は、本国より VC または投資コンサルティング業務への従事を禁止されたことがない、また詐欺等が原因で処罰を受けたこともない。
- (6) **非法人制 VC 企業**における不可欠投資者の場合は、同企業での引受出資額および実際の出資額がそれぞれ出資者による引受出資総額および実際の出資総額の 1% を下回ってはならず、また同企業の債務についても**連帯責任**を負わなければならない。
- 会社制 VC 企業**における不可欠投資者の場合は、同企業での引受出資額および実際の出資額がそれぞれ出資者による引受出資総額および実際の出資総額の 30% を下回ってはならない。

Q： VC 企業設立までの流れについて教えてください。

A：

1. 設立を予定している VC 企業の所在地にある省級商務部門（例、上海市の場合は上海市商務委員会）に設立申請書および関係書類を提出します。

2. 省級商務部門は、提出書類を受取ってから 15 日以内に審査を完了させ、上級の商務部へ回します。
3. 商務部は、全ての書類を受取った日より 45 日以内に、中国科学技術部との合意を経て、認可の是非について書面決定を出します。認可した場合は、「外商投資企業批准証書」を発行します。
4. 申請者は、「外商投資企業批准証書」発給日より 1 カ月以内に同証書を持参の上、工商行政管理部門にて会社登記手続きを行ないます。

Q：他に留意すべき点がありますか？

A：

非法人制VC企業の投資者の場合は、その出資および関連変更において下記の規定を満たさなければなりません。

1. 投資者は、VCの進捗に基づき、数回に分けて投資先企業への資金を注入することができますが、最長 5 年を超えてはなりません。
2. 投資者は、通常、投資先企業の存続期間中に、引受出資額を減少させることはできません。
3. 不可欠投資者は、投資先企業の存続期間中に、同社から撤退してはいけません。
4. VC企業設立後、新たな投資者が加入を申し込む場合は、必ず法規定およびVC企業契約の規定に符合しなければならず、不可欠投資者の承認を経た後、それに応じてVC企業の契約と定款を変更の上、認可機関に届出なければなりません。

政府の関連窓口

商務部外資司：<http://cytz.mofcom.gov.cn/>

窓口：外資司

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：中国北京東長安街 2 号

上海市商務委員会：<http://www.scofcom.gov.cn/>

電話：021－52881450-1451

住所：上海市崑山関路 55 号 11 階

参考法規

1. 『外資創業投資企業管理規定』:

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200302/20030200069593.html>

2. 『外国企業または個人による中国国内でのパートナー企業設立管理弁法』:

http://www.gov.cn/flfg/2009-12/02/content_1480066.htm

44. 株式投資企業

Q：中国で株式投資事業を展開したいのですが、その企業設立の流れと関係法規定について教えてください。

A：株式投資とは、主に一定範囲の対象から資金を集め、非上場会社の株式へ投資を行うことをいいます。PE投資における一種の主要投資方法であります。PEファンドには、ベンチャーキャピタル（Q&Aの「ベンチャーキャピタル」を参照）も含まれます。

目下、中国には、外資による株式投資を対象とした全国的な統一した法規はなく、一部地域（例えば、北京、上海、天津）に限って、関係規定が公布されているのが現状です。

上海は中国のフィナンシャルセンターとして、同市の株式投資企業に関する法律や制度は手本となる点が多いため、今回の回答では、主に上海市で公布されている関係規定を基に説明を行うことにします。

上海の規定によれば、外資株式投資管理企業の場合の企業種類は会社制、組合制等、外資株式投資企業の場合は組合制等でなければなりません。

1. 外資株式投資管理企業が行える業務

- (1) 株式投資企業の発起設立
- (2) 委託を受け株式投資企業の投資業務に対する管理および関連するコンサルティングサービスの提供
- (3) 株式投資コンサルティング
- (4) 審査認可または登記機関により承認されたその他の関連業務

2. 外資株式投資企業が行える業務

- (1) 許可範囲内で、自社が所有する全ての資金をもつての株式への投資。具体的な投資方法には、企業の新設、既存企業への投資、既存企業出資者による株式譲渡の譲受、法律法規により認められるその他の方法等が含まれる。
- (2) 投資先企業への管理コンサルティングの提供
- (3) 登記機関の承認を経たその他業務

Q：株式投資企業設立にあたって、必要となる条件は何でしょうか。

A：

1. 外資株式投資管理（企業名に「株式投資ファンド管理」の記載がなければなりません）会社の設立条件

(1) 少なくとも 1 名の出資者を有し、当該出資者またはその関連実体の経営範囲には、株式投資または株式投資管理業務が含まれていなければなりません。ここでいう「関連実体」とは、当該出資者が支配するいずれか 1 つの実体、または当該出資者を支配するいずれか 1 つの実体または当該出資者と共同でいずれか 1 つの実体の支配を受ける他の 1 つの実体をいいます。

(2) 次の掲げる条件を同時に具備する 2 名以上の高級管理職を有しなければなりません。

① 5 年以上にわたり株式投資または株式投資管理業務に従事した経歴を有している。

② 2 年以上、高級管理職の任職経験を有している。

③ 中国と関連する株式投資に従事した経歴または中国金融機構での勤務経験を有している。

④ 最近 5 年間に於いて、規則違反の記録または未解決の経済紛争訴訟案件は存在せず、かつ個人信用記録も良好である。

(3) 外資株式投資管理企業の登録資本金（または引受出資額）は、200 万米ドル以上で、現金出資に限ります。登録資本金（または引受出資額）は、営業許可証発行日より 3 ヶ月以内に 20%以上を払い込み、残額については 2 年以内に全部払い込まなければなりません。

2. 外資株式投資企業（企業名に「株式投資ファンド」の記載がなければならない）の設立条件

(1) 引受出資額は 1500 万米ドル以上、現金出資に限られる。

(2) パートナは、自己名義で出資しなければならない。ゼネラルパートナーを除き、

他の各リミテッドパートナーのそれぞれの出資額は 100 万米ドル以上でなければならない。

3. 出資に用いられる通貨は、自由両替可能な通貨または出資者が中国国内で獲得した人民元利益または株式譲渡、清算等により獲得した合法的な人民元収益でなければなりません。

Q：株式投資企業の設立までの流れについて教えてください。

A：

1. 会社制外資株式投資管理企業の設立の流れ
 - (1) 上海市商務委員会への設立申請
 - (2) 上海市商務委員会は全ての申請書類を受取った日より 5 業務日以内に受理如何についての決定を下す。受理した場合は、5 業務日以内に書面で金融服務弁公室の意見を求める
 - (3) 上海市金融服務弁公室は、市商務委員会からの意見伺い書と全ての申請書類を受取った日より 10 業務日以内に書面意見を出す。
 - (4) 上海市商務委員会は、市金融服務弁公室からの書面意見を受取った日より 8 業務日以内に認可または不認可の決定を出す。認可した場合は、「外商投資企業批准証書」を発行する。
 - (5) 申請者は「外商投資企業批准証書」等の書類を持参し、1 ヶ月以内に工商局にて設立登記手続きを行う。
 - (6) 外貨管理局上海分局にて外貨登記手続きを行う。
2. 組合制の外資株式投資管理企業、外資株式投資企業設立の流れ
 - (1) 上海市工商局への設立申請
 - (2) 上海市工商局は全ての申請書類を受取った日より 5 業務日以内に書面で市金融服務弁公室の意見を求める。
 - (3) 上海市金融服務弁公室は、市工商局からの意見伺い書と全ての申請書類を受取

った日より 10 業務日以内に書面意見を出す。

- (4) 上海市工商局は、市金融服務弁公室の書面意見を受取った日より 5 業務日以内に、設立登記の認可如何についての決定を下す。登記を認可した場合は、営業許可証を発行する。
- (5) 上海市工商登記資料などを持参し、外貨管理局上海市分局にて外貨登記、口座開設の認可等の外貨管理上の手続を行なう。

Q：上記以外に、何か留意すべき点がありますか

1. 外資株式投資管理企業を除き、他の外資企業は、企業名の中で「株式投資ファンド管理」という文字を使用してはいけません。外資株式投資企業の場合は、企業名の中で「株式投資ファンド」という文字を使うことができます。
2. 外資株式投資企業は、条件を満たす国内銀行を資金カストディアンとしなければなりません。
3. 外資株式投資企業は、国内で株式投資を行う際に、国家の外資出資関連の法律、行政法規、規則に従わなければなりません。

政府の関連窓口

1. 上海市工商局：<https://www.sgs.gov.cn/shaic/>
電話：021 - 64220000-5475
住所：上海市肇嘉浜路 301 号
2. 上海市商務委員会：<http://www.scofcom.gov.cn/>
電話：021 - 52881450-1451
住所：上海市娄山関路 55 号 11 階

参考法規

1. 『上海市における外商投資株式投資企業の試行開始についての実施弁法』：
http://shanghai.pbc.gov.cn/publish/fzh_shanghai/2904/2011/20110112143857867759114/20110112143857867759114.html

2. 『株式投資企業の規範的な発展促進に関する国家発展改革委員会弁公室の通知』：
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2011tz/t20111208_449924.htm
3. 『上海市の株式投資企業の工商登記等の事項についての通知（改定）』：
http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/grsds/201105/t20110523_306218.html

45. コンサルティング会社

Q：中国でコンサルティング会社に投資したいと思いますが、どのような規定がありますか。

A：一般的に、外国投資者は中国でコンサルティングサービスに従事することができます。コンサルティング会社を設立する場合、登録資本金、投資者経営資格等の面で特別規定はないため、『会社法』、『外資企業法』等の関連規定に従うことになります。ただし、コンサルティングサービスの内容は広範であるため、実務上は、コンサルティングサービスの内容により、審査の難度も異なります。国家発展改革委員会および商務部が 2011 年 12 月 24 日に共同で公布した『外商投資産業指導目録』では、以下のように規定されています。

1. 外国投資者が国際経済、科学技術、環境保護、物流等の情報コンサルティングサービスに従事する場合は、国家許可類業界に属します。関連する政府部門も外国投資者が中国でこのような会社に投資を行うことを歓迎しています。実務では、当該種類の会社を設立するうえでの審査の難度はあまり高くありません。
2. 外国投資者が法律コンサルティング、市場調査等のコンサルティングサービスに従事する場合は、制限類に属します。審査の実務では、政府部門は業界配置等の要素を総合的に考慮したうえで、その実行可能性を確定しており、審査難度は比較的高いものとなっています。当該業界については、政府部門と事前に意見疎通、協議を行うことが必要です。
3. 国家秘密、国家安全の社会調査に関するコンサルティング会社は、禁止類に属します。実務では、一般的に外商投資者による当該業務の従事を禁じています。
4. 上述の業界のほか、一部の特殊な業界（例えば医薬コンサルティング）については、許可類に属しその設立に特別な制限がなかったとしても、国の経済と人民の生活等の要素にかかわることから、実務上、政府部門も審査に対して比較的慎重な態度をとることとなります。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：

1. 外商投資者は外商投資コンサルティング会社の設立申請資料を、審査権限を有する商務主管部門に提出し、商務主管部門は関連規定に従い許可するか否かに関する回答を決定します。設立を許可する場合、「外商投資企業批准証書」を交付します。投資者は当該回答、批准証書を携えて工商登記手続きを行い、法人営業許可書を受領します。
2. 投資者が商務主管部門に提出する主な申請文書は、以下のとおりです。
 - (1) 申請報告（F/S 分析を含む）
 - (2) 法律文書送達授權委託書
 - (3) 工商行政管理部門が発行する企業名称仮登記通知書（写し）
 - (4) 投資側授權代表が署名した外資企業契約、定款（独資企業の場合、定款のみ）
 - (5) 公証および認証を経た国外投資者主体資格証明または身分証明および中国語翻訳文書
 - (6) 国外投資者銀行信用証明および中国語翻訳文書
 - (7) 国内投資者営業許可証（写し）および銀行信用証明
 - (8) 各投資者授權代表の身分証明書（写し）
 - (9) 各投資者が発行する董事会メンバー（或いは執行董事）、監事会メンバー（或いは監事）委任書、身分証明書（写し）
 - (10) 会社登録地使用許可証明または賃借協議、賃貸側の所有権証明（写し）
 - (11) 国資部門が発行する関連批准文書あるいは届出文書（国有資産の事業は国有資産管理の関連規定により提供する）
 - (12) 仲介機構を通して代理申請する場合、代理協議を提供し、代理機構の営業許可証（写し）
 - (13) 審査機関が要求するその他の文書

Q：その他に、注意すべき点はありますか。

A：

1. 外商コンサルティング会社には登録資本金に関して特別な制限がありませんが、実務上は登録資本金および投資総額の設定には合理性が要求され、事業規模に一致しなければなりません。
2. 一部の特殊な業界では、商務部門に設立申請資料を提出する前に、業界主管部門の許可を事前に得なければなりません。例えば、会計コンサルティング、市場調査、都市企画コンサルティング、旅行コンサルティングなどが、これに含まれます。

政府の関連窓口

1. 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司サービス業処
電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875
住所：中国東長安街2号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『中華人民共和国外資企業法』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_69774.htm
3. 『中華人民共和国会社法』：
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-10/28/content_85478.htm

46. コンビニエンスストア

Q：中国でコンビニエンスストアを出店したいのですが、関連する法規定についてご教示いただけませんか？

A：2011年度の「外商投資産業指導目録」によりますと、コンビニエンスストアは、中国で小売業に属します。中国でのコンビニエンスストアの出店自体は、それほど困難ではありません。その設立と運営に必要な条件につきましては、第2編「商業企業」の関連事項についての記載をご参考ください。なお、コンビニエンスストアは、その業態の特徴から、法律上、一部規制が適用されています。ここでは、コンビニエンスストアに関わる特に注意すべき事項について説明します。

1. プリパッケージおよび店頭調理販売食品の販売

「食品流通許可証管理弁法」の規定に基づき、コンビニエンスストアで食品を取扱う場合は、工商局に「食品流通許可証」を申請しなければなりません。また、同許可証を取得した後は、その正本を営業場所の目立つところに掲げなければなりません。

コンビニエンスストアの経営者は、店内でプリパッケージ食品以外にもおでんや（お茶で煮込んだ）ゆで卵、焼きソーセージ、饅頭等といった幾つかの店頭調理販売食品を取扱うことはできますが、これら食品の調理に際しては電子加熱設備を利用しなければならず、火気を使ってはいけません。店内で食品に触れる従業員は、現地の疾病抑制センターが指定する病院で健康診断の上、「健康証明証」を取得しなければなりません。同証明書の取得には約一週間が必要となります。「健康証明証」も店内の目立つ場所に掲げなければなりません。

2. コンビニエンスストアで酒類商品を取扱う場合は、「酒類商品小売許可証」を取得する必要があります。外資コンビニエンスストアの場合は、タバコを販売することができません。

「酒類流通管理弁法」および「酒類商品小売経営管理規範」の規定によりますと、酒類商品小売経営者は同類商品の取り扱いに際して許可を得なければならず、かつ未成年者には酒類商品を販売してはいけません。許可証は、営業場所の目立つ場所に掲げなければなりません。

「タバコ専売許可証管理弁法」の規定に基づき、外資商業企業はタバコ専売品の卸売りまたは小売業務に携わることも、フランチャイズ、加盟店募集およびその他の再投資等の別の形式でタバコ専売品業務を展開することもできません。上記から、現段階で、外国資本が中国でタバコ類商品を取扱うことはできません。

3. 出資比率についての特別規定について

目下、穀物の購入、穀物、綿花、植物油、砂糖、タバコ、原油、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、石油精製品等の商品を取扱う商業企業に対しては、法律上、その出資比率に関して規制が設けられています（中国国内で計 30 を超える店舗を開設し、異なる供給元から仕入れた異なる種類とブランドの商品を販売しているチェーン店の場合は、中国側出資者が支配権を有していなければなりません）。

上記からもお分かりのように、同一の外国出資者が国内で計 30 を超える店舗を開設し、かつ異なる供給元から仕入れた異なる種類とブランドの商品を販売する場合、その出資比率は 49%を超えてはいけません）。

4. コンビニエンスストアにおいて、加盟店の方式でチェーン店を出店する場合は、フランチャイズにかかわるため、商務機関に届出を行ない、届出証明を取得しなければなりません。

2011 年の「外商投資産業指導目録」によりますと、フランチャイズ経営は外資許可類事業に属されます。外国投資者は、中国で適法に会社を設立し、同類業務を展開することができます。「商業特許経営管理条例」の規定に基づき、フランチャイズ経営活動

に携わるフランチャイザーは、成熟した経営モデルを有しており、かつフランチャイジーに運営上の指導、技術サポートと研修等のサービスを継続的に提供できる能力を具備していなければなりません。フランチャイザーがフランチャイズ事業に携わる場合は、少なくとも2つの直営店を有し、かつ経営期間が1年以上でなければなりません。

「商業フランチャイズ経営管理弁法」、「省級主管部門へ商業フランチャイズ経営届出業務を依頼することに関する商務部の通知」、「商業フランチャイズ経営管理業務を一段と強化することに関する商務部弁公庁の通知」の規定に基づき、国内のフランチャイズ経営者の届出については、省級または県級以上の商務部門が、外国のフランチャイズ経営者の届出については、商務部が管轄することになっています。フランチャイズ経営につきましては、第21編「フランチャイズ経営」を参照してください。

5. コンビニエンスストアの商品配達

商業企業としてのコンビニエンスストアは、商品の卸売りと小売を営むのみで、商品の配達を行うことはできません。商品を運送する場合、中国では「道路運送経営許可証」を取得しなければなりません。しかし、同手続きは、複雑なため、実務上、直接第三者の道路運送企業に商品の配達を依頼するのが通常です。

商業企業も経営範囲の拡大を通して道路運送を事業内容として追加することもできますが、関連手続きおよび具体的な法規定につきましては第9編「道路運送企業」をご参照ください。

なお、上海では、外資による投資を奨励するという観点から、自社用車輛を用いて上海市内の自社店舗に貨物を配達する際に「道路運送経営許可証」を取得しなくてもよいとされています。ただし、上海市以外の地域にある自社店舗に貨物を配達する場合は、上記の許可証を取得しなければなりません。

A :

1. コンビニエンスストアの設立に際しては、一般商業小売企業設立の手続き以外にも、各地域やコンビニエンスストアの立地場所によっては、設立前に環境影響評価が必要となり、環境保護部門の承認を得なければならない場合があります。
2. コンビニエンスストアは比較的に面積が小さく、かつ内装工事費用もそれほどかからないため、通常、消防機関の検査・承認手続きは必要ありません。例えば、上海の場合、内装工事費用が 100 万元を超えた場合は、消防機関にて検査、承認手続きを行わなければなりません。しかし、各地の消防部門によって規定も異なるため、コンビニエンスストアを設立する際は、現地の消防部門にご確認ください。
3. 中国で外資コンビニエンスストアを出店する場合、日本のコンビニエンスストアで普通に行われているコピーやプリントサービスは、中国では印刷業の業務に属しているため、商業企業の事業範囲には入らず、直接上記のサービスを提供することはできません。外資印刷業会社に対する要件はより厳しく（詳細については、第 11 編の印刷業をご参照ください）、一般のコンビニエンスストアは、その要件を満たすことができないため、これらのサービスについてはコンビニエンスストアでは提供できません。

政府の関連窓口

商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務業処

電話：+86-10-65197962；+86-10-65197875

住所：中国北京東長安街 2 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>

2. 『食品流通許可証管理弁法』：
http://www.gov.cn/flfg/2009-08/12/content_1389060.htm
3. 『酒類流通管理弁法』
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200511/20051100748397.html>
4. 『酒類商品小売経営管理規範』：
<http://jlscyxs.mofcom.gov.cn/vino/html/flfg/2008/11/1226138691586.html>
5. 『タバコ専売許可証管理弁法』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2007/content_830535.htm
6. 『商業フランチャイズ経営管理条例』：
<http://xfgc.mofcom.gov.cn/manager/news.do?method=view&id=681>
7. 『商業フランチャイズ経営届出管理弁法』：
<http://xfgc.mofcom.gov.cn/manager/news.do?method=view&id=2477873>
8. 『省級主管部門へ商業フランチャイズ経営届出業務を依頼することに関する商務部の通知』：
<http://lzfzs.mofcom.gov.cn/aarticle/diaocd/200904/20090406212537.html>
9. 『商業フランチャイズ経営管理業務を一段と強化することに関する商務部弁公庁の通知』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/h/redht/201208/20120808301380.html>

47. 上演場所経営業

Q：中国でライブハウスを開くには、どのような規定がありますか。

A：ライブハウスという業種は中国においては「上演場所の経営」行為に属すると理解されます。2011年版『外商投資産業指導目録』の規定によれば、上演場所の経営は奨励類に属しているものの、中国側が持分を支配しなければならないとされています。

『営利性演出管理条例』およびその実施細則の規定によれば、外商投資による上演場所経営の条件は以下のとおりです。

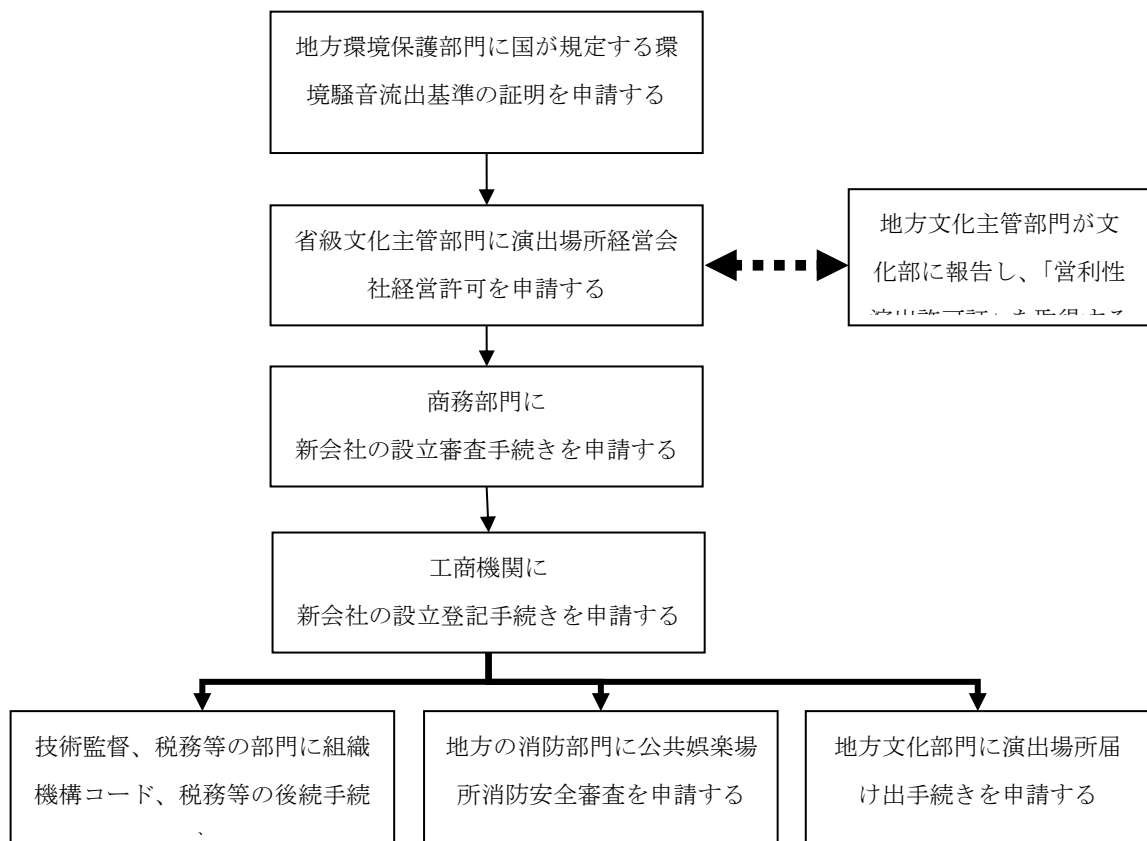
1. 外資は独資で上演場所を経営する会社を設立することができず、中外合弁、中外合作の方法で設立するしかありません。さらに、外資による上演場所経営会社は、中国側出資者の出資比率が51%を下回ってはならず、かつ中国側出資者が経営主導権を有しなければなりません。つまり、外資の上演場所経営会社における外国出資者の出資比率が49%を超えてはならないほか、合弁、合作契約によって外国出資者に経営主導権を約定することも出来ません。
2. 香港、マカオの投資者は大陸内で合弁、合作、独資経営の上演芸能機関、上演場所経営会社を設立することが出来ます。
3. 法律では外商が投資する上演場所の登録資本に対して制限がされていませんが、通常の規制に従うと、二人以上の投資者がいた場合は登録資本金が最低3万人民元、一人の投資者しかいない場合は登録資本金が最低10万人民元となります。なお、審査機関は通常、経営規模に応じた登録資本金を要求しますので、以上の基準を満たしたとしても、もしそれが少なすぎると判断された場合には、許可されないことが多いでしょう。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：上演場所は文化娯楽場所に属することから、その設立は多数の許可審査手続きにかかります。これらの審査は主に以下のとおりです。

1. 国が規定した環境騒音発生基準に合致する証明。『中華人民共和国環境騒音污染防治法』の規定によれば、新規設立した営利性文化娯楽場所の隣接地での騒音は、国が規定する環境騒音流出基準に従わなければならない、関連基準に合致しない場合、文化部門は許可してはならず、工商部門も営業許可証を発行してはなりません。なお、ここでいう営利性文化娯楽場所は上演場所を含みます。
2. 文化部門の許可。『営利性演出管理条例』の規定によれば、外資上演場所経営会社を設立する際に、省級文化主管部門を経て国務院文化部に申請を提出し、文化部許可及び関連許可文書を取得しなければ、その他の設立手続きを行うことが出来ません。
3. 公共娯楽場所消防安全審査。『中華人民共和国消防法』第十五条の規定によれば、公衆集合場所の使用開始、営業前においては、公安消防機関に消防安全検査を申請する必要があり、消防安全検査を通らなければ、公衆集合場所を使用することが出来ません。なお、ここでいう公衆集合場所は上演場所を含みます。一部の地域は当地の公安機関、衛生部門の許可を得なければ経営できないと規定しています。

上海を例にとると、外資の上演場所経営会社における手続きは以下のとおりです。



上演場所の設立時間は長く、通常は、文化主管部門の許可期限に約2ヶ月（文化部の許可を含む）、事後手続きに3～4ヶ月程度かかります。

Q：そのほかに、注意すべきことはありますか。

A：

1. ライブハウスが受ける上演事業については、上演側が地方文化管理部門に営利性上演許可を別途申請しなければ上演できません。
2. ライブハウスを設立するには、緊急放送、照明施設、安全出入口に分かりやすいように標識を備え、出入口の通行を確保しなければなりません。
3. 『営利性演出管理条例』によれば、上演場所が収容する観客数は、公安部門に許可申請していなければならないとされています。観客区域と緩衝区域は公安部門によって決められ、緩衝区域には明瞭なかたちで標示がなければなりません。上演を行う側は公安部門が批准した観客数、定められた観客区域にもとづいてチケットの印

刷と販売を行います。改札時に、上演場所に入場する観客が許可数に達しても、入場待ちの観客がまだいる場合、直ちに改札を中止し、所在地県級人民政府公安部門に報告しなければなりません。観客が観客区域以外のチケットまたは虚偽のチケットを所持していた場合、入場を拒否し、直ちに所在地県級人民政府公安部門に報告しなければなりません。

4. 『営利性演出管理条例实施细则』の規定によれば、上演場所経営会社とは上演活動のために専門的に上演場所およびサービスを提供する経営者です。したがって、外資の上演場所経営会社の経営項目は「専門の上演場所およびサービスの提供」に限定されます。例えば、外資の上演場所経営会社が上演場所とサービスのほかに、食品販売、酒類販売を実施する場合、別途に「食品流通許可証」、「酒類経営許可証」等の政府審査手続きを行わなければなりません。
5. 場所の要求。目下、全国には上演場所と施設に対する統一した規定はありませんが、地方の文化部門が許可する際の、固定座席の数、上演場所の面積、化粧室の位置及び面積等の条件については、地方によって基準が異なります。そのため、投資者は設立前に、当地の文化管理部門にこれらの点について事前に確認したほうが良いでしょう。
6. ライブハウスは中国では新興ビジネスであり、現在、少数の国内資本のライブハウスが上海、杭州、北京等の地で設立されています。しかし、バーの名義で経営および審査が行われているのが一般的なケースです。上演のあるバーは中国で飲食サービスの娯楽場所に該当するため、その設立には主に「飲食サービス許可証」および「文化経営許可証」を申請する必要があります。なお、厳密に言えば、上演のあるバーは、日本でよく見られる上演場所を主に提供するライブハウスとは業態が異なります。本稿では上演経営場所のみを紹介させていただきました。上海市文化放送影視管理局に問い合わせたところ、近年では外資上演場所が許可されたことは一切ないとのことでした。

参考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf>
2. 『營利性演出管理條例』：
http://www.gov.cn/zwgk/2005-11/23/content_17086.htm
3. 『營利性演出管理條例實施細則』：
http://www.gov.cn/gzdt/2009-09/03/content_1408312.htm
4. 『中華人民共和國環境騒音污染防治法』：
http://zfs.mep.gov.cn/fl/199610/t19961029_81926.htm
5. 『中華人民共和國消防法』：
http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm

本報告書に関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

サービス産業課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

T E L : 03-3582-5238

F A X : 03-5572-7044

Email : CIE@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。